萬フラン（一九三六年）と二三三百萬フラン（一九二九年）との間を變動したが、考察期間全體を通じて見れば五二八・八百萬フランであつた。

次に示す表は實際應募金額を發行會社の登記された本店の所在地が佛蘭西であるか又は印度支那であるかの區別に從ひ分類表示したもので、更にこれを次の三類に區別表示した。即ち

（1）佛蘭西に於て强制法定公告集（Bulletin des annonces légales obligatoires）に募集廣告を出した發行（主として佛蘭西にて行はれた發行額）

（2）印度支那公報に廣告された發行——但し既に前項に含まれてゐるものを除外する。（主として印度支那のみに於て行はれた發行）

（3）以上二刊行物の孰れにも廣告されなかつた發行（此の發行は主として印度支那に於て實行されたものと考へて差支へない）。

（單位百萬フラン）

年次	發行會社の本店所在地		B.A.L.Oに廣告された發行	印度支那公報に廣告された發行	其他の發行
	佛蘭西	印度支那			
1924年	171.1	77.3	147.7	16.8	84.4
1925年	123.4	77.7	101.1	49.7	50.3
1926年	298.0	334.9	355.9	99.1	177.9
1927年	204.5	452.4	353.0	150.5	153.4
1928年	331.8	420.7	378.4	181.6	192.5
1929年	231.0	498.6	432.5	174.2	122.9
1930年	315.8	280.9	317.2	164.5	115.0
1931年	116.5	71.6	127.0	27.1	33.5
1932年	81.6	48.0	52.5	16.1	61.0
1933年	87.4	46.5	120.7	5.2	8.0
1934年	22.3	26.5	36.7	3.1	8.7
1935年	1.5	39.2	26.0	2.1	12.6
1936年	39.3	63.1	83.4	2.9	16.1

第十五節　獨　逸

一九三三年末に至るまでの獨逸の國際收支に關しては公式統計が本調書の一九三三年度版に揭載されてゐる。一九三四及三五年度に關する推算額は餘り詳細ではないが、獨逸帝國統計年鑑一九三六年度版に發表されてゐるから、形式を多少變更して一九三三年度のものと一括して次に再錄した。尙は獨逸の公式刊行物——「獨逸帝國統計四季年報」（Vierteljahrshefte für Statistik des deutschen Reichs）及「經濟及統計」（Wirtschaft und Statistik）に揭載の貿易統計——に據る一九三六年の若干の項目に對する數字をも同時に表示して置いた。

貨物、勞務及金（百萬「ライヒス・マルク」）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ 貨物								
(1) 貨物（記錄上の）	4,908	4,184	4,284	4,774	4,245	4,476	4,168	4,238
(2) 項目(1)の修正								
(a) 船舶買賣價額	—	1	1		1	—	—	

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
(b) 遠洋漁業	2	2	1	1	—	—	—	—
(c) 加工貿易	70	69	61	73	73	78	65	72
Ⅱ利子及配當								
(3) 利子及配當金	150	125	100		850	(1) 750	(1) 650	
Ⅲ其他の勞務								
(4) 舶船收入								
(a) 航海運賃	321	319	341	410	—	—	—	—
(b) 傭船料、救助料等	11	15	7	12	—	—	—	—
(c) 旅客船賃	75	56	64	73	—	—	—	—
(5) 港灣使用料	20	22	22	23	214	193	202	215
(6) 鐵道運賃及內水航行運賃	94	100	90		24	27	30	
(7) 保險關係收支	—	—	40		(2) 21	(2) 20	60	
(8) 郵便、電信及電話	3	—	(2) 1		16	(2) 1	—	
(9) 移民資金	—	—	—		(3)	120	100	
(10) 觀光客出費	165	328	320		113	120	125	
(11) 在外公館經費	20	(4) 30	(4) 30		32	32	30	
(12) 賠償支拂金	—	—	—		147	(5)	(5)	
(13) 其他の項目								
(a) 電力發送	2	2	2		12	17	17	
(b) 特許權使用料	(6) 15	16	22		(6) 5	29	39	
(c) 其他の項目 (7)	14	—	—		—	—	—	
Ⅴ金								
(14) 金貨及金地金（記錄上）	797	483	36	97	365	258	142	92
(15)「ライヒス・バンク」の在外預金の變動	1	22	1	—	—	—	—	6
計	6,668	5,774	5,423		6,118	6,121	5,628	
差引受（＋）拂（－）超過								
(a) 貨物及勞務	＋ 117	－ 594	－ 100					
(b) 金	＋ 433	＋ 247	－ 105	－ 1				
(c) 貨物、勞務及金	＋ 550	－ 347	－ 205					

(1) 1934及35年度の債務利子支拂額は以前に賠償支拂金（項目12）に包括されてゐた「政治的債務關係の支拂額」並に資本勘定の貸方に計上されてゐる資本輸入額に依り相殺された送金されなかつた利子支拂額を含む。

(2) 差引純額。

(3) 資本項目(3)に計上の金額に含まれてゐる（と見て差支へなからう）。

(4) 若干の其他の項目を含む。

(5) 項目(3)の中に包括されてゐる。

(6) 確定數字でない。

(7) 移民の送金、手數料等（1934年以降のものは項目(11)に包括せしめた）。

資本項目　（單位百萬「ライヒス・マルク」）

項目	受入又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1986年
Ⅰ長期投資								
(1) 有價證券及長期信用の移動	200	—	67		250	200	100	

項目	受入又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅱ短期投資								
(2)「ライヒス・バンク」の外國爲替保有額の減少	29	117	33		—	—	—	
(3) 其他判明せる短期信用の移動	(1) 603	1,310	770		(1) 1,360	800	510	
Ⅲ性質不明の資本移動								
(4) 性質不明の資本流出入(2)	228	—	—		—	80	55	
計	1,060	1,427	870		1,610	1,080	665	
資本の流出(−)入(+)超過	− 550	+ 347	+ 205					

(1) 1933年の項目(3)に計上の金額は原報告書では單に「其他の資本取引」と云ふ題名の下に計上してある貸方100、借方 110を此處に含ませてある。

(2) 本項目に計上の數字は直接的な證據に依據したものではない。

總括表 (單位百萬「ライヒス・マルク」)

	貨物、勞務及金					資本項目				
	貨物	利子及配當金	其他の勞務	金	計	長期	短期	性質不明	計	各項目計
1924年 殘高	− 1,848	+ 159	− 12	− 253	− 1,954	+ 1,000	+ 541	+ 413	+ 1,954	—
1925年 同	− 2,362	− 6	− 636	− 519	− 3,523	+ 1.214	+ 605	+ 1,704	+ 3,523	—
1926年 同	+ 817	− 173	− 742	− 641	− 739	+ 1,454	+ 201	— 916	+ 739	—
1927年 同	− 2,890	− 345	− 1,018	− 99	− 4,352	+ 1,778	+ 2,264	+ 310	+ 4,352	—
1928年 殘高	− 1,250	− 563	− 1,323	− 922	− 4,058	+ 1,788	+ 1,270	+ 1,000	+ 4,058	—
1929年 同	+ 31	− 800	− 1,630	+ 376	− 2,023	+ 660	+ 484	+ 879	+ 2,023	—
1930年 同	+ 1,644	− 1,000	− 1,173	− 13	− 542	+ 1,119	+ 169	− 746	+ 542	—
1931年 同	+ 2,858	− 1,200	− 543	+ 1,151	+ 2,266	+ 180	+ 904	− 3,350	− 2,266	—
1932年 同	+ 1,054	− 900	+ 98	+ 182	+ 434	+ 14	− 684	+ 236	− 434	—
1933年 貸方	4,980	150	740	798	6,668	200	632	228	1,060	7,612
借方	4,319	850	584	365	6,118	250	1,360	—	1,610	7,612
殘高	+ 661	− 700	+ 156	+ 433	+ 550	− 50	− 728	+ 228	− 550	—
1934年 貸方	4,256	125	888	505	5,774	—	(1,427)	—	(1,427)	7,201
借方	4,554	(750)	559	258	(6,121)	200	800	80	1,080	7,201
殘高	− 298	(− 625)	+ 329	+ 247	(− 347)	− 200	(+ 627)	− 80	(+ 347)	—
1935年 貸方	4,347	100	939	37	5,423	67	(803)	—	(870)	6,293
借方	4,233	(650)	603	142	(5,628)	100	510	55	665	6.293
殘高	+ 114	(− 550)	+ 336	− 105	(− 205)	− 33	(+ 293)	− 55	(+ 205)	—

一九三四年及一九三五年度に於ける利子及配當金の支拂高數字は、資本項目(3)の貸方側に勘定されてゐる獨逸國債の增加に依つて相殺されてゐる移動されなかつた利子支拂額を含むものである。勘定の貸借兩側に或一國から支拂はるべき金額にして再び當該國に投資された金額を包括せしめることは本調書に記載せる若干の國々の勘定に適用した諸原則と一致してゐる。然し再投資が自發的に行はれる場合と債權國に對して資本移動の自由揮擇權がない場合とは區別して考へることが必要である。上述の金額を總括表で括弧を附して記入したのは右の理由に因るのである。

本調書の前年度版に於けると同樣上掲の各表に於ても避け得ない誤差及脫落に基く殘額は「性質不明の資本移動」(註)と云ふ表題の下に資本項目の中に包括せしめた。從つて斯る表題に對して示されてゐる金額は單に簿記上のものに過ぎず、之

に依り資本項目の勘定尻が貨物、勞務及金に基く勘定尻に適合するやうに調整されてゐる。此の金額は勘定全體に於ける誤差及脱落を含んでゐる。脱落したものゝ中若干のもの例へば移民資金及仲介人の利得金等の如きものは事實上貨物、勞務及金勘定に關聯してゐる。資本項目の中、既存の有價證券の賣却及短期債務額の變動等に關するものは不完全なものであると考へられてゐる。

註　原報告書に於ては此の金額は一九三二年末までは「分類し得ない資本移動(殘額と見做し)」として又其後に於ては「性質不明の殘額」として示されてゐる。

「ドウズ」公債の利子及「ヤング」公債の利子の三分の二は、一九三三年末までは狹義の賠償支拂金と共に「其他の勞務」(項目(12))の中に記入されてゐる。一九三四年初からは「政治的債務に基く支拂額」は總て利子支拂額(項目(3))の中に包括されてゐる。

記錄された金輸出入額勘定(項目(14))の內譯は次の通りである。

(單位百萬「ライヒス・マルク」)

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
(1)「ライヒス・バンク」の金取引額	+ 109	+ 417	+ 285	− 4	+ 22
(2)其他の金貿易(純)	+ 5	+ 15	− 60	− 102	− 17
計	+ 114	+ 432	+ 225	− 106	+ 5

原報告書に於ては右表二項目の中第(11)のものは貨物と一括されてゐる。

勘定の各種項目の推算方法に關する詳細な說明に就ては本調書の一九二九年度版に記述してあるから參照されたい。

國際貸借

次に示す表は獨逸に於ける外國人の投資額の變動を示すものである。但し對外債務五千馬克以下の債務者は除外されてゐる(尙一九三四年に於て斯る債務の總額は約一〇〇百萬馬克と推算された)。最後の欄內に示されてゐる數字は獨逸會社の株式、土地所有、外國商社の在獨支店への參加等の形式に依る獨逸に於ける外國投資額及獨逸に於て發行された外國人に依り所有されてゐる獨逸證券額を表示するものである。

(單位十億「ライヒス・マルク」)

年月	貸付及信用					其他の外國投資(推定)
	長期	短期			計	
		据置債務	其他	計		
1930年6月末	10.8	—	16.0	16.0	26.8	•
1931年7月末	10.7	6.3	6.8	13.1	23.8	5.9
1931年11月末	10.7	5.4	5.2	10.6	21.3	5.3
1932年2月末	10.5	5.0	5.1	10.1	20.6	5.3
1932年9月末	10.2	4.3	5.0	9.3	19.5	4.3—5.3
1933年2月末	10.3	4.1	4.6	8.7	19.0	(a) 4.2
1933年9月末	7.4	3.0	4.4	7.4	14.8	(a) 4.2
1934年2月末	7.2	2.6	4.1	6.7	13.9	(a) 4.2
1935年2月末	6.4	2.1	4.6	6.7	13.1	•
1936年2月末	6.1	1.7	4.6	6.3	12.4	•
1937年2月末	5.4	1.2	4.2	5.4	10.8	•

(a) 內直接投資は4.0、外國人所有債は0.2である。

短期信用とは調査の日より一年以內に支拂はるべき信用を意味する(「クレディット」と云ふ元來の意味には反するが)。

右表の數字は外國に於て發行された獨逸證券で債務者の知らない內に獨逸人に依つて所持されてゐるものも含むと思はれるから、右數字は實際よりは多額であることが指摘されてゐる。

一九三〇年六月末と一九三六年初とを比較すると獨逸の對外的長短期債務は約百四十億「マルク」減少してゐる。而して其內百億「マルク」は實際支拂額を表はし、四十億「マルク」は主要債權國の通貨價値下落に歸因するものである。獨逸債務の利拂金額の送金は一九三五年六月末に終る十二箇月間に約三〇〇百萬「マルク」に達し、次の十二箇月に二五〇百萬「マルク」に達した、後の期間に於て賃付契約に基いて支拂はれた金額は約九〇〇百萬「ライヒス・マルク」であつた。

獨逸の長期債の詳細に關しては本調書の一九三三及三五年度版を參照され度い。尙其中に記述されてゐる報告は獨逸株式會社くの外國參加に關する次の資料（上揭表の最後の欄に含まれてゐる）を相俟して考へるといゝだらう。

獨逸株式會社くの外國參加（獨逸帝國統計四半年報一九三六年第四四半期、經濟と統計一九三七年第十四號に據る）　一九三五及三六年末に於ける獨逸株式會社くの外國參加は夫々一、四六〇及一、二六六百萬「ライヒス・マルク」に達した。此の金額は獨逸株式會社の株式資本總額の夫々七・五%及六・六%であつた。尙上記數字は外國資本の直接參加のみに關するものである。上記金額の國別は次の如くである（單位百萬「マルク」）。

	1935年末	1936年末		1935年末	1936年末
米國	384.93	283.19	瑞典	62.50	66.78
和蘭	244.74	249.26	「ルクセンブルグ」	65.46	65.86
瑞西	186.67	175.76	佛國	61.21	53.46
白耳義	137.20	125.27	墺太利	20.65	19.84
「チエツコスロヴアキア」	116.22	112.65	伊太利	22.23	16.68
英國	128.06	74.69	諾威	8.35	11.21
丁抹	9.85		伯剌西爾	0.43	0.43
「ダンチヒ」自由市	3.98	(1) 3.98	其他の諸國（數字のみ）	1.56 0.17	— 1.24
土耳其	2.90	2.85			
日本	1.00	1.00	外國資本總計	1,460.07	1,266.20
羅馬尼亞	0.84	0.84	株式資本總額	19,556.19	19,224.60
洪牙利	0.53	0.65			
波蘭	0.59	0.59			

（1）「其他の諸國」中に包含されてゐる。

米國資本は主として化學工業に投資されてゐる（一九三六年末八六百萬「ライヒス・マルク」）。次に自動車工業（七七百萬）、電氣工業（三〇百萬）、商業（三〇百萬）及銀行、爲替業、保險會社（二四百萬）の順である。和蘭の資本は纖物及化學工業が主で（夫々八二及七七百萬「ライヒス・マルク」）、次に銀行、爲替業及保險會社（二八百萬）に參加してゐる。瑞西資本は主として公共事業株に投資し（五八百萬「ライヒス・マルク」）次に若干の製造工業に投資してゐる（合計六九百萬）。白耳義資本は主として公共事業及化學工業（夫々三五及三六百萬「ライヒス・マルク」）に參加してゐる。「チエツコスロヴアキア」資本の中九四百萬「ライヒス・マルク」は褐炭礦山（就中「ベチエツク」關係）に投下されたものである。英國の參加資本は多種多樣の工業に分散されてゐるが、其中で特記すべきものは化學工業への二五百萬「ライヒス・マルク」である。「ルクセンブルグ」の資本家は主として電氣工業に興味を感じてゐる（四一百萬「ライヒス・マルク」）。

第十六節　希臘

一九三六年度希臘の國際收支に關する報告書は同國政府より供給された。同報告は希臘銀行に依り發表されたが（註）、項

目に若干の修正を加へた上之を昨年發表した一九三一―三五年度の報告と一括再錄すれば左の通りである。

註　The Economic Situation in Greece and the Bank of Greece in 1936 參照。尙之は希臘銀行總裁「イー・ジェー・ッーテロス」氏が一九三七年二月二十七日開催の株主總會で述べた報告である。

本調書の前年度版に於ては金額は金磅に依り表示されてゐたが最近數年間の原報告に於いては瑞西「フラン」を用ひてゐるので以下の諸表に於ては其儘にして置いた。

對外公債の年賦償還金は原報告書に於ては利子支拂額と區別されてゐないので同公債の元利拂は總て次表に於ては利子と一括して示して置いた。金の移動は資本項目(2)(希臘銀行の金及外貨準備の變化)に包括されてゐるやうである。

數字は「大體に於て正確なもの」であると云ふことである。

貨物及勞務（政府債務の年賦償還を含む）（單位百萬瑞西「フラン」）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ貨物								
(1)貨物	161.0	156.7	203.0	207.3	249.6	251.8	305.3	334.4
Ⅱ利子及配當（公債の年賦償還を含む）								
(2)公債の利拂 (1)	4.6	5.1	10.2	11.8	20.1	37.7	18.9	34.4
(3)希臘に對する外國投資に基く利子及配當	—	—	—	—	43.0	25 0	17.0	16.0
(4)短期對外資産に基く受取利子								
(a)希臘銀行	0.3	0.1	0.1	0.1	—	—	—	—
(b)其他の銀行	0.2	0.4	0.5	0.5	—	—	—	—
(5)希臘對外投資に基く利子收入及配當金受取	36.3	30.0	35.0	30.0	—	—	—	—
Ⅲ其他の勞務								
(6)船舶運賃純收入	19.2	25 0	22.7	26.7	—	—	—	—
(7)保險料	—	—	—	—	0.8	1.0	1.0	1.2
(8)移民の送金	77.6	45.5	32.3	55.4	—	—	—	—
(9)觀光客出費 (2)	52.0	30.0	20.0	20.5	5 6	6.8	10.3	8.5
(10)賠償金及其他	2.0	—	—	—	—	—	—	—
(11)政府收入及支出	—	4.4	6.0	3.7	18.4	6.6	12.6	51.1
計	353.2	297.2	329.8	356.0	337.5	328.9	365.1	445.4
貨物及勞務勘定受(+)拂(−)超過	+ 15.7	− 31.7	− 35.7	− 89.4				

(1) 數字は年賦償還金を含む、貸方數字は債務利拂の中外國にて發行され且其後買戻された政府證券に基き希臘國內にて支拂はれた部分を表示す。

(2) 借方數字は生活費及治療費を見込んだもの。

資本及金（政府債の年賦償還金を除く）（單位百萬瑞西金「フラン」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
(1)希臘國證券の買戻	—	—	—	—	—	2.5	—	—
(2)希臘銀行の金及外貨資金の變動	—	—	21.8	21.4	66.5	1.7	—	—
(3)諸銀行の外貨保有額の變動	8.0	10.0	—	0.4	—	—	4.0	—
(4)銀行「クレヂイット」	—	0.9	—	—	0.8	—	1.6	0.4
(5)外貨預金及外貨債の返還	—	—	—	—	—	—	—	7.9
(6)舊商業債務の辨濟	—	—	—	—	16.0	21.3	5.0	2.9
(7)希臘資本の歸還	59.6	23.0	—	—	—	—	—	—

(8) 清算勘定殘高の變動	—	23.3	—	—	—	—	3.2	4.0
(9) 特記されざる資金の移動	—	—	27.3	82.8	—	—	—	—
計	67.6	57.2	49.1	104.6	83.3	25.5	13.8	15.2
資本の差引流出(−)入(+)超過額	− 15.7	+ 31.7	+ 35.3	+ 89.4				

總括表 (百萬瑞西金「フラン」)

	貨物及勞務				資本項目及金(2)	各項目計
	貨物	利子及配當(1)	其他の勞務	計		
1929年 殘高	− 420.8	+ 38.3	+ 151.2	− 231.3	+ 231.3	—
1930年 同	− 331.7	+ 2.8	+ 151.2	− 177.7	+ 177.7	—
1931年 同	− 308.4	− 81.4	+ 199.0	− 190.8	+ 190.8	—
1932年 同	− 157.0	+ 15.6	+ 81.5	− 59.9	+ 59.9	—
1933年 同	− 88.6	− 21.7	+ 126.0	+ 15.7	− 15.7	—
1934年 貸方	156.7	35.6	104.9	297.2	57.2	354.4
借方	251.8	62.7	14.4	328.9	25.5	354.4
殘高	− 95.1	− 27.1	+ 90.5	− 31.7	+ 31.7	—
1935年 貸方	203.0	45.8	81.0	329.8	49.1	378.9
借方	305.3	35.9	23.9	365.1	13.8	378.9
殘高	+ 102.3	+ 9.9	+ 57.1	− 35.3	+ 35.3	—
1936年 貸方	207.3	42.4	106.3	356.0	104.6	460.6
借方	334.4	50.2	60.8	445.4	15.2	460.6
殘高	− 127.1	− 7.8	+ 45.5	− 89.4	+ 89.4	—

(1) 政府債務の年賦償還金を含む。
(2) 政府債務の年賦償還金を含まず。

右表に於ては借方數字と貸方數字が完全に符合してゐるがこれを以て數字が完全に正確である事を證明してゐると云ふ風に考へるのは早計である。蓋し何れの年に於ても表中の或る一項目は均衡勘定として挿入されたものであり、從つて其他の諸項目に於ける誤差を埋合す爲の金額を計上してゐるからである。一九二九—三一年間に於ては貨物及勞務勘定の項目(5)(希臘の對外投資の利子)が均衡勘定とされて居る樣である。又一九三二年に於ては上揭各表に示されてゐない一資本項目(不明確な外國援助)、一九三三及三四年の兩年に於ては右の二項目の前者又は資本項目(7)(希臘資本の歸還)の何れか、又一九三五及三六年に於ては銀行の窓口を通らない移民の本國送金額、個人の爲替準備資金の減少等の如く正確に評價し得ない「其他の財源」として表示されてある資本項目(9)が夫々均衡勘定と見做して差支へないものであらう。

貨物及勞務

公債利子 一九三三—三六各年度の項目(2)に對して計上されてゐる金額は每年支拂はれた公債利子の部拂金を示すものである。是等の部拂金は一九三二—三三年より一九三六—三七年に至る各財政年度に於て夫々三〇%、二七・五%、三五%、四〇%及四〇%であつた。

船舶關係收支 希臘銀行の報告に從へば過去數箇年間に於て外國貨物の運送に從事せる船舶收入の總純額は次の如く推定されてゐる(單位千英貨磅)。

	總收入	勞務(銀行、保險、利子及配當を含む)に關し內國に殘留した純收入として推定した金額
一九三二年	四、七〇二	一、二六〇
一九三三年	六、一八二	一、二一五

一九三四年	八、〇二六	一、六〇〇	
一九三五年	七、七四九	一、五〇〇	
一九三六年	八、八二三	一、七五〇	

右表末欄の金額の金フラン換算額が項目(6)に計上されてゐる。

第十七節　洪牙利

洪牙利國中央統計局は一九三五年度の同國國際收支に關する推算額を提供したが、本調書一九三一―三二年版に於て發表した一九三〇―三二年度の報告と一括して表示すれば左の如くである。但し一九三〇―三二年度に於ける貨物及金貿易數字は修正されたものである。一九三三年及一九三四年に對しては何等の報告も見當らない。

貨物、勞務及金（單位百萬「ペンゲー」）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1930年	1931年	1932年	1935年	1930年	1931年	1932年	1935年
Ⅰ 貨物								
(1) 貨物（賠償の爲の輸出額を含む）	913.4	575.4	334.7	451.9	832.0	540.9	328.8	403.6
(2) 項目(1)の修正								
(a) 加工貿易（借方）	32.1	22.1	11.4	2.2	41.1	30.1	16.0	2.8
(b) 修繕貿易（借方）	0.7	0.4	0.2	0.2	0.6	0.4	0.2	0.2
(c) 爲替相場の變動	—	—	—	— 26.8	—	—	—	— 29.0
Ⅱ 利子及配當								
(3) 下記項目に基く受取額								
(a) 國立銀行の外國爲替保有額	3.9	0.9						
(b) 其他の短期投資	0.5	7.1						
(c) 配當金	7.3	4.5	0.6	—				
(d) 外國不動産	1.2	2.0						
(e) 外國債の利子	1.4	2.4						
(4) 下記項目に關する支拂								
(a) 政府の債務					54.3	49.5		
(b) 地方官廳の債務（都市債を含む）					32.9	39.5		
(c) 在外社債券保有額					23.6	27.3		
(d) 産業及其他の長期債務					29.8	21.5	19.1	27.5
(e) 配當金					23.3	19.5		
(f) 外國人所有不動産					6.6	6.3		
(g) 短期債務(1)					30.9	61.0		
Ⅲ 其他の勞務								
(5) 船舶運賃	6.6	(2)		0.1	—	—	—	—
(6) 港灣使用料(3)	0.1	0.3	21.0		4.6	—		—
(7) 通過鐵道輸送	(2)13.6			11.6	—	—	4.7	—
(8) 鐵道貨車賃借料	18.8	2.2			1.0	0.6		0.4
(9) 保險關係收支	49.8	44.3				45.3		
(10) 諸手數料				1.5	51.1	—	•	1.5
(a) 引受手數料	—	—	•					
(b) 商業手數料	•	•			•	5.0		
(11) 郵便、電信及電話料	5.6	2.7	1.0	1.7	5.4	2.4	2.1	1.8
(12) 移民資金	2.1	2.9	—	—	5.0	1.6	0.7	0.3
(13) 移民送金	32.5	19.6	7.1	3.6	0.7	—	—	—
(14) 留學生に對する送金	0.8	0.7	•	•	3.2	1.5	•	•

(15)在外匈牙利科學研究所費及奬學金給付	—	—	—	—	0.4	0.5	•	•
(16)觀光客出費	26.7	25.6	21.6	19.6	57.0	56.0	32.4	25.2
(17)在外公館經費	4.0	3.8	2.3	2.2	6.5	5.7	7.0	5.1
(18)在外公館手數料收入	2.8	1.9	•	•	1.5	1.5	•	•
(19)雜收入	•	•	•	•	•	•	•	0.1
(20)外國にて支拂れた年金	—	—	—	—	3.6	7.9	•	•
(21)賠償支拂金								
(a)現金	—	—	—	—	4.7	4.6	•	—
(b)現物(對價)	—	—	—	—	6.6	2.3	•	—
(22)別揭なき政府收入及支出	•	•	•	2.0	•	•	•	1.4
(23)商標及特許權	0.6	0.6	•	•	•	3.2	•	•
(24)「フイルム」上映料	•	•	•	•	3.0	2.7	•	•
(25)新聞雜誌購讀料	1.2	1.3	•	•	1.6	1.1	•	•
(26)其他の勞務	0.1	0.1	•	2.8	0.4	3.9	•	3.8
IV金								
(27)金貨及金地金	0.1	0.8	0.1	—	8.1	5.8	3.6	0.4
(28)項目(27)の修正	—	—	—	—	—	—	—	— 0.1
計	1,112.3	735.7	400.0	472.6	1,239.5	947.9	414.6	445.0
受(+)拂(−)超過								
(a)貨物及勞務	− 119.2	− 206.9	− 11.1	+ 27.9				
(b)金	− 8.0	− 5.3	− 3.5	− 0.3				
(c)貨物、勞務及金	− 127.2	− 212.2	− 14.6	+ 27.6				

(1) 短期公債の利子(項目(4)(a)及(b)中に包括されてゐる)を除く。
(2) 1931年に於る船舶關係の純收入(河川通過貨物)は項目(7)に包括されてゐる。
(3) 借方側に計上の金額は船舶用石炭及需品に關する出費を含む。

資本項目 (單位百萬「ベンギョー」)

項目	受入又は貸方				支拂又は借方			
	1930年	1931年	1932年	1935年	1930年	1931年	1932年	1935年
I長期資本								
(1)年賦償還金								
(a)政府債	—	—	—	—	32.8	29.8		
(b)地方官廳の債務	—	—	—	—	7.1	6.1		
(c)擔保附社債	—	—	—	—	11.8	19.9	8.6	—
(d)其他の債務	—	—	—	—	3.4	6.9		
(2)下記に關する賣買								
(a)國內不動產	0.8	0.4			1.0	0.7	—	—
(b)內國證券	19.3	7.0	7.0		23.3	28.1	(1)	(1)
(c)外國證券	21.1	7.6			42.5	8.4	(1)	(1)
(3)海外に於る新規長期債起債								
(a)政府債	—	—		1.5	—	—	—	—
(b)擔保附社債	21.1	29.9			—	—	—	—
(c)其他の債務	1.4	(2)63.0	3.0		—	—	—	—
(d)株式		—			—	—	—	—
(4)新規資本發行への參加	15.6	11.5			0.6	—	—	—
II中短期資本								
(5)中短期債起債(3)並償還額								
(a)國庫	95.7	122.1			—	1.2		
(b)公益企業(中央銀行を含む)	—	285.7		3.5	—	146.1		30.1
(c)商業銀行	62.0	—	8.4		56.6	100.0	3.2	
(d)其他の企業	140.2	—				—		

(6) 洪牙利中央銀行の金準備及外貨資金準備の變動	5.5	107.1		—	—	—		23.3
(7) 上記項目に含まれざる其他の短期資産及債務の變動	6.0	—		•	—	—		•
計	388.7	634.3	18.4	5.0	179.1	347.2	11.8	53.4
差引資本受(+) 拂(−) 超過	+ 209.6	+ 287.1	+ 6.6	− 48.4				

(1) 純額を貸方側に記入した。

(2) 商業銀行に依る其他の證券發行高(讓金額に依り重要な短期債務が償還された)。

(3) 中期取引額は1930年以前は長期取引と一括されてゐた。項目(5)に計上の1930年度の數字は中期取引のみのもので、1931年度のは中期及短期の取引額である。

總括表 (單位百萬「ポンギニー」)

	貨物、勞務及金					資本項目			各項目總計(2)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	長期	中期及短期(1)	計	
1923年 殘高	− 97.2	+ 5.1	+ 5.8	+ 6.8	− 79.5	+ 9.2	+ 5.2	+ 14.4	− 65.1
1924年 同	− 147.9	− 16.0	+ 14.4	+ 0.6	− 148.9	− 14.9	+ 125.8	+ 110.9	− 38.0
1926年 同 (3)	− 76.4	− 87.4	+ 17.1	− 1.2	− 147.9	+ 167.4	− 20.9	+ 146.5	− 1.4
1927年 同	− 376.8	− 117.4	− 12.3	− 2.0	− 508.5	+ 277.9	+ 201.8	+ 479.7	− 28.8
1928年 同	− 385.4	− 148.0	+ 15.8	− 5.0	− 522.6	+ 315.3	+ 187.1	+ 502.4	− 20.2
1929年 同	− 41.2	− 162.2	− 6.0	− 4.4	− 216.8	+ 218.5	− 10.5	+ 208.0	− 8.8
1930年 同	+ 72.5	− 187.1	− 4.6	− 8.0	− 127.2	− 43.2	+ 252.8	+ 209.6	+ 82.4
1931年 借方	598.4	16.9	119.6	0.8	735.7	119.4	514.9	634.3	1,370.0
貸方	571.4	224.6	145.8	6.1	947.9	99.9	247.3	347.2	1,295.1
殘高	+ 27.0	− 207.7	− 26.2	− 5.3	+ 212.2	+ 19.5	+ 267.6	+ 287.1	+ 74.9
1932年 借方	346.3	0.6	53.0	0.1	400.0	10.0	8.4	18.4	418.4
貸方	345.0	19.1	46.9	3.6	414.6	8.6	3.2	11.8	426.4
殘高	+ 1.3	− 18.5	+ 6.1	− 3.5	− 14.6	+ 1.4	+ 5.2	+ 6.6	− 8.0
1935年 借方	427.5	—	45.1	—	472.6	1.5	3.5	5.0	477.6
貸方	377.6	27.5	39.6	0.3	445.0	—	53.4	53.4	498.4
殘高	+ 49.9	− 27.5	+ 5.5	− 0.3	+ 27.6	+ 1.5	− 49.9	− 48.4	− 20.8

(1) 資本項目に關する上表の脚註(1)を參照。

(2) 本書中の殘高は調算及省略に出來するものである。

(3) 1925年度に於ては報告がない。

右の諸表に於ては貸借兩側は完全な均衡を得てゐないが、果して勘定の貸方又は借方項目に關する資料の不充分なのに由るものであるか、或は貸方借方兩項目の總計に若干の修正を加へねばならないものであるか否かは、入手し得た資料に依つて斷定することが出來ない。勿論入手し得た報告資料が完全無缺なものであれば、各年度の勘定は正確に均衡狀態を示すだらう。

諸報告の作成方法の詳細に就ては、本調書の一九二七—二九年度版に敍述したから參照されたい。玆では一九三五年度の報告中に於る若干の項目に就て以下註釋を加へて見やう。

項目(1)に計上した貨物貿易の配給價額は洪牙利中央銀行が用ひてゐる外貨公定爲替相場で換算して得たものである。塡

地利、羅馬尼及伊太利との清算に際しては公定相場は志、「レイ」及「リラ」の平價に從つて計算されてある。然し是等の通貨の國際市場に於ける實際價値は平價よりも夫々二一・九%、一〇・二五%及三八%方低下してあるから是等諸國との配當上の貨物貿易價額（輸入額竝輸出額）は割引く必要がある。其控除額は項目(2)(c)として計上してあるが、其內容は次の如くである（單位百萬「ペンギョー」）。

	輸入額	輸出額
計伊羅埃	二九・〇	二六・八
太馬地	一一・九	一四・〇
利尼尼	一〇・六	一三・九
利尼尼	一六・五	一八・九

金貿易（項目(28)）に關しても貿易統計に示されてある價額を公定爲替相場で外貨から換算して得た價額と洪牙利中央銀行に依つて定められた金價格に從つて計算された價額との間に相異がある爲幾分修正を加へた。

資本項目(5)の借方に計上した一九三五年度の短期「クレヂイット」の償還（三〇・一百萬「ペンギョー」）は一部分「附加」輸出及外國人觀光客に對する勞務に依つて行はれたと云ふことである。

資本項目(6)は中央銀行の金準備の增減額を含んでゐるが、之は本來外國との取引の結果として生ずるもの（イーヤマーク）金の移動又は輸出入、貨物、勞務及金項目(27)—(28)參照）のみを同勘定に計上すべきである。

第十八節　英領印度

英領印度の一九三六—三七商業年度に於ける國際收支の推定金額に關する次掲の報告は、同國政府から入手したものである。既に昨年公表された右年度に先立つ三箇年間の數字を比較對照の爲め一括揭載した。商業年度は三月三十一日に終る。

貨物、勞務及金（單位百萬留比）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933—34	1934—35	1935—36	1936—37	1933—34	1934—35	1935—36	1936—37
I 貨物								
(1) 貨物	1,535.1	1,606.7	1,701.3	2,055.4	1,223.2	1,432.5	1,454.8	1,436.3
(2) 下記項目に依る修正								
(a) 隘境貿易	100.0	100.0	120.0	120.0	80.0	90.0	100.0	100.0
(b) 評價誤差	—	—	—	—	61.0	71.6	72.7	71.8
II 利子及配當金								
(3) 長期資本の利子及配當	4.5	14.9	16.3	6.2	(1) 345.0	(1) 341.0	(1) 336.5	(1) 330.0
(4) 短期資本の利子及配當	1.3	1.0						
III 其他の勞務								
(5) 港灣使用料	23.0	30.0	28.7	28.0	—	—	—	—
(6) 諸手數料、保險及仲介料	—	—	—	—	10.0	10.0	10.0	10.0
(7) 郵便、電報料	—	—	—	0.3	0.9	0.8	1.3	1.2
(8) 觀光客、外國使臣出費等（純）(2)	—	—	—	—	40.0	40.0	40.0	40.0
(9) 其他の政府收入及支出	131.9	101.7	87.4	72.7	225.9	220.3	224.5	232.9
IV 金								
金貨及金地金	581.5	532.6	383.1	294.5	11.0	7.2	9.5	16.1
計	2,377.3	2,386.9	2,336.8	2,577.1	1,997.0	2,213.4	2,249.3	2,238.3
差引受(+)拂(—)超過								
(a) 貨物及勞務	— 190.2	— 351.9	— 286.1	+ 60.4				
(b) 金	+ 570.5	+ 525.4	+ 373.6	+ 278.4				
(c) 貨物、勞務及金	+ 380.3	+ 173.5	+ 87.5	+ 338.8				

(1) 此の中四箇年間の各年度の政府勘定は 191.4, 189.1, 186.5 及 177.1 である。

(2) 移民の資金及本國向送金並に其の他若干の項目に關するものをも含む。

資本項目 (單位百萬留比)

項目	受取又は貸方 1933—34年	受取又は貸方 1934—35年	受取又は貸方 1935—36年	受取又は貸方 1936—37年	支拂又は借方 1933—34年	支拂又は借方 1934—35年	支拂又は借方 1935—36年	支拂又は借方 1936—37年
(1) 政府債務の年賦償還金	—	—	—	—	22.8	23.5	24.3	25.1
(2) 下記項目に關する賣買								
(a) 在外不動產	—	—	—	—	—	—	11.0	2.3
(b) 內國證券	—	3.2	—	—	228.6	100.3	123.9	162.7
(c) 外國證券	—	1.3	—	—	218.0	—	96.2	146.7
(3) 政府及都市公債新規發行高	252.3	30.9	132.6	—	—	—	—	—
(4) 其他の長期投資	1.6	1.7	1.7	3.2	—	—	—	—
(5) 政府在外短期資產の增減純額	—	—	—	—	96.2	105.6	(1)	(1)
計	253.9	37.1	134.3	3.2	565.6	229.4	255.4	336.8
資本純流出高 (—)	− 311.7	− 192.3	− 121.1	− 333.6				

(1) 此の金額は項目(2)の(c)に包括されてゐる譯である。

總括表 (單位百萬留比)

		貨物、勞務及金 貨物	貨物、勞務及金 利子及配當	貨物、勞務及金 其他の勞務	貨物、勞務及金 金	貨物、勞務及金 計	資本項目(判明せる分) 長期	資本項目(判明せる分) 短期	資本項目(判明せる分) 計	各項目計(1)
1923—24年	殘高	+1,105.3	− 323.7	− 433.0	− 292.1	+ 56.5	+ 221.0	− 10.5	+ 210.5	+ 267.0
1924—25年	殘高	+1,176.6	− 317.8	− 333.7	− 738.8	− 213.7	− 122.5	− 0.3	− 122.8	− 336.5
1925—26年	同	+1,190.5	− 289.9	− 364.8	− 348.6	+ 187.2	− 165.3	+ 3.3	− 162.0	+ 25.2
1926—27年	同	+ 351.0	− 297.8	− 347.2	− 194.0	− 488.0	+ 383.8	− 0.5	+ 383.3	− 104.7
1927—28年	同	+ 513.4	− 314.4	− 347.0	− 181.0	− 329.0	+ 146.8	− 65.5	+ 81.3	− 247.7
1928—29年	同	+ 665.0	− 324.7	− 312.2	− 212.0	− 183.9	+ 5.2	+ 7.1	+ 12.3	− 171.6
1929—30年	同	+ 538.1	− 316.0	− 160.1	− 142.2	− 100.2	+ 133.2	+ 41.2	+ 174.4	+ 74.2
1930—31年	同	+ 371.3	− 335.8	− 159.1	− 127.6	− 251.2	+ 432.2	− 53.3	+ 378.9	+ 127.7
1931—32年	同	+ 222.6	− 347.6	− 179.4	+ 579.7	+ 275.3	+ 117.6	− 86.8	+ 30.8	+ 306.1
1932—33年	同	− 54.7	− 344.1	− 161.6	+ 655.2	+ 94.8	− 65.0	− 81.5	− 146.5	− 51.7
1933—34年	同	+ 270.9	− 339.2	− 121.9	+ 570.5	+ 380.3	− 215.5	− 96.2	− 311.7	+ 68.6
1934—35年	貸方	1,706.7	15.9	131.7	532.6	2,386.9	37.1	—	37.1	2,424.0
	借方	1,594.1	341.0	271.1	7.2	2,213.4	123.8	105.6	229.4	2,442.8
	殘高	+ 112.6	− 325.1	− 139.4	+ 525.4	+ 173.5	− 86.7	− 105.6	− 192.3	− 18.8
1935—36年	貸方	1,821.3	16.3	116.1	383.1	2,336.8	•	•	134.3	2,471.1
	借方	1,627.5	336.5	275.8	9.5	2,249.3	•	•	255.4	2,504.7
	殘高	+ 193.8	− 320.2	− 159.7	+ 373.6	+ 87.5	•	•	− 121.1	− 33.6
1936—37年	貸方	2,175.4	6.2	101.0	294.5	2,577.1	•	•	3.2	2,580.3
	借方	1,608.1	330.0	284.1	16.1	2,238.3	•	•	336.8	2,575.1
	殘高	+ 567.3	− 323.8	− 183.1	+ 278.4	+ 338.8	•	•	− 333.6	+ 5.2

(1) 本欄に示された殘高は(民間の)資本取引額が記錄されなかつた事及貨物、勞務及金勘定に於ける誤算及脫落に基くものである。

記錄せられた資本諸項目は單に政府に依つて、又一九三五—三六年及一九三六—三七年度に於ては印度準備銀行に依つて行はれた諸取引額を示したに過ぎないものと考へて差支へない。從て各項目を通算した殘高は民間の資本取引が記錄されなかつた事及び貨物、勞務及金勘定中に對するものに誤算及脫落があつた結果であると考へて良い譯である。

英國に於て行はれた諸取引額は一九三三―三四年に於ては一志六片、一九三四―三五年は一志六片十六分の一、一九三五―三六年は一志六片三十二分の三及一九三六―三七年に於ては一志六片三十二分の三の相場（以上何れも該年度の平均相場）で之を留比に換算した。

一、貨物、勞務及金

貨　物　印度の貿易統計は單に海路貿易のみを示すに過ぎない爲、陸境貿易見積額を項目(2)の(a)に追加した。又輸入貨物の過少評價を斟酌して五%の增加を加へた。

利子及配當　項目(3)に對し示した貸方金額は倫敦に於ける英貨證券への投資に對する利子を示すものである。又一九三五―三六年及一九三六―三七年に對する項目(3)乃至(4)に表示した金額は印度準備銀行の對英投資額の利子をも含むものである。項目(4)は國庫の投資利子及び英國國庫證券保有殘高を示す。

其他の勞務　港灣受取勘定（項目(5)）として示した數字は非常に大雜把な推定に依るものである。其算出方法に關しては本調書の一九二七―二九年度版に說明した。印度人經營に非ざる船會社に依つて行はれた沿岸貿易に對する各年度の船舶運賃支拂として小額の借方金額を計上するのが當然であるが、之を正確に推算することが不可能であつた爲、本勘定に付項目(8)に小額の見込額を計上して置いた。

項目(9)に對し計上した數字は英國に於る印度政府の受取及支出額を示すものである。

二、資本項目

項目(1)に對し示した借方金額は鐵道買收の目的の下に創設せられた年賦金の資本部分に基く支拂高を示す。

項目(2)の(b)に對する借方數字の內譯は次の如くである（單位百萬留比）。

	一九三三―三四年	一九三四―三五年	一九三五―三六年	一九三六―三七年
一、倫敦より印度へ再流入した印度政府留比證券額	一・三	一・一	—	一・八
二、印度政府英貨債に基く減債基金購入額	二・六	二・七	二・七	二・三
三、六分利附印度公債、東印度鐵道四分半利附社債及一九三六年五分半利印度證券償還額	二一〇・七	一六七・七	〇・一	二六・〇
四、印度諸株及諸債券の購入額（但し未だ銷却せざるもの）	—	五七・一	九七・五	—

右表の項目(三)の金額と前年中に購入した證券との中一九三五年―三六年には六・七百萬磅又一九三六―三七年には四・九百萬磅が銷却された。

項目(2)(c)の一九三三―三四年度及一九三四―三五年度の分は、倫敦に於る保有準備金に基き、印度政府が英國政府證券へ投資した金額の年初及年末間の差額を示す。同項目の一九三五―三六年度に對する金額は(一)一九三六年四月三日現在の印度準備銀行の英國に於る保有殘額及一九三六年三月三十一日現在の銀買戻準備金殘高と(二)一九三五年三月三十一日に於ける金本位準備金、紙幣準備金及國庫殘高の投資額との差額を示すものである。

項目の(3)は英國に於て起債した債券及外國に於ける印度證券發行に基く純手取金を示す。

項目(4)の數字は英國內の豫備金庫に對する預金の減少を示す。

一九三四―三五年までの各年度の項目(5)に對し計上した金額は、國庫金の一部として政府によつて保持された英國國庫證券の各年度初と年末との差を示すものである。

三、國際貸借

印度政府の對外債務（英貨債、鐵道年賦金及一九二九―四七年英國政府五分利戰債の印度政府引受額等を含む。但し外國人所有の留比證券を除く）及倫敦に於て保有してゐる國庫勘定の政府資產及準備金殘高は次頁の如くである（單位百萬磅）。

	印度政府勘定		一九〇 印度政府勘定	
	債務	資産	債務	資産
一九三二年三月三十一日	三三七九・六	二八・七		
一九三三年　同　同	三三七九・〇	三八・三		
一九三四年　同　同	三八三・七	六六・一		
一九三五年			三三八	八二・一
一九三六年			三五七・〇	
同　同			三七七・五	八二・四
同　同			八八	八六・六

個人の對外債務及資産に關しては何等報告がない。

第十九節「イラク」

一九三五年四月一日より一九三六年三月三十一日に至る財政年度に於る「イラク」國の國際收支に關しては同國政府から報告が提供されてゐるので本調書昨年版に掲載した前三箇年間のものと比較對照して次に再錄した。一九二八―二九年度以後の經常輸出入金額は修正されたものである。

貨物、勞務及び哈（單位千「ディナール」）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1932―33年	1933―34年	1934―35年	1935―36年	1932―33年	1933―34年	1934―35年	1935―36年
I 貨物								
(1) 貨物（銀地金（2）を含む）（記錄額）	2,050	2,448	3,523	2,978	6,240	6,009	6,002	7,148
(2) 輸入額過高評價に對する修正	—	—	—	—	— 133	— 139	— 151	— 195
(3) 密輸入	72	86	123	104	156	150	150	179
II 利子及配當								
(4) 政府債務の利子	—	—	—	—	12	2	—	—
(a) 海灣三港債務	—	—	—	—				
(b)「バスラ」港及鐵道債	—	—	—	—	19	18	17	16
(5) 其他の投資利子	120	136	137	132	8	5	—	—
(6)「イラク」國內營業の外國商社利潤	—	—	—	—	456	386	367	400
III 其他の勞務								
(7) 港灣使用及撈漁料	407	459	400	351	—	—	—	—
(8) 運送料	96	150	147	109	—	—	—	—
(9) 手數料、仲介料								
(a) 通過貿易による利益	97	226	220	131	—	—	—	—
(b) 輸出貿易による利益	103	144	199	282	—	—	—	—
(10) 郵便及電報料	22	20	30	22	24	42	38	30
(11) 移民送金等								
(a) 在外「イラク」人よりの送金	10	10	10	10	—	—	—	—
(b) 慈善及教育基金	25	26	27	28	—	—	—	—
(c) 外國官吏の個人的送金受拂	—	—	—	—	79	94	74	80
(12) 在外官吏に對する扶助料給付	—	—	—	—	93	87	71	90
(13) 觀光客出費	283	302	349	380	228	229	225	250
(14) 海外留學生及使節費	50	15	12	9	28	35	34	46
(15) 國內駐屯英國軍の出費	612	582	656	684	—	—	—	—
(16) 波斯灣燈臺の「イラク」國內費用	12	13	12	17	—	—	—	—
(17) 在外公館經費	64	68	75	80	40	51	55	61
(18) 海外よりの政府收入								
(a)「イラク」軍隊への英國政府補助金	31	—	—	—	—	—	—	—
(b) 油稅	655	536	989	889	—	—	—	—
(c) 通貨局の受納金	—	—	15	40	—	—	—	—
(19) 其他の諸項目	—	—	—	—	25	25	25	25

Ⅳ金 (20)金貨及金地金（記錄されたる分）	810	707	460	221	2	16	43	40
計	5,519	5,928	7,384	6,467	7,277	7,010	6,950	8,170
差引受(+)拂(−)超過								
(a) 貨物及勞務	− 2,366	− 1,773	+ 17	− 1,884				
(b) 金	+ 808	+ 691	+ 417	+ 181				
(c) 貨物、勞務及金	− 1,758	− 1,082	+ 434	− 1,703				

(1)「イラク」國の「デイナール」は英貨一磅に相當す。

(2) 銀貨は「イラク」以外の諸國の場合には貨物勘定中に包括したが本調書1934年度版の說明理由に依つて之を除外した。貨物輸出金額中には「コンセツション」會社に依る輸出油製品（此の價格は「イラク」で受取られなかつた）を除く。

資本項目（單位千「デイナール」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
Ⅰ長期投資								
(1) 政府外債年賦拂金								
(a)「オツトマン」公債	—	—	—	—	64	64	—	—
(b) 港灣河川浚渫債	—	—	—	—	170	97	—	—
(c)「バスラ」港及鐵道債	—	—	—	—	18	18	18	18
(2) 國內への直接長期投資								
(a) 輸入固定資本額	1,199	1,061	377	258	—	—	—	—
(b) 投資家の地方出資	332	718	517	409	—	—	—	—
Ⅱ短期投資(判明せる分)								
(3) 在外短期債務額變動（判明せる分）	•	94	50	31	•	•	•	11
(4) 在外短期資產の變動（判明せる分）	•	21	—	578	468	454	1,456	174
計	1,531	1,894	944	1,276	720	633	1,474	203
資本の純受(+)拂(−)超過	+ 811	+ 1,261	− 530	+ 1,073				

總括表（單位千「デイナール」）

	貨物、勞務及金					資本項目			各項目計 (2)
	貨物	利子及配當	其他勞務	金	計	長期	短期 (1)	計	
1926—27年 殘高	− 4,008	+ 76	+ 2,467	+ 542	− 923	+ 472	+ 211	+ 683	− 240
1927—28年 同	− 3,236	+ 51	+ 1,853	+ 242	− 1,090	− 73	+ 118	+ 45	− 1,045
1928—29年 同	− 3,002	+ 24	+ 1,825	+ 554	− 599	+ 417	+ 344	+ 761	+ 162
1929—30年 同	− 3,195	− 50	+ 1,772	+ 598	− 875	+ 286	+ 310	+ 596	− 279
1930—31年 同	− 2,554	− 148	+ 1,578	+ 557	− 567	+ 580	+ 158	+ 738	+ 171
1931—32年 同	− 1,948	− 146	+ 2,265	+ 1,042	+ 1,213	+ 69	− 947	− 878	+ 335
1932—33年 同	− 4,141	− 375	+ 1,950	+ 808	+ 1,758	+ 1,279	− 468	+ 811	− 947
1933—34年 貸方	2,534	136	2,551	707	5,923	1,779	115	1,894	7,822
借方	6,020	411	563	16	7,010	179	454	633	7,643
殘高	− 3,486	− 275	+ 1,988	+ 691	− 1,082	+ 1,600	− 339	+ 1,261	+ 179
1934—35年 貸方	3,646	137	3,141	460	7,384	894	50	944	8,328
借方	6,001	384	522	43	6,950	18	1,456	1,474	8,424
殘高	− 2,355	− 247	+ 2,619	+ 419	+ 434	+ 876	− 1,406	− 530	− 96

1935—36年	貸方	3,082	132	3,032	1,276	7,743
	借方	7,132	416	582	203	8,373
	殘高	− 4,050	− 284	+ 2,450	1,073	− 630
	貸方	221	6,467	(67)	609	1,276	7,743
	借方	40	8,170	18	185	203	8,373
	殘高	+ 181	− 1,703	+ 649	424	1,073	− 630

(1) 短期資本の移動に關する報告は不完全である。

(2) 本表に示されてゐる殘高は調査及脫落に由來するものである。

右表が完全な均衡狀態を示してはゐないことを注意せねばならない。入手し得た報告だけでは果して其の原因が勘定の貸方又は借方側の項目に關する資料の不充分に在るのかどうかを斷定することは出來ない。唯玆に指摘し得ることは貨物、勞務及金に對する數字は完全なものであるが資本移動に關する記錄は未だ完全なものとは云へないことである。

資本項目の(2)(a)に對して示した金額は、「イラク」國內にて營業權を有する外國會社の輸入せる資本財の價額を表示するものである。尙是等資本財の價額は輸入貨物價額（貨物、勞務及金項目(1)借方）中に包含されてゐる。

資本項目の(2)(b)は同一會社の在外資金から支出した地方的出費を示してゐる。

密輸（貨物、勞務及金勘定の項目(3)に對する一九二八—二九年より一九三一—三二年に至る各年度の修正數字（上揭の詳細なる諸表には示されてゐない）は次の如くである。即ち貸方は夫々一六三、一六三、一〇九及九七にして借方は二四九、二一四、一六一及一二〇である。

第二十節　愛蘭自由國

愛蘭自由國の國際收支に關する公式數字は本調書の各年度版に大體規則的に發表されてゐる（最近のものは一九三四年度版）。然し數字は可成り不正確なものであつたから總計額も算出されてゐないし從つて差引勘定も行はれなかつた。今回愛蘭自由國政府は一九三三—三六各年度の推算額を供給したが、其處では、舊報告書の缺陷の全部ではないが主要な點が滿されてゐる。例へば利子及配當金に基く對外受拂額に就き算出された數字も以前よりはずつと完全であり、又多くの重要な資本項目に對する數字も新に算出されてゐる。諸報告は「アイリツシュ・トレード・ジヤーナル」誌上（一九三七年六月號）に發表されたものであるが同誌上には一九三一年度に對する修正——資本項目の場合には幾分不正確だが——推算額をも掲載してゐる。右五箇年の數字は次に掲載した。

貨物、勞務及金　（單位千磅）

項目	受取又は貸方（輸出）			支拂又は借方（輸入）					
	1931年	1933年	1934年	1935年	1936年	1931年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物										
(1) 貨物	36,341	19,021	17,925	19,920	22,523	50,473	35,813	37,142	37,380	39,916
II 利子及配當金										
(2) 利子（長期資本の）及配當金	14,400	13,200	14,100	13,700	13,900	8,700	7,300	7,800	8,100	8,100
III 其他の勞務										
(3) 港灣使用料	235	235	250	250	260	—	—	—	—	—
(4) 郵便、電信及電話料	40	111	92	88	93	133	239	227	256	228
(5) 移民送金	—	—	—	—	—	60	40	45	45	55
(6) 移民の本國送金										
(a) 英本國よりの分	500	500	500	500	500	—	—	—	—	—
(b) 其他諸國よりの分	4,000	3,007	2,291	2,401	2,594	—	—	—	—	—
(7) 北米合衆國よりの遊覽客の出費	400	400	400	400	400	—	—	—	—	—
(8) 外國の大學生よりの受取金	50	50	50	50	50	—	—	—	—	—
(9) 在外公館經費	90	78	77	78	78	56	62	59	55	50

項目	受取又は貸方（輸出）					支拂又は借方（輸入）				
	1931年	1933年	1934年	1935年	1936年	1931年	1933年	1934年	1935年	1936年
(10)英國政府に對する支拂額	—	—	—	—	—	3,944	250	249	249	250
(11)其他の政府の收入及支出	19	39	40	39	33	1,370	156	161	160	173
(12)英國政府より愛蘭自由國內居住者への年金支拂額										
(a) 年金局	1,820	1,630	1,545	1,495	1,455	—	—	—	—	—
(b) 其の他	1,306	1,300	1,258	1,212	1,187	—	—	—	—	—
(13)「フイルム」上映料（純）	—	—	—	—	—	130	160	165	135	150
(14)「病院當籤」に基く純受入	2,200	2,922	2,858	2,437	2,714	—	—	—	—	—
(15)愛蘭自由國內に於る愛蘭燈臺經費	130	137	135	132	150	—	—	—	—	—
IV金										
(16)金貨及金地金	39	1	1	1	•	—	—	—	—	—
計	61,570	42,731	41,522	42,703	45,937	64,866	44,020	47,848	46,380	48,922
受（+）拂（−）超過額										
(a) 貨物及勞務	− 3,335	− 1,290	− 6,327	− 3,677	− 2,985					
(b) 金	+ 39	− 1	+ 1	+ 1	•					
(c) 貨物、勞務及金	− 3,296	− 1,289	− 6,326	− 3,676	− 2,985					

資本項目（單位千磅）

項目	受取又は貸方					支拂又は借方				
	1931年	1933年	1934年	1935年	1936年	1931年	1933年	1934年	1935年	1936年
(1) 政府關係の取引										
(a) 信託貯蓄銀行の英貨磅保有額の變化	—	—	—	—	—	82	119	122	143	148
(b) 郵便貯蓄銀行基金の英貨磅保有額の變化	—	—	—	—	•	273	1,677	529	710	•
(c) 貯蓄證券（I.C.平衡基金）の英貨磅保有額の變化	—	—	—	—	•	333	512	424	372	•
(d) 國民健康保險基金の英貨磅保有額の變化	35	—	116	—	•	115	740	—	23	•
(e) 其他の政府基金の英貨磅保有額の變化	—	59	87	908	•	291	—	64	15	•
(f)「デイル・エイリヤン」外國貸付金の支拂	—	—	—	—	—	—	—	—	236	177
(2) 通貨委員會の對外純資產の變化	267	—	—	—	—	—	277	458	669	804
(3) 銀行關係の取引	—	10,360	7,461	—	—	800	—	—	328	1,471
(4) 國內株式仲買人を通じて行はれる株式取引所の取引	•	6,073	7,510	7,433	7,616	•	8,057	7,684	6,239	7,960
(5) 諸會社の資本發行高										
(a) 公募	•	—	23	124	322	•	532	987	221	104
(b) 引受發行	•	107	125	170	145	•	—	—	—	—
(6) 外國にて設立された保險會社の外國に在る生命基金への配分金	—	—	—	—	—	500	550	550	550	550
(7) 英國郵便貯金銀行よりの引出	435	280	258	233	233	—	—	—	—	—
(8) 英國貯蓄證券の現金引換高	124	41	35	34	34	—	—	—	—	—
(9) 其他判明せる資本取引額	•	202	207	223	730	•	971	663	206	491
計	861	17,122	15,822	9,125	9,081	2,394	13,435	11,481	9,712	11,705
差引資本流出（−）入（+）超過	− 1,533	− 3,687	− 4,341	− 587	− 2,624					

總　括　表　（單位千磅）

		貨物、勞務及金					資本項目	各項目計(1)
		貨物	利子及配當金	其他の勞務	金	計		
1931年	貸方	36,341	14,400	10,790	39	61,570	861	62,431
	借方	50,473	8,700	5,693	—	64,866	2,394	67,260
	殘高	− 14,132	+ 5,700	+ 5,097	+ 39	− 3,296	+ 1,533	− 4,829
1933年	貸方	19,021	13,300	10,409	1	42,731	17,122	59,853
	借方	35,813	7,300	907	—	44,020	13,435	57,455
	殘高	− 16,792	+ 6,000	+ 9,502	+ 1	− 1,289	+ 3,687	+ 2,398
1934年	貸方	17,925	14,100	9,496	1	41,522	15,822	57,344
	借方	39,142	7,800	906	—	47,848	11,481	59,329
	殘高	− 21,217	+ 6,300	+ 8,590	+ 1	− 6,326	+ 4,341	− 1,985
1935年	貸方	19,920	13,700	9,082	1	42,703	9,125	51,828
	借方	37,380	8,100	900	—	46,380	9,712	56,092
	殘高	− 17,460	+ 5,600	+ 8,182	+ 1	− 3,677	− 587	− 4,264
1936年	貸方	22,523	13,900	9,514	•	45,937	9,081	55,018
	借方	39,916	8,100	906	•	48,922	11,705	60,627
	殘高	− 17,393	+ 5,800	+ 8,608	•	− 2,985	− 2,624	− 5,609

(1) 本欄に示された殘高は誤算及脱落に由るものである。

右の表で判る樣に何れの年をとつて見ても完全な均衡がとれてゐない――此の事實は誤算及脱落に基因するものと考へてよからう。「アイリッシュ・トレード・ジャーナル」は未だ推算の出來てゐない若干の重要な項目に對する數字が右の外に有る事を指摘してゐる。「此の未知の項目中で最も重要なものは多分愛蘭自由國に於る外國人（北米合衆國人以外の）の觀光費用（貸方）及愛蘭人の外國觀光費用（借方）であらう。愛蘭觀光協會は諸外國よりの觀光客出費を一九三五年度に於て（米國の觀光客出費をも含めて）二、五〇〇、〇〇〇磅と推定したが、此の數字を夫に對する借方項目なしに報告の中に含めることは誤解の種となるであらう。愛蘭人の外國觀光出費も亦非常に多額であることは愛蘭銀行常置委員會の供給する諸統計の示す所であつて、之に依れば英貨及外貨の拂出額、信用狀其他の發行高は、旅行案內所に於ける支拂額を別として、年々二百萬磅を超てゐる。其他の可成り重要な「經常」項目として愛蘭の製造業者代理店、代表者及旅商が外國より取得する手數料があるが、之に就ては全然數字を擧げ得ない。是等の職業に從事する者は人口調査の結果に據れば一九二六年に於て四、六四七を算してゐる。而して今右數字の僅か半分だけが輸入貨物の分配に從事し、又其外國より得る報酬額が平均七百磅であつたと假定しても斯る收得額に關する貸方項目は百五十萬磅を下らないであらう。之に對應する借方項目即ち愛蘭輸出業者の外國人に對する手數料支拂は比較的に少額である。然し最近數年間に於て輸入額の減少と共に本項目の金高も著減したことは疑ひがない。時として輸入額から價格割引により減少する金額が相當巨額に達したこともあつたが、從價關稅の增加並に輸入額の減少と共に本項目の金高も亦著減した樣である。」

次に資本勘定の項目（4）に示されてゐる株式取引所の取引額は國內株式仲買人を通じて行はれる取引額のみに關係したものである。「銀行（項目（3））を除く其の他の愛蘭商社及個人の株式取引額にして外國仲買人の手を通じて行ふものに關しては知る事が出來ない。其の額を總計すれば巨額に達することは確かな樣である。過去二、三箇年間に於て斯る取引に依り收得した利益金（英本國內の景氣が好轉しつゝあつた際には）は國際收支の重要な均衡要素であつたと云つていゝであらう。」

一九三六年度の數字中若干のものは暫定的のものであつて修正さるべきものである。推算額の中若干のものは「其數字が概算的である點を强調する爲」五萬又は十萬磅に近い端數のない數字で計上されてゐる。資本取引に對する數字は其流出入

純額だけしか判明しなかつた場合が若干あつたので流出入總額の變動だけを示したと云ふことである。

貨　物　項目(1)に計上の數字は主として愛蘭自由國及北部愛蘭に於ける銀行の本支店間に移動された銀貨及鋼貨を除外してゐる。

利子及配當金　項目(2)に對する數字は一部分は商工省の編纂した資料に、又一部分は收稅官吏が同省に報告した統計に依つたものである。海外より收得する收入は主として課稅目的のために採用された標準に基き愛蘭自由國に於て收得する收入と之を區別した。但し愛蘭自由國の外で設立された銀行及輸出貿易業者の取引額に關しては重大な修正を加へねばならなかつた。國內で設立された銀行の場合には外國に對する銀行自身の投資、貸附金等よりの收入及利益金は之を貸方項目として計算し、外國へ支拂つた預金利子及外國に於ける出費は之を借方項目としたのであるが、外國に於て設立された銀行の場合には國內に於ける預金利子及出費は之を貸方項目とし又銀行の投資、貸附金等よりの收入及利益金は之を借方とした。外國で設立された貿易商社の場合に於ては斯る商社の貨物輸出額及愛蘭株主の配當金は既に愛蘭自由國の貸方に計上してあつたから、既に項目(1)に包括されてゐる外國へ支拂はれた利益金總額及外國に於ける出費（原料の輸入に關するものを除く）を借方項目として記入する必要があつた。

其他の勞務　移民資金（項目(5)借方）は愛蘭から米國までの平均船賃を一人當二十四磅、各移民の下船當時の平均所持金を一人當二十四磅として計算した。一人當合計四十四磅と云ふ數字は歐洲諸國以外の總ての國へ愛蘭自由國より移住する者の人數に之を適用した。

項目(13)（映畫「フイルム」上映料）に對し記入した金額は興行稅——其中大部分は映畫に關するもの——として支拂はれた金額を基礎とした推算額であるが、愛蘭自由國內に於る配給者の出費額、貿易統計中に既に包まれてゐる「フイルム」の輸入額及輸入稅をも之を參酌してある。

第二十一節　日　本

一九三五年度の日本の「貿易外收支」に關する報告が大藏省より發表されてゐる。此の貿易外收支に關する數字は國際聯盟の計畫に一致する樣に再類別し、貨物及金貿易に關する記錄された報告と一括し且日本調書の前年度版に揭載せる一九三二—三四各年度の報告と比較對照して次に示した。諸年度の數字の中若干のものは修正された。

數字は日本（內地及樺太）に朝鮮、臺灣及南洋（太平洋諸島の日本委任統治地域）を加へた貿易統計地域に關するものである。

貨物、勞務及金　（單位百萬圓）

項　目	受取又は貸方（輸出）			支拂又は借方（輸入）		
	1932年	1933年	1934年	1932年	1933年	1934年	1935年
I 貨　物							
(1) 貨　物	1,418.7	1,868.7	2,185.8	1,431.6	1,917.3	2,282.9	2,472.3
(a) 內　地	29.2	52.8	57.7	61.8	64.4	79.6	169.4
(b) 朝　鮮	18.9	17.7	26.6	31.0	35.5	38.5	56.1
(c) 臺　灣	0.1	0.6	2.0	0.4	0.5	0.3	0.6
(d) 南　洋	8.0	10.0	12.0	22.3	24.3	23.4	23.7
(2) 項目(1)の修正	—	—	—	—	—	—	—
(a) 船舶備品	—	—	1.4	—	—	—	—
(b) 船舶貨物	17.5	15.9	14.7	1.4	3.6	6.0	(1)
(c) 水產物輸出	0.2	26.5	51.9				
(d) 其他の項目							

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
Ⅱ利子及配當								
(3)公債利子		13.8	14.0		58.8	72.6	72.4	78.7
(4)其他の長期資本の利得								
(a)利子	89.3	4.6	4.8	128.8	39.8	40.6	24.8	19.9
(b)配當及利潤		71.2	85.2		20.8	22.4	24.6	34.0
(5)短期資本の利子		3.0	0.8		8.2	10.0	9.4	10.0
Ⅲ其他の勞務								
(6)海運々賃(2)								
(a)普通運賃	154.5	193.5	213.8	247.8	—	—	—	—
(b)傭船料	1.6	0.5	0.3	0.5	1.7	2.9	6.7	10.7
(c)旅客運賃	12.7	15.4	17.0	26.3	—	—	—	—
(7)港灣使用料、船舶修繕費	5.0	5.3	6.3	8.6	49.3	58.4	59.8	65.0
(8)其他の運賃	(3)	(3)	(3)	(3)	—	—	—	—
(9)保險關係收支	117.3	117.6	138.5	128.6	108.4	108.9	115.1	118.2
(10)郵便、電報及電話料	1.2	1.6	1.6	(4)	5.3	5.5	4.3	(4)
(11)移民資金及送金	98.4	110.2	116.7	121.8	3.9	5.6	3.9	4.3
(12)觀光客出費(5)	41.5	50.9	70.2	77.4	41.0	57.0	54.6	55.2
(13)在外公館經費	6.6	6.9	6.9	7.3	9.6	10.6	10.4	12.9
(14)其他の政府收入支出	3.8	5.6	4.2	18.2	87.6	122.5	137.4	160.0
(15)其他の勞務	23.6	42.0	23.6	22.2	21.8	39.8	47.3	49.8
Ⅳ金								
(16)金貨及金地金								
(a)內地	112.7	20.9	—	—	—	—	—	0.1
(b)朝鮮	—	—	—	—	0.7	—	—	0.1
(17)項目(16)の修正	—	13.8	—	—	—	—	—	—
計	2,159.9	2,669.0	3,064.3	3,651.0	1,004.6	2,602.4	3,001.4	3,341.0
下記項目に基く差引受(+)拂(−)超過								
(a)貨物及勞務	+ 43.3	+ 31.9	+ 62.9	+ 310.2				
(b)金	+ 112.0	+ 34.7	—	− 0.2				
(c)貨物、勞務及金	+ 155.3	+ 66.6	+ 62.9	+ 310.0				

(1) 項目(15)の中に含まる。

(2) 內國船舶に依る輸入貨物の海上運賃(本項目の貸方側及Ⅰ類の輸入額(借方)の中に含まれてゐる)は1932年に於て 63.5百萬圓、1934年 88.7百萬圓及1935年107.7百萬圓。

(3) 項目(6)の中に含まる。

(4) 項目(14)の中に含まる。

(5) 船員及商船學校生徒の出費を含む。

資本項目 (單位百萬圓)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
Ⅰ長期投資								
(1)下記各項目に基く償還額								
(a)公債	—	—	—	—	57.1	24.6	24.5	89.5
(b)其他の債務	31.1	151.5	79.6	180.9	52.8	45.4	36.0	28.0

項目	受取又は貸方 1932年	1933年	1934年	1935年	支拂又は借方 1932年	1933年	1934年	1935年
(2) 買入及賣却								
(a) 内國證券	8.0	84.3	84.1	60.3	70.9	13.8	30.9	43.0
(b) 外國證券	74.9	22.8	139.0	41.8	4.8	37.0	38.2	130.5
(3) 政府及都市新規資本發行額	—	—	—	—	—	—	9.8	
(4) 其他の長期投資	—	—	—	—	96.2	178.8	350.5	449.5
Ⅱ 短期投資								
(5) 短期債務の變化	67.7	20.0	39.8	83.0	—	—	—	—
(6) 短期資産の變化	—	—	54.7	•	229.3	225.2	—	•
計	181.7	278.6	361.2	369.0	511.1	524.8	489.9	740.5
資本純流出額(−)	− 329.4	− 246.2	− 128.7	− 371.5				

總括表 (單位百萬圓)

	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	資本項目 長期	短期	計	各項目計(2)
1924年 殘高	− 729.2	− 7.5	+ 188.9	—	− 547.8	+ 238.0	(1)+ 309.8	+ 547.8	—
1925年 同	− 361.6	− 10.5	+ 170.6	+ 21.9	− 179.6	+ 63.9	(1)+ 115.7	+ 179.6	—
1926年 同	− 439.0	− 17.5	+ 154.1	+ 31.7	− 270.7	+ 36.9	(1)+ 233.8	+ 270.7	—
1927年 同	− 283.0	− 3.2	+ 145.0	+ 36.0	− 105.2	− 126.2	+ 172.2	+ 46.5	− 58.7
1928年 同	− 323.4	− 24.0	+ 174.8	− 0.4	− 173.0	+ 53.4	+ 63.1	+ 116.5	− 56.5
1929年 同	− 163.7	− 19.8	+ 202.5	− 0.6	+ 18.4	− 52.8	− 4.1	− 56.9	− 38.5
1930年 殘高	− 154.7	− 25.2	+ 152.6	+ 286.7	+ 259.4	− 92.0	− 203.4	− 295.4	− 36.0
1931年 同	− 142.1	− 23.6	+ 108.1	+ 388.2	+ 330.7	− 234.0	− 80.0	− 314.0	+ 16.7
1932年 同	− 56.8	− 37.5	+ 137.6	+ 112.0	+ 155.3	− 167.8	− 161.6	− 329.4	− 174.1
1933年 貸方	1,992.2	92.6	549.5	34.7	2,669.0	258.6	20.0	278.6	2,947.6
借方	2,045.6	145.6	411.2	—	2,602.4	299.6	225.2	524.8	3,127.2
殘高	− 53.4	− 53.0	+ 138.3	+ 34.7	+ 66.6	− 41.0	− 205.2	− 246.2	− 179.6
1934年 貸方	2,360.4	104.8	599.1	—	3,064.3	266.7	94.5	361.2	3,425.5
借方	2,430.7	131.2	439.5	—	3,001.4	489.9	—	489.9	3,491.3
殘高	− 70.3	− 26.4	+ 159.6	—	+ 62.9	− 223.2	+ 94.5	− 128.7	− 65.8
1935年 貸方	2,863.5	128.8	658.7	—	3,651.0	286.0	83.0	369.0	4,020.5
借方	2,722.1	142.6	476.1	0.2	3,341.0	740.5	•	740.5	4,081.5
殘高	+ 141.4	− 13.8	+ 182.6	− 0.2	+ 310.0	− 454.5	+ 83.0	− 371.5	− 61.5

(1) 此欄に記入の1924−26年間の數字は直接的事實に基いたものでなく勘定を均衡させるものとして代入されたものである。

(2) 本欄に於ける「バランス」は誤算及脱落に由るものである。

右表中一九二四—二六各年度は完全に均衡が執れてゐる事實を以て當該數字が嚴密正確な證據だと云ふ風に考へてはならない。蓋し當該年度に於て短期資本移動額として計上された金額は直接的な證據に基いたものではなく、全勘定の均衡勘定たる事を表はしてゐるものだからである。從つて其他の勘定項目中に於ける誤算及脱落を見込んだ數字である。

一九三五年度に於る短期對外資産(資本項目(6))の變化に關しては何等數字が存しない。

貨物、勞務及金項目(1)(a)は朝鮮、臺灣及南洋を除く諸外國と日本内地との貿易を表し、項目1(b)及(d)は朝鮮、臺灣及南洋の貿易を示す(日本内地との間及相互間の貿易を除く)。項目2)(d)に對し示した借方項目の數字は皇室用品、小包郵便以外

の方法により輸入される書籍及定期刊行物の輸入額を示す。

第二十二節「ラトヴィア」

一九三六年度の「ラトヴィア」國の國際收支に關して同國政府に依つて報告書（向「ラトヴィア」國統計局月報一九三七年七月號參照）が發表された。今之を昨年發表された一九三三―三五各年度に對するものと一括取纏めて示せば次の如くである。

貨物、勞務及金（單位百萬「ラッツ」）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	81.5	85.3	98.8	138.4	91.1	94.9	100.9	121.8
(2) 下記事項に依る輸出								
(a) 船舶賣却及購入金額	0.3	0.4	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	1.2
(b) 各種項目	2.9	3.1	1.7	0.9	0.2	0.5	1.5	2.7
(c) 船舶需品輸出 (1)	2.6	2.5	2.3	2.4	—	—	—	—
II 利子及配當								
(3) 公債利子 (2)								
(a) 政府債	—	—	—	—	1.4	0.6	0.6	—
(b) 都市債	—	—	—	—	—	0.2	0.4	0.6
(4) 其他の利子及配當	0.7	0.4	0.2	0.2	3.4	3.5	3.4	3.1
III 其他の勞務								
(5) 船舶運賃	14.4	12.0	11.9	13.1	—	—	—	—
(6) 港灣使用料其他	0.6	0.6	0.6	0.6	0.3	8.6	9.3	9.9
(7) 通過の途上に於る露西亞及波蘭産木材撓割賃	1.0	1.3	1.5	0.9	—	—	—	—
(8) 鐵道運賃								
(a) 通過貨物	2.0	1.6	1.4	1.4	—	—	—	—
(b) 旅客運賃、修繕料及貨車賃貸料等	0.2	0.2	0.4	0.4	0.8	0.8	1.1	1.1
(9) 保險關係受拂	2.3	3.0	1.7	1.8	3.6	3.1	2.9	2.8
(10) 諸手數料	0.4	0.8	1.5	2.2	0.6	0.8	0.8	1.5
(11) 郵便、電信及電話料	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.2	0.5
(12) 季節的外人勞働者の持歸金	—	—	—	—	1.6	2.5	3.1	3.8
(13) 移民の送金	2.0	1.5	1.3	1.5	—	—	—	—
(14)「ラトヴィア」の海外留學生出費	—	—	—	—	1.5	1.3	1.0	1.0
(15) 觀光客出費其他								
(a)「ラトヴィア」國を通過する露西亞移民の出費	0.1	—	—	—	—	—	—	—
(b) 觀光客及旅行者	6.5	6.4	6.8	7.0	4.0	3.8	3.8	4.1
(16) 在外公館經費	4.0	4.0	4.0	4.0	1.3	1.4	1.6	1.6
(17) 其他の政府收入	0.5	0.4	0.4	(3)	—	—	—	—
(18) 活動寫眞「フィルム」映寫料	0.3	0.5	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.3
(19) 其他の諸項目	—	0.1	0.2	0.1	0.7	0.2	0.4	0.5
IV 金								
(20) 金貨及金地金（記錄された分）	—	—	—	—	0.1	—	0.1	0.1
(21)「ラトヴィア」銀行金準備の變化 (4)	—	—	—	—	9.3	1.4	—	—
計	122.6	124.5	135.7	175.8	131.2	124.3	131.4	156.6

受（+）拂（−）超過					
(a) 貨物及勞務	+ 0.8	+ 1.6	+ 4.4	+ 19.3	
(b) 金	− 9.4	− 1.4	− 0.1	− 0.1	
(c) 貨物、勞務及金	− 8.6	+ 0.2	+ 4.4	+ 19.2	

(1) 外國船舶の修繕代及貨物積卸代を含む。

(2) 瑞典の機寸會社に依り賦與された貸附金。其他聯合國間諸債務の利子は資本項目(1)の年賦償還金中に包含されてゐる。

(3) 項目(15)(b)に含まれてゐる。

(4)「ラトヴィア」銀行の金準備の增加を勘定中に包含せしめた事は此の增加が貿易統計の中に記錄されない輸入額又は「イーヤマーク」操作の孰れかに由るものである事を暗示してゐる。

資本項目（單位百萬「ラット」）

	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年(2)	1933年	1934年	1935年	1936年(2)
Ⅰ長期資本								
(1) 政府債務年賦償還金	—	—	—		0.1	0.1	0.1	
(2) 不動產賣買	0.2	0.3	—		—	—	0.5	
(3) 外國人の「ラトヴィア」諸會社への投資の變化	—	—	—		5.5	2.5	4.2	
Ⅱ短期資本								
(4) 短期對外債務の變化								
(a) 政府諸團體	4.6	1.9	—		—	—	2.3	
(b)「ラトヴィア」銀行	—	—	2.3		0.3	3.1	—	
(c) 金融會社及株式會社	—	—	—		14.8	4.1	2.7	
(d) 其の他	0.6	3.8	2.2		—	—	0.1	
(5) 短期對外資產の變化(1)								
(a) 政府諸團體	2.4	—	0.8		—	0.7	—	
(b)「ラトヴィア」銀行及政府	9.3	—	—		—	0.2	3.8	
(c) 信託會社及株式會社	2.4	2.9	3.8		—	—	—	
(6) 國內に於ける外國通貨保有額の變化	8.2	1.0	0.5		—	—	—	
計	27.7	9.9	9.6	•	20.7	10.7	13.7	•
純 受(+) 拂(−) 資本	+ 7.0	− 0.8	− 4.1	•				

(1) 所謂「外貨保有高」に非ざるもの。

(2) 數字がない。

總括表（單位百萬「ラット」）

年度	貨物、勞務及金					資本項目			各項目計(1)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	長期	短期	計	
1920年 殘高	− 25.6	—	+ 19.4	(2)	− 6.2	•	•	•	•
1921年 同	− 32.5	− 0.5	+ 32.2	(2)	− 0.8	•	•	•	•
1922年 同	+ 17.9	− 1.2	+ 27.3	(2)	+ 44.0	•	•	•	•
1923年 同	− 18.3	+ 0.7	+ 34.7	(2)	+ 17.1	•	•	•	•
1924年 同	− 59.4	− 0.7	+ 31.2	− 1.8	− 30.7	+ 12.8	+ 21.8	+ 34.6	+ 3.9
1925年 同	− 71.5	− 3.6	+ 44.2	− 0.1	− 31.0	+ 14.4	+ 20.2	+ 34.6	+ 3.6
1926年 同	− 57.2	− 4.5	+ 36.6	− 0.1	− 25.2	+ 11.8	+ 0.3	+ 12.1	− 13.1
1927年 同	− 5.2	− 6.2	+ 33.4	—	+ 22.0	+ 6.8	− 16.4	− 9.6	+ 12.4
1928年 同	− 15.0	− 3.4	+ 26.3	− 0.6	+ 7.3	− 4.4	− 26.9	− 31.3	− 24.0

1929年	同	−	50.0	−	5.9	+	30.7	−	0.1	−	25.3	+	36.5	−	4.3	+	32.2	+	6.9
1930年	同	−	15.4	−	6.0	+	28.7	−	0.1	+	7.2	−	2.4	+	24.2	+	21.8	+	29.0
1931年	同	−	3.3	−	5.9	+	17.0	−	0.5	+	7.3	−	0.5	+	10.3	+	9.8	+	17.1
1932年	同	+	16.8	−	5.3	+	11.3	−	4.2	+	18.6	−	2.4	−	7.6	−	10.0	+	8.6
1933年	同	−	4.5	−	4.1	+	9.4	−	9.4	−	8.6	−	5.4	+	12.4	+	7.0	−	1.6
1934年	貸方		91.3		0.4		32.8		−		124.5		0.3		9.6		9.9		134.4
	借方		95.6		4.3		23.0		1.4		124.3		2.6		8.1		10.7		135.0
	殘高	−	4.3	−	3.9	+	9.8	−	1.4	+	0.2	−	2.3	+	1.5	−	0.8	−	0.6
1935年	貸方		103.3		0.2		32.2		−		135.7		−		9.6		9.6		145.3
	借方		102.5		4.4		24.3		0.1		131.3		4.8		8.9		13.7		145.0
	殘高	+	0.8	−	4.2	+	7.9	−	0.1	+	4.4	−	4.8	+	0.7	−	4.1	+	0.3
1936年	貸方		142.1		0.2		33.5		−		175.8		•		•		•		•
	借方		125.7		3.7		27.1		0.1		156.6		•		•		•		•
	殘高	+	16.4	−	3.5	+	6.4	−	0.1	+	19.2		•		•		•		•

(1) 本書の殘高は誤差及脫落に基くものである。
(2) 貨物中には含まれない。

總括表は一九二〇―三六各年に亘つてゐるが、資本項目に關する報告は一九二四年から與へられてゐるのみである。何れの年に於ても貨物、勞務及金勘定尻と記錄された資本純移動高とは完全な一致を示してゐない。之は主として短期資本取引に關する記錄が不完全な爲である。一九二四―二七年の短期資本項目に記入されてゐるものは唯銀行の在外勘定尻の變化へ一九二五年及一九二六年には「ラトヴィア」銀行の分のみだけである。銀行の若干の短期取引は一九三二年前の勘定には含まれてゐない樣である。長期資本項目も亦不完全な記錄であると云はれてゐる。（唯政府、銀行及株式會社竝に一九三五年には保險會社の取引が含まれてゐるのみである）。

一、貨物、勞務及金

貨物　項目(a)(b)の貸方側に記入の金高は記錄された輸入價額に對して加へた減少額を表してゐる。

其他の政府受取（項目(17)）　本項目に記入の金高は外國人の支拂ふ滯在稅及旅券手數料を表すものである。

其他の項目　一九三六年の貸方（項目(19)）の數字は新聞購讀料收入〇・〇九百萬「ラット」及「ラトヴィア」藝術家の外國よりの受取金〇・〇一百萬「ラット」を包含してゐる。借方の數字は「ラトヴィア」新聞の外國通信員への支拂高〇・一二百萬「ラット」、外國藝術家の持出金〇・〇七百萬「ラット」、酒精專賣の行つた證司料支拂高〇・〇九百萬「ラット」、外國農業勞働者募集費〇・一三百萬「ラット」及國際機關への分擔金〇・〇二百萬「ラット」より成つてゐる。

金　一九三二年以後の報告は「ラトヴィア」銀行の金準備の變動（項目(21)）を含んでゐるが、是等の變動は一九三二年以前の資本勘定には含まれてゐない（含まれてゐても不完全である）外貨所有高の變化に依り大部分相殺されるものであるから、金準備の變動は原報告の通り前數年の資本項目からこれを省いた。

二、國際貸借

一九三一―三五年末に於ける「ラトヴィア」の對外債權債務を示す表は本調書の昨年度版に揭載してあるが、最近の報告は入手不可能であつた。

第二十三節　和蘭

一九三六年度の和蘭國の國際收支の主要項目に關する統計は同國政府に依つて發表されたが、之を昨年刊行の一九三三―三五年度の數字と比較對照して示せば次の通りである（但し若干の數字に付ては修正を加へた）。

貨物、勞務及金　（單位百萬「ギルダー」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物（郵送品を除く）	727	713	680	749	1,214	1,046	940	1,020
(2) 郵送品（「ダイアモンド」を除く）	12	9	9	10	29	23	20	21
(3) 下記項目に基く修正								
(a)「ダイアモンド」	16	15	22	37	12	11	18	30
(b) 外國船より購入した漁獲物	—	—	—	—	—	1	1	1
II 利子及配當								
(4) 政府間債務の利子	11	17	15	14	—	—	—	—
(5) 有價證券より生ずる利益（利子及配當）記錄されたる受拂高(1)	148	129	147	195	54	56	48	75
(6) 不動産への直接投資利益	•	•	•	•	21	21	18	20
(7) 短期資本の利子 (2)	22	18	17	16	8	7	8	7
III 其他の勞務								
(8) 船舶純收入 (3)	72	72	76	93	—	—	—	—
(9) 積換、內國航行、港灣使用料、船舶修繕等に基く受取額	47	49	40	48	—	—	—	—
(10) 銀行手數料 (2)	3	3	3	4	—	—	1	1
(11) 郵便、電信及電話料	7	6	6	7	6	6	6	26
(12) 觀光客出費	5	4	3	4	30	34	35	38
(13) 年金、俸給其他								
(a) 蘭領印度、「スリナム」及「キュラソー」各政府支拂のもの	30	28	21	19	—	—	—	—
(b) 個人關係の支拂 (4)	21	20	20	22	—	—	—	—
(14) 移民の送金（蘭領印度より）	5	4	4	4	—	—	—	—
(15) 特揭なき項目に基く蘭領印度政府の和蘭に於ける支出純額	27	10	11	16	—	—	—	—
(16) 在外和蘭國民に對する政府補助金	—	—	—	—	4	3	2	1
(17) 特揭なき政府收入及支出	—	—	—	1	7	7	7	7
IV 金								
(18) 金貨及金地金（郵送せる金を除く）	697	305	503	264	530	124	211	350
(19) 郵送に依る金	11	7	27		87	41	38	
(20) 和蘭銀行の金「イーヤマーク」取引	34	84	218	192	37	109	255	166

(1) 數字は1933年度37銀行、34年度38行、35年度40行、36年度72行に就き調査したるものである。1933—36年度の貸方數字は植民省及2、3の官廳を通じて收得した分をも含む（1933年度26百萬、34及35年度各28百萬、36年度37百萬「ギルダー」）。

(2) 1933年度37銀行、34年度38行、35年度39行、36年度75行に就き調査したる數字、項目(7)に記入せる1933年度の貸方數字は和蘭銀行に於ける總ての割引適格外國引受手形に基く割引料及手數料を含む。

(3) 和蘭「ライン」船隊の收得額は項目(9)に包含されてゐる。

(4) 行政上の費用及報酬を含む。

資本項目（單位百萬「ギルダー」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
(1) 政府間債務の年賦償還金	6	9	8	6	—	—	—	—
(2) 個人の年賦償還金受拂(1)	84	52	58	61	12	9	12	12
(3) 若干の銀行を通じて行はれた有價證券賣買 (2)	361	302	316	599	338	359	420	683
(4) 和蘭に於ける新規外債發行高								
(a) 蘭領印度政府勘定のもの	—	—	—	—	—	140	15	—
(b)「外國」政府勘定のもの	—	—	—	—	—	—	—	—
(c)「外國」に於ける其他の借入者勘定のもの	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 和蘭に於ける年金基金への支拂金								
(a) 植民地政府等	8	9	—	—	—	—	—	—
(b) 私人關係のもの（生命保險關係の送金を含む）	6	6	6	8	—	—	—	—
(6) 蘭領印度政府に對し許與した政府長期貸附金	—	—	—	—	115	—	—	—
(7) 政府が外國に對し許與した短期信用の純變動（蘭領印度、「スリナム」及「キュラソー」政府への當座勘定に基く貸付を含む）	—	106	—	63	9	—	8	—
(8) 特記なき對外長期投資(3)	•	—	—	1	•	6	7	10
(a) 短期對外債務の變動（判明せるもの）(4)	38	23	24	91	85	114	77	29
(b) 在外短期資産の變動（判明せる分） (4)	172	77	33	49	40	9	48	109

(1) 前表の(1)參照。

(2) 1933年度38行、34年度39行、35年度は40行、36年度75行の銀行に就き調査した數字。

(3) 1934年度39行、35年度40行、36年度76行に就き調査した數字。

(4) 1933年度38行、34年度37行、35年度38行に對する數字。

入手した報告書が不完全であつた爲總計額が示されてゐない。表の註に依つて判る通り、若干の項目に關し示した金額——即ち證券の收益、短期資本の利子、銀行手數料及其の他若干の資本取引——は和蘭の取引總額を表示するものではなく單に本調書編纂に當つて發した質問書に答へた一定數の銀行の記錄金額である。數字を提供した銀行數は一九三二年に二三乃至三四行より一九三三——三五年には三七乃至四〇行へ又一九三六年に於ては七五行にまで增加した。銀行は質問書に於て外國に投資した資本の受取額の中利子と年賦償還金との正確な割合が不明であつた場合には年賦償還金額を推算して報告することを要請された。二、三の銀行の送附した數字には斯の如き推算を含まないものがあつた。從て年賦償還受取額は「證券よりの收益」を示す數字中に包含されてゐる。

右表中若干の重要な項目に關する詳細に就ては後述を參照されたい。更にもつと詳細に就て知りたいならば和蘭中央統計局の月報(Maandschrift)（一九三七年第十號）を參照せられたい。

一、貨物、勞務及金

利子及配當金　政府間債務に基く利子受取額（項目(4)）の地理的內譯は次の如くである（單位百萬「ギルダー」）。

	一九三一年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
獨逸	四・〇	三・七	四・一	四・〇
白耳義	〇・九	〇・八	〇・六	〇・四
蘭領印度	五・八	一一・九	九・四	八・九
「スリナム」	〇・二	〇・四	〇・四	〇・五
「キュラソー」	〇・一	〇・一	〇・一	—

項目(5)に示した受取額の詳細な內譯は次の通りである(單位百萬「ギルダー」)。

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
植民省を通じて受取りたる蘭領印度政府貸附金の利子	三・七	二・七	一・六	一・〇
諸官廳を通じて受取りたる利子及配當金	二・六	二・六	二・八	二〇・九
(a) 外國會社及公共團體債の利子	一一四	八八	一〇〇	一三三
(b) 株式配當	一四八	一二九	一四七	一九五
銀行を通じて受取りたる利子及配當金				
計				

銀行を通じて受取つた金額に付ては、一九三四年度に於て獨逸から受取つた金額の推算も同樣に夫々異つた基礎の上で行はれた。指摘して置く。

一九三六年度に於て長期資本の利子及配當に關し外國から受取つた金額の推算も同樣に夫々異つた基礎の上で行はれた。外國證券の利札に對する稅金（蘭領印度の株式及社債を含まない）は一九三六年に二・一百萬「ギルダー」に上つた。此課稅率は二%であるから一九三六年度に於ける外國證券よりの收入は一〇五百萬「ギルダー」と押へてよからう。「バタヴィア」中央統計局の推算に依れば蘭領印度內の個人農園の利潤、農場及其他の株式會社の配當額は一九三六年に四九百萬「ギルダー」に上つてゐる。右金額の約七〇%が和蘭本國に送金されるものとすれば此項目の收入は總額約三四百萬「ギルダー」に上つたものと見て差支ない。「アムステルダム」銀行の四半期年報に揭載された「ロエト」氏の推算に依れば蘭領印度に於ける都市、公共團體及私營會社等の「アムステルダム」株式取引所に上場せられた債券の利子は一九三五年度に於て七百萬「ギルダー」に達した。右諸證券の大部分は和蘭內に保持されて居るから本勘定に基き同國內で受取となつた金額は總計約六百萬「ギルダー」に上つたと云つて間違ひない。而して一九三六年度に於ては僅かであるが稍減少した。最後に和蘭で支拂はれた蘭領印度政府證券の利子は植民省發表に依れば四〇百萬「ギルダー」であつた（上述參照）。

相異る資料に依り計算された以上の數字を合計すれば一九三六年度に於て海外より受取つた長期資本の利子及配當總額は一八五百萬「ギルダー」となる。左表は前三箇年間に對する同樣の推算を一括表示したものである單位百萬「ギルダー」。

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
「外國」證券よりの收入	六〇	八〇	九〇	一〇五
蘭領印度に於ける諸企業の配當及利益金	一九	一八	二〇	三四
蘭領印度政府債の利子	四九	三四	四三	四〇
其他の蘭領印度貸附金の利子	一〇	一〇	六	六
計	一三八	一四二	一五九	一八五

外國へ投下された長期資本よりの收入總額を算出する爲には在外不動產よりの收入、國內に於て設立され且專ら外國で活動してゐる不動產抵當銀行の受取つた利子——此二項目の見積額は僅に二・三百萬「ギルダー」に過ぎない——及其の金額は判明してゐないが株式又は證券以外の參與及債權より生ずる收入の如き其他の頗る重要な諸要素を右金額に加算する事が必要である。

項目(6)に示した金額は和蘭以外の國である個人及公共團體の和蘭國に於ける收入に對して課稅し得る部分に關する報告

資料に基いたものである。

項目(7)に示した一九三三年度の貸方數字は和蘭銀行に於て割引し得るものとされた總ての外國引受手形の割引料及此種手形の仲介手數料を含んでゐる(此の手數料の金額は普通の場合には項目(10)に現はさるべきものである)。一九三四年以後和蘭銀行は右の數字を發表する事が出來なかつたから、一九三四——三六各年度の數字は數字を通報した銀行の提出に係る手形割引料及手數料を含んでゐるに過ぎない。

船舶收支其他　海上運賃及外國人の支拂つた通航料で、商船總噸數の九九%を代表する一團の會社の收得せる金高は次の如くである。一九二九年及三〇年度に於ける若干の會社の數字は推定額である。油槽船及曳船の收入は含まれてゐない。

(單位百萬「ギルダー」)

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
海上運賃	321	256	194	133	124	120	121	139
外國人支拂の通航料 (1)	77	75	58	41	33	35	33	34
計	398	331	252	174	157	155	154	173

(1) 通航料の受取總額は1935年度35百萬「ギルダー」、36年37百萬「ギルダー」であつた。

項目(8)の下に示された純收入中には調査範圍から漏れた諸會社の受取純額の推算額を含み、更に海上保險に支拂はれた金額をも含んでゐる。(此の保險は一九三三年には二・二百萬「ギルダー」一九三四年には一・六百萬「ギルダー」の夫々支出超過を示し、又一九三五年には受取保險金は支拂保險料を超過すること約一百萬に及んだが、一九三六年には再び一・七百萬の支拂超過であつた。

項目(9)に對し示した金額は(一)積換通過貨物よりの受取額(權威ある機關に依て報告された平均率に基いたもの)、(二)國際的河川航行の純收入(若干の船主よりの詳細な報告に基けるもの)、(三)政府管轄の諸港に於ける外國船舶に依る諸稅の支拂額、(四)生產統計に示されてゐる外國勘定の船舶修繕收入等を含む。

觀光客出費(項目(12))　最近數年間に於る觀光客運輸に關する受拂額は「ヘーグ」觀光協會會長「ヴアン・デ・ウエルク」氏に依つて推算されたものであるが、觀光客の移動及支拂額は直接の統制を受けてゐないので從つて數字を使用する場合には注意する必要があることを指摘してゐる。

和蘭人の外國觀光者の出費を觀光先國別に考察すると次の如く分散してゐる(單位百萬「ギルダー」)。

	一九三五年	一九三六年
墺地利	二・六	三・三
白耳義	三・二	二・四
佛蘭西	三・五	三・八
獨逸	一一・三	一三・〇
伊太利	〇・七	〇・九
瑞西	六・三	七・〇
英本國	二・六	三・二
其他の諸國	四・三	四・四

恩給、俸給及其他　項目(13)は和蘭海外植民地豫算に表はれてゐる金額中、年金及歸朝中の官吏の俸給、待命及半給手當、教育費及文武官の使節費として和蘭で支出されるもの等である。一九三四年より一九三五年度が減少してゐるのは恩給制度改正に由るものである。此の改正の結果蘭領印度以外に於て支拂はれる恩給の場合に和蘭內で支拂はれた金額と其他の諸國で支拂はれるものとの割合(夫々九〇・二%及九・八%)を正確に決定することが出來た。

「バタヴイア」中央統計局に依る一九三三年より一九三六年に至る各年度の推算額に據れば蘭領印度で活動してゐる諸會社が諸外國で支拂つた營業費(重役賞與を含む)一九三三—三五各年度約一四百萬「ギルダー」に上り一九三六年度は一六百萬「ギルダー」であつた。又蘭領印度に於ける私營企業に依つて支拂はれた年金は一年約一〇百萬「ギルダー」又蘭領印度より諸外國に歸省する個人の出費は一九三三年に約六百萬「ギルダー」次の三年間に年五百萬「ギルダー」であつた。以上の金額の七

〇%は和蘭內で費された樣である(項目(13)(b))。

其他の勞務　項目(15)に對し計上した一九三六年度の殘高中に含まれてゐる諸取引中には蘭領印度の海軍に對する和蘭の給付金一二百萬「ギルダー」、石油會社よりの各種收入五百萬「ギルダー」がある。

外交官費は項目(17)に含まれてゐないが、之は和蘭國內に於ける諸外國の同樣の支出(その細目は判明しない)に依つて相殺されると考へられた爲である。同樣な理由に依つて項目(17)は一年總額約〇・八百萬「ギルダー」に上る工業所有權局の特許附與に關する收得額を含まない。

原報告書に於ては外國に於ける商業に依つて得た利益金が覺書として示されてゐるが、之は斯る項目の下に適切な數字を求めんとする試みが失敗に歸した爲である。

保險取引(船舶收入の中に含まれてゐる海上保險及資本項目(5)(b)に包括されてゐる金額を除く)も亦完全な金額を得ることが不可能であつた爲、報告書中より省略されてゐる。然し、本項目に關する斷定的な報告が中央統計局月報に掲載されてゐる。

金　項目(18)及(19)に對し記入した金額は貿易統計に記錄した金の移動額を表示するものである。和蘭銀行の「イーヤマーク」取引額(項目(20))の詳細は次表の如くである。

(單位百萬「ギルダー」)

項目	1933年		1934年		1935年		1936年	
	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方
(1) 和蘭銀行勘定の「イーヤマーク」に基く在外金預金額の增加	—	26.3	—	56.6		146.6	—	165.5
(2)「イーヤマーク」金の賣却に因る在外金預金額の減少	11.6	—	15.2	—	29.3	—	8.5	—
(3) 海外に「イーヤマーク」せる金の和蘭への移管	—	—	—	—	103.9	—	183.2	—
(4) 輸入金の外國勘定「イーヤマーク」高	13.5	—	56.5	—	84.6	—	0.6	—
(5) 外國勘定の「イーヤマーク」に因る內國準備の減少	8.9	—	12.6	—	0.2	—	—	—
(6) 外國勘定の「イーヤマーク」金の中央銀行への解除に因る內國準備金の增加	—	1.8	—	—	—	11.4	—	—
(7) 中央銀行に預け入れられたる金の外國への引上	—	—	—	—	—	2.7	—	0.8
(8) 中央銀行の買上げ輸入金にして其後外國勘定として「イーヤマーク」されたるもの	—	1.5	—	39.3				
(9) 年度初めに既に銀行に預金された「イーヤマーク」金の銀行による買上	—	7.5	—	12.6	—	94.5	—	—
計	34.0	37.1	84.3	108.5	218.0	255.2	192.3	255.3

二、資本項目

年賦償還金　次に掲げた表は政府間債務の年賦償還金に關する收入(項目(1))の詳細なる內譯を示したものである。

(單位百萬「ギルダー」)

	1933年	1934年	1935年	1936年
波蘭、救助信用	—	0.6	0.9	—
白耳義、抑留費	3.5	3.7	3.9	4.1
蘭領印度				
1933年「ギルダー」債	—	1.2	1.3	1.3
1895年債中の蘭領印度引受分	0.8	0.8	0.9	0.9
1898年債中の蘭領印度引受分	2.1	2.2	1.3	—
合計	6.4	8.5	8.3	6.3

銀行を通じて受取つた金額の外に項目(2)の貸方は植民省を通じて受取つた蘭領印度政府の年賦償還金——一九三三年に二一百萬「ギルダー」、一九三四年三五百萬「ギルダー」、一九三五年二八百萬「ギルダー」、一九三六年一六百萬「ギルダー」及其の他行政機關を通じて受取つた夫々〇・二、〇・一、一・九及一・五百萬「ギルダー」の金額をも包含してゐる。

新規資本發行高　項目(4)(a)は發行價格に依つて計算された新規資本發行（借換公債を除く）に關する實際受拂額を示す發行費用、印紙稅等として額面金額の四%の金額を控除した。

種々の政府取引　項目(7)に記載した金額は政府の外國に對し附與した各種短期信用の變化を示すものである。

（單位百萬「ギルダー」）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
當座勘定に於ける貸出の增減					
(a) 蘭領印度政府に對するもの	+ 88	+ 11	(1) − 116	(2) + 5.3	(2) − 54.7
(b)「スリナム」及「キュラソー」政府に對するもの	− 1.2	− 2	− 3	− 2	− 2
對獨逸「回轉信用」の增減	− 9.1	− 0.3	+ 12.9	+ 4.3	− 5.8
計	+ 77	+ 9	− 106	+ 8	− 63

(1) 減少は1934年蘭領印度政府債の發行に依る貸出の一部整理及和蘭に預託した銀貨を和蘭政府が引取つたことに由るのである。

(2) 次に示す取引は貸出金額に於ける減少を來したものである（單位百萬「ギルダー」）。

	1935年	1936年
蘭領印度の支拂	8.2	13.3
和蘭政府引取の銀貨	10.6	16.8
繰延金額	5.1	—

三、國際貸借

左の明細表は和蘭の國際貸借勘定に於ける若干の項目に關するものである。但し個人の長期投資は含まれてゐない。

（單位百萬「ギルダー」）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債の部					
(1) 政府間債務に基く負債	—	—	—	—	—
(2) 若干の銀行の在外浮動債務（1933年は41行、34年は44行、35年は43行、36年は74行）(1)					
(a) 外國「コルレス」先との當座勘定	•	96	63	49	93
(b) 爲替手形に基く負債	•	16	9	3	11
(c) 其他の債務	•	281	253	217	283
資産の部					
(3) 政府間長期債務に基く債權					
(a)「外國」に對するもの	37	34	29	25	20
(b) 蘭領印度に對するもの	29	141	136	132	130
(4) 政府間短期債務に基く債權					
(a)「外國」に對するもの（對獨回轉信用）	86	86	98	103	97
(b) 蘭領印度に對するもの	230	241	125	130	75
(c)「スリナム」及「キュラソー」に對するもの	20	18	16	14	13
(5) 若干の銀行の在外浮動資金（1933年41行、34年44行、35年43行及36年74行）(1)					
(a) 外國「コルレス」先との當座勘定	•	128	130	199	285
(b) 爲替手形に關する資産	•	49	50	28	64
(c) 其他の資産	•	390	320	252	278

(1) 和蘭銀行及「ジャバ」銀行「アムステルダム」支店を含む。

諸銀行の浮動債務及資産の債務國別分布狀態は左の如くである（單位百萬「ギルダー」）。

	浮動債務				浮動資産			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
獨逸	66	51	45	52	239	178	109	88
英國及其屬領	44	36	32	40	84	86	112	175
佛蘭西及其屬領	42	27	22	51	69	59	44	37
北米合衆國	38	27	27	52	32	30	88	141
白耳義	203	184	45	56	143	148	38	59
瑞西			26	36			8	24
葡萄牙及屬領			30	38			5	11
その他			47	63			75	92
計	393	325	274	388	567	501	479	627

獨逸に於ける和蘭人の未濟信用の形式に於ける資產金額は一九三四年末に於て一三四百萬「ギルダー」、一九三五年末は八五百萬「ギルダー」であつた。

獨逸との淸算勘定に於て獨逸の和蘭に對する支拂延滯金額は一九三四年末に於て一二百萬「ギルダー」であつたものが一九三五年末には三六百萬「ギルダー」に增加し一九三六年末には亦三五百萬「ギルダー」に減少した。以前獨逸に與へた商業信用の支拂延滯金額は一九三四年末の六八百萬「ギルダー」であつたものが一九三五年末には三〇百萬「ギルダー」に減少し一九三六年には實際消失した。

四、蘭領印度との取引勘定尻

一九三三——三五年度に於ける和蘭と蘭領印度との取引勘定に關し民間の推算になるものが Nederlandsche Handel-Maatschappij に掲載されたから左に再錄する。項目の分類方法に就ては若干の修正を加へた。

貨物、勞務及金

項目	貸方			借方		
	1933年	1934年	1935年	1933年	1934年	1935年
Ⅰ貨物						
(1) 貨物（銀を除く）	30.7	30.5	31.8	50.6	58.4	57.1
(2) 銀	0.3	—	—	4.0	6.6	3.1
Ⅱ利子及配當						
(3) 下記項目に基く和蘭政府に對する蘭領印度政府の利拂						
(a) 1895年の和蘭債	0.7	0.6		—	—	—
(b) 1898年の和蘭債	0.2	0.1	9.0	—	—	—
(c) 1933年の蘭領印度債	2.3	4.6		—	—	—
(d) 貸附金	2.6	6.6		—	—	—
(4) 蘭領印度政府債の利子			43.0	—	—	—
(5) 蘭領印度に於ける都市、地方及私營會社等の債務の利子	(1) 74.0	(1) 58.0	6.0	—	—	—
(6) 植民地諸企業の配當及利潤			20.0	—	—	—
Ⅲ其他の勞務						
(7) 船舶會社の蘭領印度より收得したる純收入	21.0	21.0	22.0	—	—	—

項目	貸方 1933年	貸方 1934年	貸方 1935年	借方 1933年	借方 1934年	借方 1935年
(8) 蘭領印度政府が和蘭に對して支拂つた年金、俸給其他	30.0	28.0	21.0	—	—	—
(9) 植民地諸事業が支拂つた營業費(重役賞與を含む)及年金、蘭領印度より歸省中の個人の和蘭に於ける出費	21.0	20.0	20.0	—	—	—
(10) 本國に於ける親戚に對する植民地よりの送金	5.0	4.0	4.0	—	—	—
(11) 和蘭内に於ける蘭領印度政府の純出費額	27.0	10.0	11.0	—	—	—
IV 金						
(12) 金貨及金地金	—	—	—	2.9	4.2	3.9
計	214.8	183.4	187.8	57.5	69.2	64.1
差引受(+)拂(−)超過額						
貨物及勞務	+ 160.2	+ 118.4	+ 127.6			
金	− 2.9	− 4.2	− 3.9			
貨物、勞務及金	+ 157.3	+ 114.2	+ 123.7			

資本項目　(單位百萬「ギルダー」)

項目	貸方 1933年	貸方 1934年	貸方 1935年	借方 1933年	借方 1934年	借方 1935年
(1) 和蘭政府に對する蘭領印度政府の年賦償還支拂						
(a) 1895年の和蘭債に關するもの	0.8	0.8	5.9	—	—	—
(b) 1898年の和蘭債に關するもの	2.1	2.2	1.3	—	—	—
(c) 1933年の蘭領印度債に關するもの	—	1.2	1.3	—	—	—
(2) 蘭領印度政府債の年賦償還額	21.0	(1) 25.0	28.0	—	—	—
(3) 其他の蘭領印度債の年賦償還額	8.0	8.0	5.0	—	—	—
(4) 蘭領印度政府の新規資本發行高	—	—	—	—	140.0	15.0
(5) 蘭領印度政府に對する和蘭政府の長期貸附	—	—	—	115.0	—	—
(6) 和蘭に於ける年金基金に對する蘭領印度政府の支拂	8.0	9.0	—	—	—	—
(7) 植民地諸事業の年金基金に對する支拂及生命保險に關する送金	6.0	6.0	6.0	—	—	—
(8) 和蘭政府が蘭領印度政府に對し附與した當座勘定貸出額の變化	—	116.0	—	11.0	—	—
計	45.9	168.2	42.5	126.0	140.0	23.0
差引流出(−)入(+)資本	− 80.1	+ 28.2	+ 19.5			

(1) 和蘭の國際收支に關する公式報告書に依れば此の受取額は35百萬「ギルダー」に達してゐる。

總括表　(單位百萬「ギルダー」)

	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	資本項目	各項目計
1933年 貸方	31.0	79.8	104.0	—	214.8	45.9	260.7
借方	54.6	—	—	2.9	57.5	126.0	183.5
殘高	− 23.6	+ 79.8	+ 104.0	− 2.9	+ 167.3	− 80.1	+ 77.2

1934年	貸方	30.5	69.9	83.0	—	183.4	168.2	351.6
	借方	65.0	—	—	4.2	69.2	140.0	209.2
	殘高	− 34.5	+ 69.9	+ 83.0	− 4.2	+ 114.2	+ 28.2	+ 142.4
1935年	貸方	31.8	78.0	78.0	—	187.8	42.5	230.3
	借方	60.2	—	—	3.9	64.1	23.0	87.1
	殘高	− 28.4	+ 78.0	+ 78.0	− 3.9	+ 123.7	+ 19.5	+ 143.2

大部分の數字は和蘭の國際收支に關する諸報告書及中央統計局よりの諸公刊書より直接採錄したものである。貨物、銀及金に關する數字は和蘭國の貿易統計を基として算出した。特別に計算しなければならなかつた金額は單に「貨物」、「勞務及金」勘定の項目(7)の金額及資本項目(2)及(3)に關する金額のみである。偖其等の項目に就き以下少しく詳述しよう。

運賃關係の純收入　蘭領印度よりの本勘定收入の割合は蘭印航路に從事する船舶の和蘭全商船の割合に均しいと假定された。尙ら蘭領印度に於て活動してゐる船舶會社が和蘭に送金した金額は資料が不完全であつた爲に包括されなかつたが、其の額は極めて少額であると信ぜられる。船舶の解裝、蘭領印度航路及其他の諸外國航路の收得した受取額の相異の如き種々な要素も亦之を考慮しなかつた。

蘭領印度政府債の年賦償還金　「和蘭に於て引受けられた蘭領印度公債の金額は蘭領印度に於ける諸種民會社の發行した株式の中和蘭が保有してゐる割合より小額ではないと考へられるが、後者の金額は七〇%と推算される。而も外國に於て契約された公債の大部分、弗及磅債は借換られる以前に和蘭に移讓された。是等の諸條件の下に於て一九三三年及一九三四年に蘭領印度債の八〇%は和蘭に於て引取られた。從て同年の年賦償還金が母國和蘭に對して行はれたものと考へた。」

其他の蘭領印度債の年賦償還金　和蘭に對し支拂はれた都市、地方及私營會社の債務に關する利子金額は一九三三年及三四年に一〇〇百萬「ギルダー」、一九三五年に六百萬「ギルダー」と推算した。是等債務の年賦償還金は平均利率を五%債務の平均期限を二十箇年として計算した。蘭領印度との貨物及勞務の取引に關し和蘭の受取勘定となつた支拂額は總ての諸國との同樣の取引に關して行はれた支拂額の約一七%より一九%に當つてゐる事が報告資料に依り了解される。和蘭が蘭領印度に支拂つた同上に對應する支拂高は四%乃至五%である。和蘭の諸外國との間の貨物及勞務取引に關し判明してゐる項目は差引合計して一九三三年に約二三〇百萬「ギルダー」、三四年に一二〇百萬「ギルダー」、三五年に三〇百萬「ギルダー」の支拂超過であつたに反し、蘭領印度との間の同樣の取引は一九三三年に約一六〇百萬「ギルダー」、三四年に約一二〇百萬「ギルダー」、三五年に約一三〇百萬「ギルダー」の夫々受取超過を示した。

第二十四節　蘭領印度

一九三六年度の蘭領印度の國際收支に關する公式報告書を既刊本調書に揭載した一九三一—三五各年度の分と共に一括して示せば左表の通りである。一九三五年度の數字中若干のものは修正されたものである。又一九三六年の數字は暫定的のものである。

貨物、勞務及金　（單位百萬「ギルダー」）

項目	受取又は貸方					支拂又は借方				
	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物										
(1) 記錄上の貨物貿易（1932年後は銀貨を除く）	545	471	490	447	534	385	330	291	277	287
(2) 下記項目に基く當日(1)の修正										
(a) 關稅	2	2	(1) 15	(1) 26	(1) 57	—	—	—	—	—

項目	受取又は貸方（輸出）					支拂又は借方（輸入）				
	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
(b) 統計稅	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—
(c) 政府の流動債務を減少せしむる目的の下に輸出された銀貨	—	—	29	11	16	—	—	—	—	—
II 利子及配當(2)										
(3) 政府收得の利子及配當金	7	6	7	6	8	—	—	—	—	—
(4) 海外へ支拂の利子	—	—	—	—	—	85	89	90	80	76
(5) 外國へ支拂つた配當金及個人の貿易利潤	—	—	—	—	—	35	21	20	28	49
III 其他の勞務										
(6) 觀光客出費										
(a) 旅客運賃	—	—	—	—	—	17	13	14	14	13
(b) 其他	3	3	3	2	2	16	13	12	14	13
(7) 外國の家族への送金	—	—	—	—	—	8	7	6	6	6
(8) 別揭せざる政府收入に對する支拂超過額	—	—	—	—	—	53	35	14	22	21
(9) 在外營業費（重役賞與を含む）	—	—	—	—	—	16	14	14	14	16
(10) 海外にて支拂はれた年金	—	—	—	—	—	34	36	34	27	28
(11) 和蘭の對蘭領印度海軍に對する年賦金	—	—	—	12	(3) 16	—	—	—	—	—
IV 金										
(12) 金貨及金地金										
(a) 輸入額	—	—	—	—	—	9	—	—	1	—
(b) 輸出										
國內金鑛より採掘の金	6	4	3	3	3	—	—	—	—	—
其他の金	40	32	23	21	18	—	—	—	—	—
(13) 項目(12)(a)の修正(4)	—	—	—	—	—	— 9	—	—	—	—
計	604	519	571	529	655	649	558	495	483	509
受(+)拂(−)超過										
(a) 貨物及勞務	− 91	− 75	+ 50	+ 24	+ 125					
(b) 金	+ 46	+ 36	+ 26	+ 23	+ 21					
(c) 貨物、勞務及金	− 45	− 39	+ 76	+ 56	+ 146					

(1) 此の中土產護謨の特別輸出稅として1934年12百萬「ギルダー」、1935年24百萬「ギルダー」、1936年29百萬「ギルダー」がある。

(2) 蘭領印度內に外國人企業の收得したる利益金にして分配されずに同國に再投資されたものは利子及配當支拂額及記錄されたる資本流入額より除外されてゐる。

(3) 海軍以外の目的の爲の2百萬「ギルダー」を含む。

(4) 1932年度の項目(14)に對する金額は通過途上の金輸入——技術的理由に依り外國へ積出す際輸出統計中に含められなかつたもの——を表はす。

資本項目 （單位百萬「ギルダー」）

項目	受取又は貸方					支拂又は借方				
	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 長期資本										
(1) 年賦償還額										
(a) 政府債	—	—	—	—	—	} 47	58	45	33	34
(b) 其他の長期債	—	—	—	—	—					

項目	受取又は貸方 1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方 1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
(2) 在外內債の購入	—	—	—	—	—	10	6	4	4	6
(3) 年金基金及生命保險保險料に基く送金	—	—	—	—	—	19	17	13	8	8
(4) 本國內にて起債の政府借入金	92	115	141	4	12	—	—	—	—	—
(5) 其他新規外國資本投資高	1	2	10	4		—	—	—	—	—
Ⅱ 短期投資（判明せる分）										
(6) 政府短期債務の變動	87	12	—	8	—	—	—	115	—	52
計	180	129	151	16	12	76	81	177	46	100
資本純受(＋)拂(－)超過額	＋104	＋48	－26	－29	－88					

(1) 前表の(2)參照。

總括表（單位百萬「ギルダー」）

	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當(1)	其他の勞務	金	計	資本項目(1) 長期	短期	計	項目計(2)
1925年 殘高	＋974	－358	－136	－14	＋465	－18	－198	－216	＋249
1926年 同	＋700	－408	－160	－21	＋111	－56	＋79	＋23	＋134
1927年 同	＋746	－372	－216	－16	＋142	－67	＋5	－62	＋80
1928年 同	＋573	－355	－201	－15	＋2	－13	－6	－19	－17
1929年 同	＋336	－316	－175	－10	－165	－62	＋141	＋79	－86
1930年 同	＋266	－259	－158	＋2	－149	＋79	•	＋79	－70
1931年 殘高	166	－147	－130	＋41	－70	＋34	＋46	＋80	＋10
1932年 同	163	－113	－141	＋46	－45	＋17	＋87	＋104	＋59
1933年 同	＋244	－104	－115	＋36	－39	＋36	＋12	＋48	＋9
1934年 貸方	535	7	3	26	571	151	—	151	722
借方	291	110	94	—	495	62	115	177	672
殘高	＋244	－103	－91	＋26	＋76	＋89	－115	－26	＋50
1935年 貸方	485	6	14	24	529	8	8	16	545
借方	277	108	97	1	483	45	—	45	528
殘高	＋208	－102	－86	＋23	＋46	－37	＋8	－29	＋17
1936年 貸方	608	8	18	21	655	12	—	12	667
借方	287	125	97	—	509	48	52	100	909
殘高	＋321	－117	－79	＋21	＋146	－36	－52	－88	＋58

(1) 前々表註(2)參照。

(2) 本欄の殘高は誤差及脫落に由る。

原報告書の銀貨の輸出入に關する取扱方は多樣である。最近入手した一九三二—三六各年度に亘る報告書では流動債務銷却の爲に本國政府に支拂はれた銀貨は別とし政府に依つて輸出入された銀貨は總て之を除外してゐる。上揭各表に於ては同樣の方法が各年度に適用された。但し一九三一年度以前の期間に對しては銀貨は總て之を貨物中に包含せしめられてゐる。銀貨取引の大部分は流通場裡より引上られた鑄貨及新に補給された銀貨である。上揭の各詳細表に示された唯一の項目たる短期資本活動は政府の浮動債務の變化（資本項目の(6)）である。然し總括表に示された一九二五—二九各年度の短期資本項目の殘高は私人勘定の判明せる資本活動を含む。其の後の各年度に於ては上記資本活動及勘定に於ける其の他の誤算及脫落

が同表の最後の欄に示された最後の殘高を決定してゐる。

外國人企業が收得した未配當利潤にして國內へ再投資された金額は資本流入竝に利子及配當金支拂勘定より除外されてゐるがこれは其の金額を推算する信頼すべき基礎資料を缺いてゐる爲である。從つて資本勘定は關領印度が外資に頼つてゐる程度を指示するものであり又過少に記錄された利子及配當支拂額は同國の國際貸借に關し眞實の觀念を與へるものではない。

收得した利潤より再投資された金額は好況年間には著しかつた。例へば一九二五年に於ては貨物、勞務及金勘定に於ける配當金支拂額の約三%に達したと信ぜられる。

資本項目の(2)及(3)は主として關領印度に居住してゐる歐洲人にして他日母國へ歸國せんとする者の行つた貯蓄額を示すものである。此の事實は之等項目に依つて示された資本流出額は其の額だけ關領印度の國際貸借が減少した事を意味しない。計算に際し用ひられた諸方法に關する詳細に就ては本叢書の一九二七—二九年版を參照されたい。

同國政府の對外(和蘭に於て)短期負債總額は一九三四年末に一三三・四百萬ギルダーし又一九三五年末は一二九・五百萬「ギルダー」、一九三六年末に於て七六・八百萬「ギルダー」であつた(Economisch Weekblad voor Nederlandsch Indië の一九三七年四月二十三日發行のもの參照)。

第二十五節　新西蘭

一九三六年三月三十一日に終る財政年度に於ける新西蘭の國際收支に關する推算は同國政府に依つて發表されたが、之を本書前年度版に掲載して置いた前三箇年間のものと共に示せば次の如くである。各期間の金額は總て英貨磅で表示されてゐる。

貨物、勞務及金　(單位千英貨磅)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
I 貨物								
(1) 貨物	31,683	36,067	35,610	38,955	22,171	21,555	26,981	30,240
(2) 誤算に對する修正	—	—	—	—	500	490	245	—
II 利子及配當								
(3) 政府間債務の利子	7	7	7	6	—	—	—	—
(4) 利子								
(a) 政府債に關するもの	—	—	—	—	5,935	6,010	6,042	5,803
(b) 地方公共團體債務に關するもの	—	—	—	—	1,165	1,090	936	936
(5) 其他の長期資本利子及配當(1)	162	140	161	48	800	900	1,000	1,000
III 其他の勞務								
(6) 船舶收入								
(a) 貨物運賃(2)	170	165	197	236	—	—	—	—
(b) 船客運賃	200	253	317	400	—	—	—	—
(7) 港灣使用料	610	627	652	700	—	—	—	—
(8) 移民資金	80	72	81	103	290	320	368	462
(9) 觀光客出費	550	563	644	796	1,440	1,414	1,946	2,053
(10) 在外公館經費	30	30	30	30	60	60	60	60
(11) 其他の政府收支	276	273	297	248	711	370	713	599
IV 金								
(12) 金貨及金地金	2,770	1,140	3,314	1,482	1	—	2	1

計	36,538	39,337	41,310	43,004	33,073	32,209	38,293	41,154
受（＋）拂（－）超過								
(a) 貨物及勞務	＋ 696	＋ 5,988	－ 295	＋ 369				
(b) 金	＋ 2,769	＋ 1,140	＋ 3,312	＋ 1,481				
(c) 貨物、勞務及金	＋ 3,465	＋ 7,128	＋ 3,017	＋ 1,850				

(1) 貸方金額は政府投資に基く利子收入のみを示す。

(2) 輸入貨物に關する船舶運賃は（輸入の第一類の中に示されてゐる）1932—33年度2百萬磅、1933—34年度2百40萬磅、1934—35年度3百萬磅、又1935—36年度は2百70萬磅に達した。以上の金額中各年夫々約11萬磅、10萬磅、12萬5千磅及16萬磅は同國船舶に對し支拂はれたもので項目(6)(a)の貸方に計上された。

資本項目（單位千英貨磅）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
Ⅰ長期資本								
(1) 在外政府及地方公共團體債の變動	—	—	—	—	1,199	2,240	2,293	3,075
(2) 政府所有外國政府債の變化	7	5	835	30	—	967	—	—
Ⅱ短期資本								
(3) 政府の在外流動資産の純變化	2,135	—	18,932	51	—	18,575	—	—
(4) 銀行の在外流動資産の純變化	•	•	•	916	•	•	•	•
計	2,142	5	19,767	997	1,199	21,782	2,293	3,078
上記各項目に基く資本の流出(＋)入(－)差引超過	＋ 943	－ 21,777	＋ 17,474	－ 2,081				

總括表（單位千英貨磅）

	貨物、勞務及金					資本項目			各項目計
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	長期	短期	計	
1928—29年 殘高(1)	＋ 9,921	－ 8,687	－ 341	＋ 1,102	＋ 1,945	•	•	＋ 6,518	＋ 8,463
1929—30年 同	－ 2,290	－ 8,775	－ 170	＋ 1,087	－ 10,648	－ 2,445	＋ 6,290	＋ 3,845	－ 6,803
1930—31年 同	－ 1,437	－ 9,128	－ 304	＋ 271	－ 10,598	＋ 8,058	－ 7	＋ 8,051	－ 2,547
1931—32年 同	＋ 7,700	－ 8,458	－ 882	＋ 1,105	－ 535	＋ 4,871	－ 3,098	＋ 1,773	＋ 1,238
1932—33年 貸方	31,683	169	1,916	2,770	36,538	7	2,135	2,142	38,680
借方	22,671	7,900	2,501	1	33,073	1,199	—	1,199	34,272
殘高	＋ 9,012	－ 7,731	－ 585	＋ 2,769	＋ 3,465	－ 1,192	＋ 2,135	＋ 943	＋ 4,408
1933—34年 貸方	36,067	147	1,983	1,140	39,337	5	—	5	39,342
借方	22,045	8,000	2,164	—	32,209	3,207	18,575	21,782	53,991
殘高	＋ 14,022	－ 7,853	－ 181	＋ 1,140	＋ 7,128	－ 3,202	－ 18,575	－ 21,777	－ 14,649
1934—35年 貸方	35,610	168	2,218	3,314	41,310	835	18,932	19,767	61,077
借方	27,226	7,978	3,087	2	38,293	2,293	—	2,293	40,586
殘高	＋ 8,384	－ 7,810	＋ 869	＋ 3,312	＋ 3,017	－ 1,458	＋ 18,932	＋ 17,474	＋ 20,491
1935—36年 貸方	38,955	54	2,513	1,482	43,004	30	967	997	44,001
借方	30,240	7,739	3,174	1	41,154	3,078	—	3,078	44,232
殘高	＋ 8,715	－ 7,685	－ 661	＋ 1,481	＋ 1,850	－ 3,048	＋ 967	－ 2,081	＋ 231

(1) 前各年度に就ては本叢書の1933年版の134頁に掲載せる數字に付參照されたし。

一九三四—三五年末までの期間の資本移動に關する數字としては政府及地方公共團體の在外債務及政府の在外流動資産の

變動に關するものしか知る事が出來ない。總括表の最後の欄内に示された一九三四―三五各年度に對する全體の勘定の殘高は主として其他の資本項目、就中個人勘定の短期資本活動の脫落に由來するものゝ樣である。

一、貨物、勞務及金

貨物　項目(1)借方に表示の輸入金額は、輸出國の其當時の國内價格に積込賃、保險料及運賃として前記國内價格の一〇%を加算したものである。調査の結果に依れば右パーセンテージは不充分である事が判つたので一九三四―三五年末までの期間に對して更に右加算率を增加して計算した(一九三二―三三年度及一九三三―三四年度に對して二・五%、一九三四―三五年度に對して一%)。一九三五―三六年に付ては加算增加は不必要と認められた。

利子及配當　政府間借務(項目(3)の貸方)に基く利子として示された金額は「ヤモア」政府に對する貸附金の利子である。

新西蘭へ投下された外國民間資本に就ては殆ど判明しない。一九一〇年サー・ジー・ペイシュに依つて編纂された英國の海外投資數字は極内輪な見積の基礎として採用した。從つて本勘定(項目(5)借方)に基く利子は大體の見込額である。

觀光客の出費　項目(9)に計上した金額は旅客一人當の平均出費推定額を旅行者の發着數に適用計算したものである。借方側の數字は旅客運賃を含む。

金　貿易統計中に表面價額で表示されてゐる金貨は「スタティスト」誌の金指數の指示する率で英貨に換算された。

二、資本項目

長期資本　項目(1)は政府及地方當局の對外債務の純增減を示す。項目(2)の下に示された數字は政府の投資に關するものゝみである。

短期資本　項目(3)の一九三五―三六年度に對し計上した貸方數字は政府の定期預金引出超過額を示し又項目(4)に對する貸方數字は新西蘭諸銀行の海外資金の增加を示す。

三、國際貸借

次に掲ぐる報告は最近數年間に於ける三月三十一日現在の新西蘭の國際貸借尻に關するものである。該報告は民間の浮動資産及債務を除外してゐる。但し一九三四年以後の銀行資産は別である。數字は有價證券の場合には額面價格で示し、民間投資の場合には起債當時の拂出額(相場)で示す。

項目	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
負債					
(1) 政府間債務	24,100	24,100	24,100	24,100	24,100
(2) 在外國内證券	162,097	162,900	160,662	157,709	154,443
(3) 其他の長期債務(外國人所有内國不動産、國内諸企業への外國の參加及其他の外國直接投資)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
負債計(浮動債務を除く)	206,197	207,002	204,762	201,809	198,543
資産					
(4) 政府間債務に基く債權	165	139	136	132	132
(5) 新西蘭政府保有の外國證券(其他の外國政府及都市の發行債務に基くもの)	1,286	1,279	2,241	1,406	1,376
(6) 倫敦にて新西蘭諸公共團體保有の新西蘭政府證券(上揭項目と相殺したる殘高)	3,517	3,517	3,517	3,517	3,517
(7) 外國有價證券の推定民間保有高	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
(8) 在外浮動資産					
(a) 新西蘭政府	3,065	930	19,505	603	552
(b) 諸銀行	・	・	(1) 11,000	36,328	35,412

資産計	9,533	7,365	37,899	43,486	42,489
差引負債超過額	196,664	199,637	166,863	158,323	156,054

項目(1)に示された負債額は英國整理公債の新西蘭引受分を示し、之に對應する資産(項目(4))は「サモア」政府に對する新西蘭貸附金を示す。項目(2)は新西蘭中央政府の對外債務(項目(1)に示せる金額を附く)に地方官廳の對外債務を加算したものである。項目(3)に對して示した金額は一九一〇年「サー・ヂョージ・ペイシュ」に依つて行はれた推定額に基いてゐる。項目(8)(a)は銀行定期預金額を示す。一九三四年度の數字が高額であるのは主として一九三二—三三年度に於ける銀行補償(爲替)法の下に於ける資金に關するものであるが、之は其後新西蘭準備銀行に依つて取上られた。項目(8)(b)に示した數字は準備銀行及貿易銀行の海外資金に關するものである。一九三四年八月以前に就ては何らの報告に接しないが、一九三四年三月に對しては概算額を示した。

尙一九三五年七月以降 New Zealand Gazette に新西蘭貿易銀行の對外債務及資産額に關する公式數字が毎月發表されてゐる。最近數年間の若干の期間に對する數字は次の如くである(單位千新西蘭磅)。

	一九三四年七月三十日	一九三五年三月二十五日	一九三六年三月三十日	一九三七年三月二十九日
負債				
新西蘭內業務に關する新西蘭以外の國に於る要求拂債務	二、六六一	二七〇	五二七	七五八
同定期債務	七三九	八五四	五八五	四四六
資産				
新西蘭內業務に關する在外資産				
A 在倫敦	八、八二二	一六、六〇五	一四、一四三	一一、〇四八
B 其の他	八、三六〇	七、三一三	六、二二六	五、四四二

第二十六節　諸威

一九三六年度に於ける諸威國國際收支の推算は中央統計局に依つて作成され同國政府より發表された。

之を本調書の前年度版に掲載した一九三三—三五年度の報告書と比較對照して示せば次の如くである。然し一九三三—三五各年度に對する若干の數字及一九二五—三二各年度に對する總括表の中に示した殘高は修正を加へた。

貨物、勞務及金　(單位百萬「クロナー」)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物 (1)	557	578	604	684	661	733	820	922
(2) 捕鯨場よりの鯨油の直接賣却額	36	31	39	56	—	—	—	—
II 利子及配當								
(3) 政府間債務の利子	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 其他の公債の利子	3	3	3	3	62	56	55	58
(5) 長期資本の其他利子及配當	6	6	5	6	20	18	18	21
(6) 短期資本の利子	6	7	8	9	16	13	13	13
III 其他の勞務								
(7) 船舶收入	377	404	430	510	—	—	—	—
(8) 港灣使用料 (2)	4	4	5	6	190	202	215	255
(9) 海外に於ける捕鯨會社の諸出費	—	—	—	—	8	8	12	12

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1636年
(10)其他の運送料(3)	13	13	14	15	—	—	—	—
(11)郵便、電信及電話料	1	1	1	1	3	3	3	3
(12)移民の送金	7	5	5	6	—	—	—	—
(13)觀光客出費	30	34	38	48	(4)	(4)	(4)	(4)
(14)在外公館經費其他	•	•	•	•	3	3	4	4
(15)其他の諸項目	13	17	18	19	10	11	10	11
IV 金								
(16)金貨及金地金	33	37	12	1	68	8	64	1
(17)金「イーヤマーク」高の變化	38	—	—	—	—	14	1	30
計	1,124	1,140	1,182	1,364	1,041	1,069	1,215	1,330
差引受(+)拂(−)超過								
(a)貨物及勞務	+ 80	+ 56	+ 13	+ 64				
(b)金	+ 3	+ 15	− 53	− 30				
(c)貨物、勞務及金	+ 83	+ 71	− 33	+ 34				

(1)「シユヴアルバード」(スピツベルゲン)との貿易額を除く。

(2) 借方側の數字は內國船舶の燃料及食料、諸手數料、賃銀、保險、及修繕等其他總ての對外支拂額を含む。

(3) 主として瑞典より來る鐵鑛石及製紙用「パルプ」等の運送により收得した金額。

(4) 項目(15)中に包括されてゐる。

資本項目 (單位百萬「クローナー」)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 長期資本								
(1)賣買								
(a)內國證券	26	9	27	52	(1) 60	(1) 24	(1) 66	(1) 277
(b)外國證券	(2) 37	(2) 35	(2) 37	(2) 29	46	35	26	28
(2)新規資本發行高								
(a)政府及都市	—	17	40	262	—	—	—	—
(b)其他	—	22	10	—	—	—	—	—
(3)其他の長期投資	—	—	—	—	—	—	—	—
II 短期資本								
(4)短期債務の變動	—	—	—	40	63	32	2	—
(5)短期資產の變動(3)	20	—	13	—	—	70	—	98
計	83	83	127	383	169	161	94	403
差引資本流出(−)入(+)超過	− 86	− 78	+ 33	− 20				

(1) 年賦償還支拂金を含む。1936年度の數字は211百萬「クローナー」の借換公債を含む。

(2) 年賦償還金の受取額及國內新規資本發行額に於ける外國參加分を含む。

(3) 在外金預金高の變化を除く。

總括表（單位百萬「クローナー」）

		貨物、勞務及金						資本項目			各項目計(1)	
		貨物	利子及配當	其他の勞務	計	金	計	長期	短期	計		
1923年	殘高	− 478	− 52	+ 339	− 191	−	− 191	+ 208	•	+ 208	+ 17	
1924年	同	− 433	− 62	+ 293	− 202	−	− 202	+ 167	•	+ 167	− 35	
1925年	同	− 269	− 62	+ 257	− 74	−	− 74	+ 152	− 40	+ 112	+ 38	
1926年	同	− 213	− 51	+ 259	− 5	−	− 5	+ 35	+ 65	+ 30	+ 25	
1927年	同	− 238	− 60	+ 235	− 63	−	− 63	+ 141	− 54	+ 87	+ 24	
1928年	同	− 277	− 70	+ 227	− 120	−	− 120	+ 172	− 47	+ 125	+ 5	
1929年	同	− 232	− 69	+ 267	− 34	−	− 34	− 14	+ 66	+ 52	+ 18	
1930年	同	− 270	− 72	+ 237	− 105	−	− 105	− 14	+ 153	+ 139	+ 34	
1931年	同	− 293	− 70	+ 221	− 156	−	− 156	+ 27	+ 111	+ 138	− 18	
1932年	同	− 113	− 86	+ 239	+ 57	−	+ 57	+ 4	− 101	− 97	− 40	
1933年	同	− 68	− 83	+ 231	+ 83	−	+ 83	− 43	− 43	− 86	− 3	
1934年	貸方	609	16	478	1,140	37	1,182	83	−	83	1,223	
	借方	733	87	227	1,069	22	1,091	59	102	161	1,230	
	殘高	− 124	− 71	+ 251	+ 71	+ 15	+ 86	− 24	− 102	− 78	− 7	
1935年	貸方	643	16	511	1,182	12	1,194	114	13	127	1,309	
	借方	820	86	244	1,215	65	1,280	92	2	94	1,309	
	殘高	− 177	− 70	+ 267	− 33	− 53	− 86	+ 22	+ 11	+ 33	+ − 0	
1936年	貸方	740	18	605	1,364	1	1,365	343	40	383	1,747	
	借方	922	92	285	1,330	31	1,361	305	98	403	1,733	
	殘高	− 182	− 74	+ 320	+ 34	− 30	+ 4	+ 38	− 58	− 20	+ 14	

（1）本調に於ける殘高は調整及脫落に由るものである。

右表の最後の欄内に示された一九一三及二四年度に對する殘高は主として短期資本の移動額を除外した爲であらう。然し短期資本の移動を含めてゐる一九二五年以後に對する報告（一九三五年度を除く）に於ても同樣に脫落とか誤算とかがあつた爲完全な均衡を示してはゐない。中央統計局は、表示した數字の大部分が正確度を異にする推定の性質を有することを强調してゐる。省略された項目の中最も重要なものは、大體に於て均衡を得てゐると考へられてゐる諸手數料及保險會社其他に基く受拂額等であると看做されてゐる。移民よりの受取額は一九二六年以前のものに於て又諸威人の海外觀光者の出費は一九二七年以前のものに於て夫々省略されてゐる。尙短期資本の移動を計算するに當り、對外支拂に基因しない流動資産及債務の變動即ち損失や帳消された金額は之を除去することが出來なかつた。

本調書に於て一九三五年末に至る各年度の數字に加へられた修正は、主として「イーヤマーク」金取引高（貨物、勞務及金項目(17)及短期資本の移動（資本項目(4)及(5)）に關するものであるが、在外「イーヤマーク」金の變化は各年度共前者の項目の中に包含され（以前には一九三二年末までは短期資産の變動として一括されてゐた）、一九三三年以後の變動に關して修正數字が供給された。短期資本の移動に關する數字は、一九二五年度に對するものも總括表に記入した（以前のものに於ては右金額は一九二六年以後に對するものしか表示されてなかつた）。而して一九三一年以後は通貨の對外價値の變動に由來する短期債務及資産の變動は之を除外した。蓋し同勘定に屬するものは商取引に基く變動のみだからである。又一九二六及二七年度に於ける「クローナー」の對外價値の昂騰に基く變動も以前に刊行された諸勘定に於て既に除外されてゐる。

一、資本項目

長期資本の移動狀況に關する推算は比較的大きな銀行、「ブローカー」、保險會社及船舶會社、產業關係會社及若干の都市公共團體等より得た報告を基礎としたものである。

短期資本の年々の移動に關する數字は一九二五年以後のものしか入手し得ない。然し總括表の中に示した一九二三及二四年度の長期資本の移動況は、外國に於て蒐集した長期債務より生ずる流動資産の變動を參酌してゐる。尙此の計算に於ては毎年外債に依り本國に送金された額を考慮し、起債總額を算定したのではない。

二、國際貸借

在外債權及債務現在高に關する報告は毎年政府各官廳、大都市、商業銀行及多數の民間商社より蒐集せられてゐるが、調査の主たる結果は次の如くである（尙詳細は諾威中央統計局刊行の Statistiske Meddelelser の一九三七年第五號參照）。

（單位百萬「クローナー」、各年末市場相場に據る）

	債務			資産			殘高	
	公社債及株式	不動産	流動債務	公社債及株式	不動産	流動債權	百萬「クローナー」	百萬金「クローナー」
1919年4月末日	750	?	300	410	?	2,000	+ 1,360	+ 1,310
1924年9月末日	1,575	65	1,025	245	30	730	− 1,660	− 880
1925年12月末日	1,400	60	780	230	25	580	− 1,405	− 1,065
1926年同	1,165	55	777	260	20	492	− 1,225	− 1,150
1927年同	1,247	55	594	213	20	361	− 1,302	− 1,290
1928年同	1,457	55	606	180	20	420	− 1,498	− 1,490
1929年同	1,461	65	660	183	18	408	− 1,577	− 1,577
1930年同	1,485	67	729	242	20	324	− 1,695	− 1,695
1931年同	1,359	71	833	168	18	346	− 1,736	− 1,201
1932年同	1,531	71	762	168	18	342	− 1,836	− 1,215
1933年同	1,344	71	678	172	18	309	− 1,594	− 973
1934年同	1,430	71	653	182	17	368	− 1,587	− 870
1935年12月末日	1,506	71	171	171	17	406	− 1,634	− 894
1936年同	1,581	71	186	186	17	530	− 1,602	− 871

流動債務は一九三六年末に於て前年度の六五一百萬「クローナー」より六八三百萬「クローナー」に、即ち三二百萬「クローナー」を增加した。一九三五年末に於ける平均爲替相場で換算すると一九三六年末現在に於ける債務は六九一百萬「クローナー」に達し、商取引に基く增加は四〇百萬「クローナー」であつたことになる。同樣に一九三六年末に於ける流動資産は一九三五年末に於ける爲替相場で計算すると五三四百萬「クローナー」に達し、從つて商取引に基く增加は一二八（一二四でなく）百萬「クローナー」であつたことにならう。

右表に示された最近五箇年間の數字の內譯は左の通りである（單位百萬「クローナー」、各年末市場相場に據る）。

項目	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債					
(1) 外國に於て保持せられてゐる諸威國の公社債及株券					
(a) 國債	772	641	698	732	737
(b) 都市債	212	198	201	185	174
(c) 若干の發行債(二)	158	156	182	197	224
(d) 私人債券	142	105	137	147	141
(e) 株券	247	244	212	245	305
(2) 外國人所有の諾威國不動産	71	71	71	71	71
(3) 流動債務					
(a) 公共機關(諾威銀行を含む)	24	14	19	15	19
(b) 銀行及「ブローカー」	115	108	88	93	118
(c) 其他の私會社及企業	623	556	546	543	546

項目	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債計	2,364	2,093	2,154	2,228	2,335
資産					
(4) 諸威國内に於て保持されてゐる外國公社債及株券					
(a) 公共機關(諸威銀行を含む)	8	7	8	14	15
(b) 銀行及「ブローカー」	25	25	22	22	31
(c) 其他の私營諸企業	135	140	152	135	140
(5) 諸威國人所有の外國不動産	18	18	17	17	17
(6) 流動資産					
(a) 公共機關(諸威銀行を含む)	106	70	124	154	262
(b) 銀行及「ブローカー」	54	51	56	60	63
(c) 其他の私營諸企業	182	188	188	192	205
資産計	528	499	567	594	733

(1) 不動産抵當銀行、小農及住宅金融銀行及都市銀行。其他の銀行は「其他の私營諸企業」の中に含まれてゐる。

諸威人の外國諸企業への參加及對外直接投資額は右表の項目(4)の(b)及(c)の中に包括されてゐるが、一九三二年より一九三六年に至る各年度末に於ける金額は夫々一一二、一〇九、一一八、一一七及一三六百萬「クローナー」であつた。

一九三四、三五及三六各年末に於ける外國の保有に係る諸威の株券の市價(上表の項目(1)(c))及之等株券の總額面金額の國別分散狀態を見れば次の通りである。

(單位百萬「クローナー」)

所有國別	1934年	1935年	1936年
佛蘭西	55.5	74.2	106.0
英本國	33.0	34.8	36.6
獨逸	5.4	5.5	7.9
瑞典	30.4	34.0	39.3
北米合衆國	34.7	33.8	34.4
丁抹	3.3	4.9	5.4
瑞西	21.3	28.5	41.5
和蘭	7.2	7.6	8.4
白耳義	0.6	0.7	2.3
加奈陀	18.2	17.4	17.6
其他の諸國	2.7	3.5	5.3
總額(市場價格による)	212.3	244.9	304.7
同(額面價格による)	332.4	322.5	317.5

同樣に諸威國に於て保持されてゐる外國の公社債及株券金額(項目(4)(a)—(c))の國別分散狀態は次の通りである。

(「クローナー」百萬位單)

發行國別	1935年末現在			1936年末現在		
	公社債	株式	計	公社債	株式	計
英本國	16.6	37.1	53.7	14.6	41.3	55.9
北米合衆國	9.5	11.2	20.7	9.4	16.3	25.7
瑞典	10.4	29.9	40.3	10.2	31.8	42.0
瑞西	0.2	13.4	13.6	0.2	13.9	14.1
獨逸	1.1	1.2	2.3	0.9	1.0	1.9
佛蘭西	0.8	4.2	5.0	0.9	3.0	3.9

發行國別	1935年末現在 公社債	株式	計	1936年末現在 公社債	株式	計
芬蘭	0.8	2.0	2.8	0.8	2.0	2.8
丁抹	5.4	2.1	7.5	4.0	2.6	6.6
其他の諸國	8.8	16.2	25.0	8.5	24.2	32.7
總額（市場價格による）	53.6	117.3	170.9	49.5	136.1	185.6
同（額面價格による）	61.4	139.7	201.1	54.4	145.9	200.2

流動債務及資產の通貨別分散狀態は次の如くである。

（諾威「クローナー」に換算、單位百萬「クローナー」）

各年末現在	英貨磅表示	米貨弗表示	瑞典「クローナー」表示	丁抹「クローナー」表示	佛「フラン」表示	「ギルダー」表示	其他諸外國の通貨表示	諾威「クローナー」表示	計
債務									
1933年	301.3	52.6	89.8	6.3	17.1	20.8	19.2	171.2	678.3
1934年	268.4	49.8	107.7	4.4	17.0	17.5	22.0	166.2	652.9
1935年	263.6	50.5	104.4	3.0	20.1	20.4	20.2	168.8	651.0
1936年	252.6	51.7	126.3	3.8	11.8	14.4	17.5	204.5	682.6
資產									
1933年	137.8	30.8	18.4	3.1	5.8	1.5	14.0	97.3	308.7
1934年	174.6	50.9	21.1	2.3	5.2	1.5	25.5	86.2	367.9
1935年	168.4	46.1	26.4	3.5	3.5	0.9	25.2	131.6	405.6
1936年	253.8	53.5	43.0	2.5	1.9	3.1	18.5	153.5	529.8

流動資產及負債の變化に關する報告は一九三五年度以降の國際收支勘定に於ける短期資本項目（資本項目（4）及（5））の決定に當つて利用された。此の目的のため、右金額が表示されてゐる各通貨の爲替相場の變動に基く資產及債務金額の變動は之を考慮外に置いた。尙在外金預金（右表に於ては「流動資產」の中に包括されてゐる）の形式に於ける資產の變動は、國際收支勘定に於ては資本の移動としてゞなく金取引（金「イーヤマーク」高の變化）として計上されてゐる。此の二つの理由に因り流動資產及債務の市場相場に據る金額の變動と國際收支に於て考察された短期資本の移動額との間に何等密接な對應關係が存在しない。

公社債、株式及不動產に基く貸借の變化を、之等の變化とは獨立に記錄された長期資本の移動と比較することは興味あることである。即ち次の如くである（單位百萬「クローナー」）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
對外債務の純增（＋）減（－）額	＋ 一七二	－ 一九二	＋ 七七	＋ 八七	＋ 一九六〇
長期資本の差引流入（＋）出（－）超過	＋ 四	＋ 四三	＋ 二四	＋ 二二	＋ 三八

右二組の數字間の相異は主として證券の帳簿價格の變動に基くものである。

第二十七節　波蘭

一九三五年度の波蘭國際收支に關する推算及一九三四年度に對する修正報告が同國政府より提供された。同數字は波蘭中央統計局により幾分異つた形式で發表されてゐるが（Statistique de la Pologne, Série C, Fascicule 51—Balance des paiement de la Pologne, 1934 et 1935.）、之を本調書一九三四年度版に掲載された一九三二年及三三年度の數字と一括表示すれば次頁の通りである。

貨物、勞務及金　（單位百萬「ズロチー」）

項目	受取又は貸方 1932年	1933年	1934年	1935年	支拂又は借方 1932年	1933年	1934年	1935年
I 貨物								
(1) 貨物（波蘭及「ダンチツヒ」自由市）	1,094.8	965.7	975.7	930.1	863.7	828.8	799.7	861.8
(2) 項目(1)の修正	− 58.0	− 17.1	•	•	+ 26.4	+ 21.2	•	•
(3) 密輸出入	17.0				40.0			
II 利子及配當								
(4) 政府間債務の利子	—	—	—	—	1.3	4.5	5.8	2.9
(5) 其他公債の利子								
(a) 政府債	—	—	—	—	102.6	84.5	47.5	46.4
(b) 都市債	—	—	—	—	16.9	13.0	9.7	9.1
(6) 民間長期債の利子								
(a) 波蘭諸銀行及企業	—	—	—	—	30.9	26.8	22.6	21.5
(b) 外國會社支店	—	—	0.2	—	13.3	14.3	10.3	5.2
(7) 配當金及利益金（重役賞與を含む）	0.7	0.8	0.4	0.4	27.5	14.5	16.1	14.4
(8) 短期信用貸附金利子（手數料を含む）								
(a) 官營事業	9.7	7.4	—	—	79.8	49.4	5.7	5.5
(b) 私營事業			3.9	2.9			45.9	35.4
(c) 銀行信用貸附金	4.7	5.2	5.8	4.5	27.8	19.4	13.6	12.6
III 其他の勞務								
(9) 船舶關係收入								
(a) 通常運賃	14.8	13.0	11.3	14.2	—	—	—	—
(b) 旅客運賃	6.6	4.7	6.7	6.2	—	—	—	—
(c) 其他の受取金	(1)	(1)	1.2	3.6	—	—	—	—
(10) 港灣使用料	2.1	3.3	3.7	4.1	10.6	8.6	8.4	11.8
(11) 鐵道運賃	137.2	131.2	89.8	76.8	48.8	44.7	5.6	4.2
(12)「ダンチツヒ」市に於ける波蘭國有鐵道の經費	—	—	—	—			34.9	19.8
(13) 再保險料	13.3	17.4	4.3	3.7	16.1	16.9	6.6	5.5
(14) 郵便、電信及電話料	4.5	4.9	3.6	1.9	4.2	3.6	3.5	1.8
(15) 移民資金及本國送金	(2) 206.7	151.8	151.6	168.5	8.4	17.8	42.6	64.0
(16) 觀光客出費	46.7	31.4	32.8	34.0	88.7	69.9	41.7	48.6
(17)「ダンチツヒ」市との勘定（關稅）	42.8	36.3	•	•	52.7	40.9	•	•
(18) 其他の項目	48.2	50.8	25.2	26.4	87.6	47.2	42.1	44.4
IV 金								
(19) 金貨及金地金	223.5	81.8	4.2	128.6	145.3	93.2	51.3	71.2
(20) 項目(19)の修正 (3)	—	22.8	17.7	− 27.1	91.9	60.9	− 35.8	7.9
計	1,815.3	1,511.4	1,338.1	1,378.8	1,784.5	1,480.1	1,177.8	1,294.0
受（+）拂（−）超過								
(a) 貨物及勞務	+ 44.5	+ 80.8	+ 153.9	+ 62.4				
(b) 金	− 13.7	+ 49.5	+ 6.4	+ 22.4				
(c) 貨物、勞務及金	+ 30.8	+ 31.3	+ 160.3	+ 84.8				

(1) 項目(9)(a)に包括されてゐる。

(2) 此の中移民の持歸金約14百萬「ズロチー」、波蘭への送金額約192百萬「ズロチー」。

(3) 波蘭銀行勘定の在外金「イーヤマーク」高の變動を含む。

資本項目（單位百萬「ズロチー」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
Ⅰ長期資本								
(1) 年賦償還金支拂								
(a) 政府間債務	—	—	—	—	2.2	7.5	13.4	13.4
(b) 其他の政府債	—	—	—	—	59.8	42.2	10.6	10.1
(c) 都市債	—	—	—	—	3.4	4.2	2.5	3.1
(d) 其他の債務	—	—	—	—	21.1	12.5	11.0	8.4
(2) 新規資本發行額								
(a) 政府	6.2	3.1	—	—	—	—	—	—
(b) 都市	2.6	1.0	1.1	—	—	—	—	—
(c) 其他	35.5	19.6	2.2	0.8	—	—	—	—
(3) 其他の長期取引	146.5	75.4	142.3	126.1	80.5	49.2	173.8	121.9
Ⅱ短期資本								
(4) 短期事業貸附金の變動								
(a) 資産	24.6	20.2	25.2	16.9	22.7	17.4	26.5	21.0
(b) 債務	550.1	428.0	160.1	194.8	698.4	525.4	294.2	253.5
(5) 銀行信用貸附額の變動								
(a) 資産	72.9	88.9	7.7	—	58.1	56.2	—	17.3
(b) 債務	37.7	50.2	13.6	16.8	146.4	94.8	—	—
(6) 貨物「クレデイット」額の變動								
(a) 資産	223.1	—	51.3	8.4	—	11.2	—	—
(b) 債務	—	—	—	—	106.6	17.4	12.6	16.0
(7) 閉鎖貨物「クレデイット」に基く資産の增加	•	•	—	—	•	•	18.0	12.0
(8) 外貨保有額の變動								
(a) 波蘭銀行	76.7	48.4	60.0	1.4	—	—	—	—
(b) 其他の諸銀行	(1)	(1)	—	14.8	(1)	(1)	2.4	—
(9) 清算勘定の變動	•	•	—	—	•	•	15.8	11.3
(10) 其他の短期取引額	—	22.6	•	•	8.1	—	•	•
計	1,175.9	757.4	463.5	380.0	1,207.3	838.0	580.8	488.0
差引資本流出額（—）	— 31.4	— 80.6	— 117.3	— 108.0				

(1) 項目(5)(a)に包括されてゐる。

總括表（單位百萬「ズロチー」）(1)

年度	貨物、勞務及金					資本項目			各項目計(2)
	貨物	利子及配當金	其他の勞務	金	計	長期	短期	計	
1923年 殘高	+ 132.0	— 37.1	+ 119.9	— 39.8	+ 175.0	+ 33.9	+ 177.9	+ 211.8	+ 386.8
1924年 同	— 460.3	— 113.6	+ 215.9	— 24.1	— 382.1	+ 163.8	+ 81.4	+ 245.2	— 136.9
1925年 同	—1,095.8	— 117.6	+ 186.4	— 94.6	—1,121.6	+ 443.2	+ 613.5	+1,056.7	— 64.6
1926年 同	+ 801.3	— 169.0	+ 176.9	+ 0.3	+ 809.5	— 43.9	— 140.2	— 184.1	+ 625.4
1927年 同	— 417.5	— 229.5	+ 198.7	— 282.2	— 730.5	+ 548.7	— 43.4	+ 505.3	— 225.2
1928年 同	— 988.0	— 284.5	+ 275.4	— 106.6	—1,103.7	+ 260.3	+ 850.3	+1,110.6	+ 6.9
1929年 同	— 461.9	— 380.0	+ 320.6	— 81.4	— 602.7	+ 58.5	+ 535.0	+ 593.5	— 9.2
1930年 同	+ 67.6	— 450.9	+ 216.5	+ 141.0	— 25.8	+ 29.0	— 444.8	— 415.8	— 441.6
1931年 同	+ 250.3	— 417.4	+ 239.4	— 60.6	+ 11.7	+ 97.8	— 101.4	— 3.6	+ 8.1
1932年 同	+ 123.7	— 285.0	+ 205.8	— 13.7	+ 30.8	+ 23.8	— 55.2	— 31.4	— 0.6

年度	貨物、勞務及金					資本項目			各項目計(2)
	貨物	利子及配當金	其他の勞務	金	計	長期	短期	計	
1933年 貸方	948.6	13.4	444.8	104.6	1,511.4	99.1	658.3	757.4	2,268.8
借方	850.0	226.4	249.6	154.1	1,480.1	115.6	722.4	838.0	2,318.1
殘高	+ 98.6	− 213.0	+ 195.2	− 49.5	+ 31.3	− 16.5	− 64.1	− 80.6	− 49.3
1934年 貸方	975.7	10.3	330.7	121.9	1,338.1	145.6	315.5	463.5	1,801.6
借方	799.7	177.2	185.4	15.5	1,177.8	211.3	367.1	580.8	1,758.6
殘高	+ 176.0	− 166.9	+ 144.8	+ 6.4	+ 160.3	− 65.7	− 51.6	− 117.3	+ 43.0
1935年 貸方	930.1	7.8	339.4	101.5	1,378.8	126.9	253.1	380.0	1,758.8
借方	861.8	153.0	200.1	79.1	1,294.0	156.9	331.1	488.0	1,782.0
殘高	+ 68.3	− 145.2	+ 139.3	+ 22.4	+ 84.8	− 30.0	− 7.0	− 108.0	− 23.2

(1) 1926年10月採用された新平價の金「ズロチー」。

(2) 本欄に於ける殘高は誤算及脫落に基因するものである。

但し玆に一言すべきは完全な均衡が表に示されてゐないことである。手許に在る報告だけに基いて此の事實が勘定の貸方又は借方に於る夫れの項目に關する報告の不完全さに由るものであるかを論斷する事は出來ない。勿論手許にある報告が完全なものであるならば各年度の勘定が正確に均衡を保つであらうことは疑ひない。

尙中央統計局は若干の項目の分類及其の推算に際して用ひられた方法が一九三四年度から變更されて居り、從つて一九三四及三五年度に對する數字は嚴密な意味に於ては其以前の年度に對するもの(註)と比較し得ないことを指摘してゐる。

註　尙詳細な報告に就ては前揭の Balance des paiements de la Pologne 參照。

若干の項目の構成內容に關する詳細に就ては本調書の一九三一―三二年度版に敘述されてゐる。尙若干の項目に就て以下少しく之に類した補足的の說明をしよう。

一、貨物、勞務及金

項目(10)の借方側に計上した一九三二、三三及三五年度の數字の內譯は次の如くである(單位百萬「ズロチー」)。

	一九三二年	一九三三年	一九三四年
貨物積卸料	三・一	二・五	三・〇
港灣及運河使用料	二・六	二・〇	二・五
石炭、需品購入代及修繕費	二・三	二・〇	一・六
其他の費用	二・六	二・一	四・七

項目(11)の貸方側に計上した數字の內譯は左の通りである(單位百萬「ズロチー」)。

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
貨物輸送料	一一六・三	一一〇・一	八四・三	七二・〇
其他各及手荷物運賃	一六・七	一七・〇		
他の鐵道輸送費	四・二	四・一	五・五	四・八

二、資本項目

項目(3)は次の諸取引を內容とする。

(單位百萬「ズロチー」)

	貸方				借方			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
(1) 下記項目に關する資券								
(a) 內國證券								
(イ) 公社債及株券(1)	1.0	1.8	5.0	—	17.5	10.6	64.1	46.5

	貸方				借方			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
(ロ) 株券	35.3	35.1	44.3	19.5	29.6	24.9	58.4	43.4
(b) 外國證券								
(イ) 公社債及抵當證券 (1)	7.9	4.9	6.5	3.3	2.6	3.6	4.3	3.9
(ロ) 株券 (2)	0.7	1.2	4.0	18.6	0.5	—	7.7	1.6
(2) 波蘭諸銀行及事業の新規資本發行に對する外國參加	85.6	14.7	49.4	68 5	—	—	—	—
(3) 外國企業支店の資本及信用	9.2	11.8	33.1	16.2	30.3	10.1	39.3	26.5
(4) 其他の長期信用	6.8	5.9	•	•	—	—	•	•
計	146.5	75.4	142.3	126.1	80 5	49.2	176.8	121.9

(1) 以前に刊行された報告に於ては之等の項目は短期資本の移動と一括されてゐた。

(2) 借方側數字は外國に於る新規資本發行に對する波蘭側の參加分を含む。

項目(4)の下に一括された金額の內譯は左の通りである。　　(單位百萬「ズロチー」)

	貸方				借方			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
(1) 政府事業に對し附與された信用（現金及貨物に依る）の變動								
(a) 資産	(1)	(1)	8 6	1.2	(1)	(1)	7.5	1.9
(b) 債務	(1)	(1)	30.0	58.0	(1)	(1)	26.5	32.5
(2) 波蘭國企業の現金「クレデイツト」の變化（1934—35年度のものは民間企業に關するもののみ）								
(a) 資産	24.6	20.2	14.5	13.8	22.7	17.4	18.5	18.1
(b) 債務	527.5	422.4	116.0	126.0	677.6	510.7	255.7	203.3
(3) 外國會社支店の信用額の變動								
(a) 本支店間（資産）	•	•	1.9	1.8	•	•	0 3	1.0
(b) 其他の信用								
資産	•	•	0.2	0 1	•	•	0.2	—
負債	22.6	5.6	14.1	10.8	20.8	14.7	12·0	17.7
計	574.7	448.2	185.3	111.7	721.1	542.8	320.7	274.5

(1) 現金「クレデイツト」は本表の項目(2)に含まれ、貨物「クレデイツト」は資本項目の(6)に含まれてゐる。

四、國債負擔

次に示す表は波蘭國の國債負擔に關する詳細な報告である。　　(單位百萬「ズロチー」)

項目	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
負債					
I 長期信用					
(1) 政府間債務	2,876.7	2,873.2	2,209.2	2,094.6	2,082.0
(2) 其他の政府外債	1,693.1	1,641.0	1,335.2	1,008.4	944.1
(3) 都市の外債	266.6	260.9	216.8	197.5	182.8
(4) 企業の外債（社債）	449.4	450.7	427.7	390.3	369.9

項目	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
(5)波蘭國企業への外國參加（1934年度以降は準備積立金を除外す）	1,984.7	2,050.7	2,054.3	1,794.6	1,747.8
(6)波蘭國に於る外國會社支店	321.9	300.9	305.5	289.0	279.7
Ⅱ短期信用					
(7)政府事業の信用（現金又は貨物に依る）	(a)	(a)	(a)	87.1	113.8
(8)波蘭國企業の現金信用	1,884.3	1,729.7	1,539.7	1,262.0	1,153.8
(9)外國會社支店の現金信用（本店との間の勘定に非ざるもの）	53.8	61.6	51.7	54.9	49.2
(10)銀行信用(b)	400.9	292.2	247.6	259.4	276.3
(11)貨物信用	244.3	150.7	133.3	109.7	93.7
(12)其他各種の負債	53.6	60.1	38.0	51.9	61.9
負債計	10,229.3	9,871.7	8,559.0	7,599.4	7,355.0
資產					
Ⅰ長期信用					
(13)政府在外資產	70.8	8.05	73.0	57.1	42.5
(14)外國企業に對する波蘭の參加	105.3	64.2	62.4	52.6	34.0
Ⅱ短期信用					
(15)政府事業の信用（現金及貨物に依る）	(c)	(c)	(c)	5.1	5.1
(16)波蘭企業の現金信用	14.4	12.7	9.7	19.6	23.9
(17)外國會社支店の信用	•	•	•	6.3	3.8
(18)銀行信用(b)	100.9	88.0	76.2	66.7	84.1
(19)貨物信用	301.2	138.9	150.1	68.7	60.3
(20)外國爲替及外貨保有額					
(a)波蘭銀行	213.4	136.7	88.3	28.3	26.9
(b)其他の銀行	40.8	38.9	18.0	20.4	5.6
(21)其他の資產	19.6	30.6	20.6	98.8	137.0
資產計	866.4	590.5	498.3	423.6	423.2
差引負債超過額	9,362.9	9,281.2	8,060.7	7,175.8	6,931.8

(a) 項目(8)及(11)と一括されてゐる。

(b)「再割引された外國爲替」を含む。因みに其額は1931年より35年に至る各年度末に於て夫々10.8, 5.8, 5.3, 3.5及3.6百萬「ズロチー」である。

(c) 項目(16)及(19)と一括されてゐる。

右表の項目(5)に考慮された大多數の波蘭企業の外國所有資本の國別分散狀態に關しては波蘭國商工省より發表されたものがある（註）。而して其の發表數字は銀行及保險會社を除いた其他の諸株式會社の株式資本――積立金を除く――に關するものである。此の理由に依るのか又は他に別の理由がある爲か判らないが、示された外國資本總額は項目(5)に計上した數字とは相異してゐる。上記會社に投下された資本（波蘭及諸外國の）及外國資本の國別割合は一九三一―三六各年末現在に於て左の如くである。

（註）Polska Gospodarcza（一九三六年四月一八日發行の四三三頁及一九三七年四月一〇日發行の五一〇頁）並に Ost Europa Markt（一九三七年三月號の一三三頁）參照。

（單位百萬「ズロチー」）

	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
資本總額	3,385.1	3,460.4	3,451.4	3,423.0	3,427.7	3,409.6
內譯						
波蘭	1,841	1,844	1,822	1,809	1,825.0	1,964.3
外國	1,544	1,616	1,629	1,614	1,602.7	1,445.3
外國資本の國別內譯額	（百分率）					
佛國	24.6	24.4	24.9	25.6	24.4	27.1
米國	20.4	21.9	21.8	21.9	21.9	19.2
獨逸	23.7	23.4	21.5	19.8	19.3	13.8
白耳義	11.0	10.0	9.7	10.5	11.0	12.5
瑞西	2.1	2.8	3.9	4.8	4.5	7.2
英本國	4.7	4.9	5.2	4.7	5.1	5.5
墺地利	4.4	3.5	4.1	3.4	3.4	3.5
和蘭	2.5	2.8	3.0	2.9	3.1	3.5
瑞典	2.8	2.3	2.3	2.3	2.4	2.7
玖須國	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.6
其他諸國	2.5	2.7	2.3	2.7	3.5	3.4
計	100	100	100	100	100	100

一九三六年末に於ける銀行信用（右表の項目(10)及(18)）に基く資産及負債は夫々二一八・五及七六・六百萬「ズロチー」（「再割引された外國爲替」一・三百萬「ズロチー」を含む）に達した。一九三一三六各年度末及一九三七年六月三十日現在に於ける之等信用の國別內譯は左の通りである（註）。

（註）資料 Statistical Bulletin of the Ministry of Finance 又は Informations statistiques de l'Office central de statistique de la République polonaise.

（單位百萬「ズロチー」）

各年末現在	墺地利	白耳義	「ダンチツヒ」	佛蘭西	獨逸	伊太利	和蘭	瑞西	英本國	北米合衆國	其他の諸國	計
負債												
一九三三年	19.3	11.5	12.1	51.4	58.3	2.7	10.5	11.1	55.7	4.6	10.4	247.6
一九三四年	12.2	14.3	21.0	53.0	57.9	0.8	10.5	10.1	56.3	4.7	18.6	259.4
一九三五年	7.1	8.4	20.5	75.3	45.1	18.0	11.0	10.6	54.8	3.8	21.7	276.3
一九三六年	5.7	9.1	13.5	37.9	45.3	29.0	15.0	10.0	34.5	3.0	15.5	218.5
一九三七年六月	4.0	1.7	15.5	41.0	37.3	22.8	20.5	8.4	29.0	2.5	16.2	198.9
債權												
一九三三年	2.3	0.5	17.4	11.3	19.0	0.7	3.0	4.7	5.8	5.5	5.9	76.1
一九三四年	2.3	0.5	13.3	10.6	17.0	0.5	1.1	3.6	9.0	5.1	3.7	66.7
一九三五年	2.3	0.5	17.4	18.6	15.3	0.1	1.9	2.7	14.4	6.4	4.5	84.1
一九三六年	2.0	0.6	7.7	4.3	17.6	0.2	0.4	1.4	25.3	8.9	8.2	76.6
一九三七年六月	2.2	0.4	9.8	2.4	17.7	0.3	0.5	1.0	24.9	9.8	6.8	75.8

第二十八節　邏羅

一九三六年三月末日に終る財政年度に對する報告書は邏羅國政府より提供された。之を本調書前年度版に揭載した一九三三年及一九三五年三月末に終る各財政年度（註）及一九三七曆年度に對する報告書と一括表示すれば次の如くである。數字は貨物及金の對外貿易及政府の諸取引に關するもののみである。

（註）一九三五年度版に於ては一九三四—三五財政年度に對する報告は一九三五曆年度に關するものとして誤つて示されてゐる。

貨物、勞務及金　（單位百萬「バート」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	127.6	152.3	161.5	151.4	89.5	95.5	101.7	108.7
(2) 密輸出入	•	1.0	•	•	•	0.5	•	•
II 利子及配當金								
(3) 公債の利子	—	—	—	—	6.2	4.6	4.4	4.2
(4) 其他の利子及配當金	—	—	—	—	•	•	•	•
III 其他の勞務								
(5) 港灣關係收入	•	0.2	0.2	•	—	—	—	—
(6) 在外公館經費等	—	—	—	—	0.5	0.4	0.5	0.5
(7) 其他の政府出費	—	—	—	—	4.3	8.2	3.5	16.2
IV 金								
(8) 金貨及金地金	24.9	13.3	11.1	6.8	—	0.1	—	—
計	152.5	166.8	172.8	158.2	100.6	109.3	110.1	129.6
差引受(+)拂(−)超過	+ 51.9	+ 57.5	+ 62.7	+ 28.6				

判明した資本項目（長期資本の移動）　（單位百萬「バート」）

	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
公債の年賦償還金	—	—	—	—	24.4	3.4	3.6	3.8

一九三五—三六年度に於て政府の對外出費（項目(7)）が增加したのは主として陸海軍需品の購入に由ると云ふことである。

右表に示されてゐる貨物、勞務及金項目に基く貸方殘高は資本の輸出を示すものと考へてはならない。蓋し貨物及金貿易以外の私的取引額は表の中に包括されてゐないからである。暹羅國の財政に關する諮問委員會(the Financial Adviser on the Budget of the Kingdom of Siam) の一九三三—三四年度報告に依れば、貿易外受入額(此の數字は發表されてゐない)は「暹羅國內で營業してゐる外國會社又は個人の收得した利益金の本國送金額、運賃及保險關係の支拂額にして稅關の申告の中に含まれなかつたもの及華僑の本國居住家族に對する送金が大部分を占めてゐる個人の本國送金額等」を其內容としてゐる。

一九三六—三七年度の同報告の中に引用された一支那人の推定に據ると、華僑の本國への年々の送金額は一九三二年に至る數箇年間に於て約五〇百萬標準弗即ち三七百萬「バート」に達してゐる。

一九三四—三五年及一九三六—三七年度に對する同報告に掲載された次の要約表は六財政年度間に於ける記錄された貿易額及政府の對外送金額を示すものである。　（單位百萬「バート」）

	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
貨物、鑄貨及地金輸出及再輸出額	161.5	(1)124.0	152.5	144.1	172.6	158.2
貨物、鑄貨及地金輸入額						
個人	147.8	92.9	87.8	88.3	100.5	107.1
政府	7.2	7.0	1.7	4.7	1.3	1.6
輸入額計	155.0	99.9	89.5	93.0	101.8	108.7
輸出超過額	6.5	24.1	63.0	51.1	70.8	49.5

	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
政府勘定の對外支拂額（記錄されなかつた輸入額、債務の利拂及年賦償還額、年金、在外公館經費其他）	13.0	10.9	11.7	12.5	13.5	22.9
差引受(＋)拂(－)超過	－ 6.5	＋ 13.2	＋ 51.3	＋ 38.6	＋ 57.3	＋ 26.6

(1) 貿易統計に依れば該當數は134.2となつてゐる。

玆に指摘して置きたいのは一九三〇—三一年度まで暹羅は金輸入國であつたと云ふことである。一九二九—三〇年に終る二十箇年間に於て金箔の輸入額は總額一二四・四「バート」であつた。最近數年間に於る金地金、金貨、金箔及金製裝飾品の移動額は次の如くである。

（單位百萬「バート」）

	1929—30年	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
輸出	—	1.5	9.2	24.9	14.1	11.1	6.8
輸入	4.9	1.3	0.3	—	0.1	—	—
輸出(＋)入(－)超過	－ 4.9	＋ 0.2	＋ 8.9	＋ 24.9	＋ 14.0	＋ 11.1	＋ 6.8

第二十九節「スリナム」

一九三六年度に於る「スリナム」の國際收支の主要項目に關する報告は和蘭政府に依つて提供された。今其形式に多少の修正を加へ本調書前年度版に掲載した一九三三—三五年度の推算と一括表示すれば左の如くである。

貨物、勞務及金　（單位千「ギルダー」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	3,094	3,906	3,359	5,181	4,877	3,320	5,382	5,741
(2) 評價誤差に對する修正額	—	—	—	—	975	1,064	—	—
II 利子及配當								
(3) 公債の利子	—	—	—	—	228	361	437	499
III 其他の勞務								
(4) 船舶運賃	47	34	34	58	19	19	—	78
(5) 其他の運送賃	8	9	—	11	11	6	96	—
(6) 港灣使用料	3	3	3	7	64	40	33	36
(7) 郵便、電信及電話料	503	93	76	42	199	67	49	11
(8) 移民の本國送金	—	—	—	—	—	—	16	17
(9) 觀光客出費	2	3	25	13	70	39	31	90
(10) 在外公館經費其他	—	—	—	—	—	—	9	10
(11) 其他の政府收支	3,364	3,020	3,169	3,636	466	430	410	943
IV 金								
(12) 金貨及金地金	708	526	557	478	22	39	36	47
(13) 項目(12)の修正	—	—	—	—	5	8	—	—

資本項目　（單位千「ギルダー」

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ長期資本								
(1) 公債年賦償還額	—	—	—	—	108	108	98	148
Ⅱ短期資本（判明せる分）								
(2) 短期公債額に於る變化	—	377	—	•	261	—	217	•

報告が不完全であるから（註）總額を算出することが出來なかつた。若干の項目に對し計上した數字に關する詳細に就ては本調書一九三一—三二年度版を參照されたい。

（註）政府債に對してゞなく「スリナム」へ投下された外國資本に基く利子及配當金に關する報告がない。

國際貸借

「スリナム」の國際貸借勘定に於ける次の項目は公債に關するものゝみである。　（單位千「ギルダー」、名目價格各年度末現在）

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
整理公債	2,010	1,906	1,800	1,692	1,584	1,486	1,382
浮動公債	12,380	13,046	13,285	13,024	13,401	13,184	•
計	14,390	14,952	15,085	14,716	14,985	14,670	•

第三十節　瑞典

瑞典國政府は一九三六年度に於ける同國の國際收支に關する報告書を提供したが、今之を昨年公刊した一九三三—三五年間の報告と一括して示せば次の通りである。但し一九三五年度の數字中若干の項目に對しては修正を加へた。

貨物、勞務及金　（單位百萬「クローナ」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ貨物								
(1) 貨物（特殊貿易）	1,077	1,303	1,298	1,515	1,096	1,307	1,480	1,636
(2) 項目(1)の修正								
(a) 保稅倉庫取引	8	7	7	7	4	7	8	8
(b) 再輸出入	5	4	4	4	8	6	7	7
(c) 漁籍地よりの魚類直輸出高	3	3	3	3	—	—	—	—
Ⅱ利子及配當								
(3) 瑞典公債利子の海外支拂額	—	—	—	—	21	17	17	16
(4) 其他の長期資本の利子	89	73	92	78				
(5) 諸配當金	13	13	13	20	4	5	5	7
(6) 短期資本の利子	13	16	16	13	12	13	12	9

項目	受取又は貸方 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅲ 其他の勞務								
(7) 船舶關係								
(a) 通常船舶運賃	205	219	225	238	—	—	—	—
(b) 傭船料	16	15	14	16	—	—	—	—
(c) 旅客船賃	11	12	13	15	—	—	—	—
(8) 港灣出費（食料品購入代を含む）	15	18	19	22	112	119	122	133
(9) 鐵道運賃純收入	2	3	3	4	—	—	—	—
(10) 諸手數料	11	12	10	15	10	14	11	17
(11) 郵便、電信及電話料	—	—	—	1	—	—	—	—
(12) 移民資金	1	1	1	1	1	1	1	2
(13) 移出入送金	20	12	12	14	1	1	1	
(14) 觀光客出費	38	38	56	63	40	47	51	59
(15) 在外公館經費	1	1	1	1	4	4	4	4
(16) 活動寫眞「フイルム」購入及上映料	2	2	3	3	3	5	6	7
(17) 當籤賣却代及外國新聞豫約購讀費其他					2	3	2	2
Ⅳ 金								
(18) 金貨及金地金	5	7	20	1	48	—	200	41
(19) 金「イーヤマーク」高の變動	(1)	71	117	—	(1)	—	—	168
計	1,535	1,829	1,925	2,034	1,366	1,549	1,927	2,116

受(+) 拂(−) 超過額				
(a) 貨物及勞務	+ 212	+ 202	+ 63	+ 126
(b) 金	− 43	+ 78	− 63	− 208
(c) 貨物、勞務及金	+ 169	+ 280	− 2	− 82

(1) 項目 (5) (a) に含まれてゐる。公式統計に依れば瑞典銀行の在外保有金の金額は1931—32年末は皆無であつたが 1933年末110.6百萬「クローナ」、1934年末66.1百萬「クローナ」、1935年末再び皆無となつた。

資本項目 （單位百萬「クローナ」）

項目	流入又は貸方 1933年	1934年	1935年	1936年	流出又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ 長期資本								
(1) 年賦償還金受取高 (1)	18	16	16	16	—	—	—	—
(2) 賣買								
(a) 不動產	—	—	—	—	—	—	—	—
(b) 內國證券	49	33	76	114	72	39	38	70
(c) 外國證券	123	110	67	126	62	167	99	181
(3) 其他の長期投資	—	—	—	(2) 18	1	1	—	—
Ⅱ 短期資本								
(4) 銀行以外の諸企業の短期債務の變動	(3) 116	12	22	26	32	120	22	55
(5) 短期資產の變動								
(a) 諸銀行（純）(4)	—	—	—	—	374	117	69	11
(b) 其他の諸企業	67	32	57	51	26	53	33	70

計	373	203	238	351	567	497	261	387
資本純流出(−)高	− 194	− 294	− 23	− 36				

(1) 瑞典諸銀行を經て海外より瑞典公債を再購入して行つた償還支拂額は項目(2)(b)に計上した。

(2) 內國資本發行に於る外國參加分。

(3) 通貨の變動危險を避ける爲輸出業者が外國に於て起債した金額の推定額80百萬「クローナ」を含む。拂戻が行はれたものと信ぜられる1934年度の借方側に計上した金額の中にも同一金額を含めてゐる。

(4) 1934年以前は瑞典銀行の在外保有金の變化を含む。

總括表 (單位百萬「クローナ」

	貨物、勞務及金						資本項目			各項目總計(1)
	貨物	利子及配當	其他勞務	金	計		長期	短期	計	
1923年 殘高	− 137	+ 3	+ 139	—	+ 5		− 34	+ 130	+ 96	+ 101
1924年 同	− 148	+ 6	+ 144	+ 36	+ 38		+ 80	− 66	+ 14	+ 52
1925年 同	− 88	+ 3	+ 162	− 2	+ 75		− 28	− 92	− 120	− 45
1926年 同	− 71	+ 7	+ 184	+ 2	+ 122		− 11	+ 39	+ 28	+ 150
1927年 同	+ 29	+ 19	+ 194	+ 1	+ 243		+ 51	− 142	− 91	+ 152
1928年 同	− 135	+ 25	+ 190	− 11	+ 69		− 179	+ 34	− 145	− 76
1929年 同	+ 37	+ 30	+ 210	− 11	+ 266		− 2	− 95	− 97	+ 169
1930年 同	− 116	+ 20	+ 194	—	+ 98		− 392	+ 79	− 313	− 215
1931年 同	− 304	− 6	+ 183	+ 38	− 89		− 138	+ 190	+ 52	− 37
1932年 同	− 205	+ 128	+ 166	+ 7	+ 96		+ 124	− 227	− 103	− 7
1933年 同	− 151	+ 78	+ 149	− 43	+ 169		+ 55	− 249	− 194	− 25
1934年 貸方	1,316	102	333	78	1,829		159	44	203	2,032
借方	1,320	35	194	—	1,549		207	290	497	2,046
殘高	− 4	+ 67	+ 139	+ 78	+ 280		− 48	− 246	− 294	− 14
1935年 貸方	1,312	121	355	137	1,925		159	79	238	2,163
借方	1,495	34	198	200	1,927		137	124	261	2,188
殘高	− 183	+ 87	+ 157	− 63	− 2		+ 22	− 45	− 23	− 25
1936年 貸方	1,529	111	393	1	2,034		274	77	351	2,385
借方	1,651	32	224	209	2,116		251	126	387	2,503
殘高	− 122	+ 79	+ 169	− 208	− 82		+ 23	− 59	− 36	− 118

(1) 本欄の殘高は誤算及脫落の結果なり。

右表の如く完全な均衡が得られてゐないことを注意せねばならない。若も入手した報告が完全なものならば、勿論各年の勘定は正確に均衡するものである。一九三一年以前の各年度に對し記錄された諸項目全部の殘高が著しく多いのは主として短期資本の移動に關する記錄が不完全であつた爲であらう。一九三一年以後に於ては其他の諸企業の短期資本取引額をも勘定に含ましめてゐるが、其以前の年度に於ては單に瑞典銀行及其他諸銀行の流動資産竝負債額の變動のみを考慮してゐるに過ぎない。

一九三六年に於ても多額の勘定殘高が記錄されてゐるが、同年に於ては爲替市場不安定の爲に爲替投機と商品「クレディット」の移動が起り、從つて資本移動に關する統計の合算が一層困難になつた。

一、貨物、勞務及金

利子 一九三六年度に受取つた利子及配當金總額(二一一百萬「クローナ」)は六一七百萬「クローナ」の前年期限到來利

札と「スクリップ」現金に基く約〇・一百萬「クローナ」とを含む。之を差引いた殘高は同年中に期限到來し受取られた利子及配當金である。一九三六年に支拂はるべき利子額の中大部分は一九三七年以後に受取られた。

運賃　最近數年間に對する原報告書に於ては瑞典國船舶の旅客船賃收入の半額は瑞典人に依つて支拂はれた料金なりとの假定の下に、僅に他の半額を勘定の貸方側に計上包含せしめてゐる。然し本書の全體に亙つて適用された諸原則に一致せしめる爲上揭の表に於ては船客船賃總收入は之を貸方項目（項目(7)）(c)として示してゐる。而して之と相殺關係にある瑞典人の支拂推定額は項目(14)の借方側に計上した。

郵便船の收得額は一九三二―三六各年間に於ける瑞典船舶の外國港灣出費額は總收入の四九・五%と計算されたが右は調査の結果らである。一九三二―三六各年間に於ける瑞典船舶の外國港灣出費額は總收入の四九・五%と計算されたが右は調査の結果と一致してゐる。項目(8)の貸方金額の內譯は次の通りである（單位百萬「クローナ」）。

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
港灣使用料	一・六	一・八	二・〇	二・一
燈臺に對する支拂	一・六	一・九	二・〇	二・一
水先案內料	一・二	一・二	一・四	一・五
噸稅	〇・二	〇・三	〇・三	〇・三
運河及水門通航料	〇・一	〇・一	〇・二	〇・二
船舶需品購入代	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
積卸費	五・六	六・八	六・七	七・五
修繕代	三・〇	四・四	四・八	六・七
領事手數料、其他	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五

貨物積卸費用を考慮したのは之等が通常貨物の輸出入價額（記錄上の）の中に包含せられない爲である。

諸手數料、其他　項目(10)に記載した金額は保險料及保險金支拂額を含まない。蓋し今までの所外國との保險諸取引に關する研究が行はれてゐない爲である。

移民の送金（項目13）　移民の瑞典本國への送金は、北米合衆國及び加奈陀から郵便爲替を以て送金される金額の三倍に達するものと假定して一九三五年に於ては七百萬「クローナ」、一九三六年度に於て九・三百萬「クローナ」と算定される。更に右各年度の金額に對し贈與金の每年〇・五百萬と相續財產の三・八及四・四百萬「クローナ」を夫々加算した。借方側に記載の金額は「ノーベル」賞金、相續財產、其他に關聯せるものである。

觀光客出費（項目(14)）　瑞典運輸局は一九三六年度に於ける瑞典國內觀光客及旅行者の出費額（瑞典船舶に對する旅客運賃支拂額を除く）を六一百萬「クローナ」と推定してゐる。此の金額に上記數字の中に含まれなかつた「スカンヂナヴィア」諸國の日歸り旅行者の推定出費額として二百萬「クローナ」を加算した。

一九三三―三六年度記載の對外支拂金額は旅行者信用狀、旅行小切手竝に外國通貨の購入の爲支出された金額の總計――諸銀行より蒐集した報告に基き推算せる結果に依れば右四箇年間に於て夫々二六、三一、三四及三九百萬「クローナ」である――に旅行案內所、船舶代理店其他を通じて支出した金額（右各年度に對し夫々約九、一〇、一一及一三百萬「クローナ」）及上記「運賃」の項目の下に考慮した旅客運賃を加算したものを示す。

二、資本項目

資本勘定に關して記載した金額は一部分官營銀行の諸統計に依據し、一部分は Kommerskollegium が諸銀行及主要商社より蒐集した報告を基礎として計算したものである。項目(5)(a)は瑞典銀行及商業銀行の短期資產純額に於ける變動（左記參照）を示し、項目(4)及(5)(b)は其他の諸企業の短期資產及債務の變動を示す。

三、國際貸借

外國保有の瑞典政府債　國債局（National Debt Office）の報告に依れば在外瑞典政府債現在高は一九三三年末二八六百萬「クローナ」、一九三四年末二一九百萬「クローナ」、一九三五年末二一二百萬「クローナ」であつた。然し外貨を以て支拂はるべき債務は本價で換算されたから實際の外債は右に示した數字を超過してゐる。

短期對外資產　公式の銀行統計に據れば瑞典諸銀行の短期對外資產純額（當座勘定及手形類）は次の如くである。

（單位百萬「クローナ」）

各年末	瑞西諸銀行	商業諸銀行
一九九九年	三二六・三	(b) 九・七(a)
一九九三年	四九・一	一一四・〇
一九九二年	一三・六	一一六・二
一九九一年	四四六・二	四三・二
一九九〇年	五〇七・五	一九八・四
一九三五年	五六〇・六	一一四・三
一九三四年	四六・六	三九・六

(a) 純債務額。

右銀行統計中に示された資產の移動は資本項目の(5)(a)に記入した。尙一九三三年度のものに對しては若干の取引が平價にて記帳されてゐる事實を考慮して幾分の修正を加へた。

第三十一節　土耳其

土耳其國の國際收支に關しては土耳其最高經濟委員會に依りて作成され土耳其共和國中央銀行により發表された一九三三年度の數字に再檢された一九三〇―三二各年度のものと一括表示せば左の如くである。

貨物、勞務及金　（單位百萬土耳其磅）(1)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1930年	1931年	1932年	1933年	1930年	1931年	1932年	1933年
Ⅰ貨物								
(1) 貨物	151.5	127.3	101.3	96.2	147.6	126.7	86.0	74.7
(2) 下記項目に基く修正								
(a) 輸出商品の輸送及積込費	16.0	12.3	7.0	—	—	—	—	—
(b) 其他の評價誤差	12.1	10.2	—	—	4.5	4.0	2.8	2.4
(c) 船舶需品	1.0	0.9	0.5	0.3	—	—	—	—
(d) 政府輸入品	—	—	—	—	10.0	12.0	5.4	6.6
(3) 密輸出入	6.0	6.0	5.0	4.0	10.0	10.0	7.0	5.0
Ⅱ利子及配當								
(4) 公債の利拂	—	—	—	—	0.4	0.4	0.3	0.3
(5) 其他の長期資本利子及配當	1.0	0.5	0.4	0.4	7.3	1.5	0.5	1.0
(6) 短期資本利子	0.5	0.5	0.4	0.3	—	—	—	—
Ⅲ其他の勞務								
(7) 船舶運賃	1.0	0.8	0.4	0.3	—	—	—	—
(8) 港灣使用料	1.9	1.6	2.4	2.9	0.3	0.1	0.1	0.1
(9) 其他の運賃收入	0.2	0.1	0.2	1.1	—	—	—	—
(10) 手數料收入（項目(1)に含まれないもの）								

項目	受取又は貸方 1930年	1931年	1932年	1933年	支拂又は借方 1930年	1931年	1932年	1933年
(a) 輸出及再輸出貨物に關して	4.8	3.2	2.5	2.6	—	—	—	—
(b) 輸入貨物に關して	3.5	3.0	2.1	1.8	—	—	—	—
(11)爲替賣買に基く損益	2.0	1.5	1.0	1.0	—	—	—	—
(12)保險關係收支	1.6	2.4	1.9	1.2	2.2	4.1	0.8	0.3
(13)郵便、電信及電話料	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2
(14)移民の資金	0.7	0.6	0.7	1.7	0.5	0.5	0.5	0.5
(15)移民の送金	1.1	0.8	0.8	2.0	—	—	—	—
(16)土耳其國內居住外人の本國送金	—	—	—	—	4.5	2.0	3.5	
(17)慈善基金	0.7	0.5	0.5	0.6	—	—	—	4.0
(18)觀光客出費	4.5	2.1	3.0	5.2	6.5	5.2	6.8	
(19)在外公館經費	5.0	3.5	2.0	2.0	2.7	2.7	1.6	1.5
(20)其他の政府收支	0.9	0.4	0.6	1.2	7.5	6.3	8.6	4.5
(21)其他の項目	0.3	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2
Ⅲ 金								
(22)金貨及金地金	—	—	—	—	—	8.4	2.1	—
計	216.4	178.9	133.2	125.2	204.5	184.2	126.2	101.3
差引受(+)拂(−)超過								
(a) 貨物及勞務	+ 11.9	+ 3.1	+ 9.1	+ 23.9				
(b) 金	—	− 8.4	− 2.1	−				
(c) 貨物、勞務及金	+ 11.9	− 5.3	+ 7.0	+ 23.9				

(1) 土耳其磅の平均爲替相場は1930年0.471弗、1931年0.472弗、1932年0.474弗、1933年は0.473金(舊平價)弗であつた。

判明せる資本項目 (長期資本活動のみ)

(單位百萬土耳其磅)

項目	受取又は貸方 1930年	1931年	1932年	1933年	支拂又は借方 1930年	1931年	1932年	1933年
(1) 公債年賦償還	—	—	—	—	5.1	0.9	0.9	—
(2) 下記項目に關する賣買								
(a) 國內不動產	0.5	—	—	0.1	—	—	—	—
(b) 內國證券	0.5	0.4	0.2	0.4	4.0	3.1	4.7	6.2
(c) 外國證券					0.2	0.2	—	
(3) 外國に於ける新規起債								
(a) 政府	9.7	9.7	1.2	—	—	—	—	—
(b) 其他	—	—	0.1	—	—	—	—	—
(4) 其他の長期投資	0.7	0.8	4.2	1.0	—	—	—	—
計	11.4	10.9	5.7	1.5	9.3	4.1	5.6	6.2
判明せる資本純受(+)拂(−)額	+ 2.1	+ 6.8	+ 0.1	− 4.7				

總括表

(單位百萬土耳其磅)

年度	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	資本項目 長期	中期及短期	計	各項目總計(1)
1926年 殘高	− 50.8	− 7.6	+ 4.1	+ 0.1	− 54.2	+ 9.3	+ 41.7	+ 51.0	− 3.2
1927年 同	− 40.7	− 7.5	+ 5.6	—	− 42.6	+ 5.3	(2)+ 35.0	+ 40.3	− 2.3

年度	貨物、勞務及金					資本項目			各項目總計(1)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	長期	中短期及期	計	
1928年 殘高	− 27.3	− 6.1	+ 11.0	—	− 22.4	+ 6.6	—	+ 6.6	− 15.8
1929年 同	− 93.3	− 4.5	− 5.6	—	− 103.4	+ 12.7	+ 8.7	+ 21.4	− 82.0
1930年 同	+ 14.5	− 6.2	+ 3.6	—	+ 11.9	+ 2.1	•	+ 2.1	+ 14.0
1931年 貸方	156.7	1.0	21.2	—	178.9	10.9	•	10.9	189.9
借方	152.7	1.9	21.2	8.4	184.2	4.1	•	4.1	188.3
殘高	+ 4.0	− 0.9	—	− 8.4	− 5.3	+ 6.8	•	+ 6.8	+ 1.5
1932年 貸方	113.8	0.8	18.6	—	133.2	5.7	•	5.7	138.9
借方	101.2	0.8	22.1	2.1	126.2	5.6	•	5.6	131.8
殘高	+ 12.6	—	− 3.5	− 2.1	+ 7.0	+ 0.1	•	+ 0.1	+ 7.1
1933年 貸方	100.5	0.7	24.0	—	125.2	1.5	•	1.5	126.7
借方	88.7	1.3	11.3	—	101.3	6.2	•	6.2	107.3
殘高	+ 11.8	− 0.6	+ 12.7	—	+ 23.9	− 4.7	•	− 4.7	+ 19.2

(1) 本欄に於ける殘高は誤算及脫落に基くものである。
(2) 刊行された原調書に於ては、短期信用取得額は、凍結債務として帳消されねばならなかつた10百萬土耳其砂を差引けば、僅に25百萬土耳其砂にすぎない。然しながら、凍結債務の帳消は、同國の國際貸借勘定に影響を及ぼすものではあるが、其國際收支勘定に於ては相殺されてゐない。從つて勘定から除外されるべきものの樣である。

但し右表の樣に完全な均衡が得られてゐないが、之は數字に誤謬があるらしいこと及び相當多數の項目に亘つて情報が缺除してゐることに由來するものである。一九三〇年以降は短期資本の移動に關する數字がない。

第三十二節　南阿聯邦

南阿聯邦政府は一九三四及三五年度に於ける同國國際收支に關し聯盟の計畫中に示唆せる方針に基き其の推算を行つた。

今之を本書の一九三四年版に掲載した一九三二及三三年度の調書と一括表示すれば左の如くである。但數字は南阿聯邦の外に「ベストランド」「スワズイランド」及「ベチュアナランド」をも包括したもので、南阿聯邦利加の貿易は除外されてゐる。

貨物、勞務及金　　(單位千南阿磅)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1932年	1933年	1934年	1935年	1932年	1933年	1934年	1935年
Ⅰ貨物								
(1) 貨物	20,520	25,447	25,908	30,835	32,688	52,552	71,058	80,316
(2) 下記項目に基く項目(1)の修正								
(a) 輸入貨物運賃及保險	—	—	—	—	+ 3,757	—	—	—
(b) 輸出貨物鐵道運賃	—	—	483	578	—	—	—	—
Ⅱ利子及配當								
(3) 公債利子	187	182	264	218	4,320	5,964	5,522	5,249
(4) 其他の利子及配當	—	—	—	—	8,453	11,694	12,316	12,864
Ⅲ其他の勞務								
(5) 船舶運賃	—	—	—	—	—	—	—	—
(6) 港灣使用料	412	458	554	650	—	—	—	—
(7) 其他運送賃	145	193	13	16	337	437	675	841
(8) 手數料、保險料及仲介料	—	—	—	—	637	(1)	(1)	(1)
(9) 郵便、電信及電話料	—	—	—	—	102	155	181	220
(10) 移民及出稼勞働者の持出及持歸資金	—	—	127	148	842	735	861	967
(11) 年金受拂	146	172	184	177	294	312	301	334

項目	受取又は貸方 1932年	1933年	1934年	1935年	支拂又は借方 1932年	1933年	1934年	1935年
(12)觀光客出費	748	929	1,165	1,355	3,637	4,210	5,074	5,491
(13)在外公館經費	301	383	402	421	271	318	234	240
(14)其他の政府受拂	74	100	104	150	—	—	266	311
IV 金								
(15)金貨及金地金	48,524	69,941	56,277	71,573	125	208	105	187
(16)評價誤差に對する調整	− 70	—	—	—	—	—	—	—
計	70,987	97,805	85,481	106,121	55,463	76,585	96,593	107,020
差引受(+)拂(−)超過								
(a)貨物及勞務	− 32,805	− 48,513	− 67,284	− 72,285				
(b)金	+ 48,329	+ 69,733	+ 56,172	+ 71,386				
(c)貨物、勞務及金	+ 15,524	+ 21,220	− 11,112	− 899				

(1) 項目(1)に含まれてゐる。

資本項目 (長期資本關係のもののみ)

(單位千南阿磅)

項目	流入又は貸方 1932年	1933年	1934年	1935年	流出又は借方 1932年	1933年	1934年	1935年
(1)賣買								
(a)內國證券	—	—	—	—	—	2,801	8,260	16,841
(b)外國證券	—	—	330	758	181	611	932	179
(1)新規資本發行(政府及都市)	4,542	—	12,771	10,847	—	—	—	—
(2)其他の長期投資	191	1,300	8,350	1,971	—	—	—	—
計	4,733	1,300	21,451	13,576	181	3,412	9,192	17,020
純受(+)拂(−)資金	+ 4,552	− 2,112	+ 12,259	− 3,444				

總括表

(單位千南阿磅)

年度	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	長期資本項目	各項目總計(1)
1923年 殘高	− 21,917	− 15,576	− 3,840	+ 40,354	− 979	+ 3,777	+ 2,798
1924年 同	− 29,243	− 16,977	− 4,619	+ 43,053	− 7,786	+ 7,019	− 767
1925年 同	− 25,501	− 15,873	− 4,210	+ 41,363	− 4,221	+ 3,064	− 1,157
1926年 同	− 36,196	− 17,134	− 3,965	+ 42,457	− 14,838	+ 4,062	− 10,776
1927年 同	− 27,933	− 16,493	− 4,418	+ 43,588	− 5,261	+ 6,241	+ 980
1928年 同	− 31,835	− 15,821	− 4,680	+ 42,796	− 9,540	+ 2,842	− 6,698
1929年 同	− 37,683	− 15,703	− 4,944	+ 44,971	− 13,359	− 1,757	− 15,116
1930年 同	− 33,075	− 15,114	− 4,556	+ 46,261	− 6,484	+ 9,905	+ 3,421
1931年 同	− 30,680	− 13,885	− 4,405	+ 45,051	− 3,919	+ 397	− 3,522
1932年 同	− 15,925	− 12,586	− 4,294	+ 48,329	− 15,524	+ 4,552	+ 20,076
1933年 貸方	25,447	182	2,235	69,941	97,805	1,300	99,105
借方	52,552	17,658	6,167	12,044	88,421	3,412	91,833
殘高	− 27,105	− 17,476	− 3,932	+ 57,897	+ 9,384	− 2,112	+ 7,272

1934年	借方	26,391	264	2,549	56,277	85,481	21,451	106,932
	貸方	71,058	17,838	7,592	105	96,593	9,192	105,785
	殘額	−44,667	−17,574	−5,043	+56,172	−11,112	+12,259	+1,147
1935年	借方	31,413	218	2,917	71,573	106,121	13,576	119,697
	貸方	80,316	18,113	8,404	187	107,020	17,020	124,040
	殘額	−48,903	−17,895	−5,487	+71,386	−899	−3,444	−4,343

(1)　本書に示された殘額は短期資本の移動及勘定全體に於ける誤算及脫落の事實を表明するものである。

本調書以前の諸版では、直接的事實に基かざる例へば短期資本の移動の如き夫自身均衡勘定たる性質を有する金額を挿入する事に依りて完全な「バランス」がとれてゐた。本調書に於ては右項目を除外し、以て其金額を總ての他の諸項目の殘高（總括表の最後の欄を見よ）たらしめる方が適當だと思考した。而して其殘高は大體短期資本移動を表示するものと見做してよい。但し全勘定中に於て有り得べき誤算及脫落をも其中に含めてゐることは言ふまでもない事である。脫落の中で主なものは南阿弗利加準備銀行の外國に於て預託せる金保有額の變動を擧げることが出來る。

今比較を便ならしめる爲最近數年間に於ける右保有額竝に其他の對外資產（主として英國大藏省證券に於ける變動を表示して見やう（單位千磅）。

各年末	在外保有金 額	在外保有金 增減	外國手形 金額	外國手形 增減
一九一一年	一、五〇〇		八、三三六	
一九一二年	一	−	六、五六七	− 一、七九
一九一三年	五〇〇	+ 一、五〇〇	七、一五三	+ 五八六
一九一四年	一、二〇〇	+ 七〇〇	四一一	− 七、一二二
一九一五年	四、四二八	+ 四、二二八	一一、四九六	+ 八、二八五
一九一六年	六、四二二	+ 一、九九四	一〇、七九四	− 七〇二
一九一七年	四、九〇六	− 一、五一六	一一、〇五七	+ 一、二六三
一九一八年	四、九七五	+ 六九	一八、六三六	+ 七、五七九
一九一九年	八、三八六	+ 三、四一一	一八、六三六	
一九二〇年	一七、五七二	+ 九、一八六	一八、六三六	
一九二一年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二二年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二三年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二四年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二五年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二六年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二七年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二八年	一七、五七二		一八、六三六	
一九二九年	一七、五七二		一八、六三六	
一九三〇年	一七、五七二		一八、六三六	
一九三一年	一七、五七二		一八、六三六	
一九三二年	一七、五七二		一八、六三六	
一九三三年	一七、五七二		一八、六三六	
一九三四年	一七、五七二		一八、六三六	
一九三五年	一七、五七二		一八、六三六	

右表示の金の價額は、一九三二年末に於ける金に依る支拂停止前に適用された標準價格を以て計算されたものである。

表中に於ては外國資本の流入は過少評價されてゐると信ずべき理由がある。と云ふ譯は、南阿に於て活動してゐる外國商社の利益金の中、配當されないで——其の大部分が——同事業に再投下された部分は、利子及配當金として借方側に、又同國への新規外國資本投下額として貸方側に表示されることなく、勘定の兩側から全然オミットされてゐるからである。海外商社——例へば保險會社——の資產は一九一九年より一九三二年に至る間に於て百五十萬磅、一九二四年より一九三一年に至る間に於て六百萬磅以上の增加を見てゐる。

個々の項目の數字の算定方法に關しては本叢書の一九二七——二九年版に詳述されてゐるから夫を參照されたい。唯此處では一九三四及三五年に於ける若干の項目に對する數字に關し附加的說明を加へて置かう。

貨物及運賃　以下の觀察は、總ての輸出入品の陸境價格を得る爲、「オクワ」統計家會議の結果に基いて行はれたものである。

海外よりの總輸入額に對しては一九三三年以來運賃、保險料及手數料込値段を以てしてゐる額（但しローレンコ・マーク（Lourenco Marques）より國境までの鐵道輸送及ローレンコ・マークに於ける陸揚費は項目(7)の借方に附加せねばならなかつた。然し北「ローデシア」及南西阿弗利加よりの鐵道に依る輸入額竝に陸境輸出額は貨車渡値段で申告された。而して「ローデシア」鐵道は遙か南に延びて南阿聯邦の國境近き「ヴリベーグ」（Vryburg）に達してゐる——但し

同線は「ブラワヨ」(Bulawayo)以南は南弗利加鐵道會社が「ローデシア」鐵道會社に代つて活動してゐる——から事柄は益々複雜化した。更に南阿産貨物の運賃と通過貨物運賃とを區別する事は不可能である。

次に「ローデシア」鐵道の南方の終點は、之を聯邦の陸境と見做す事となつてゐる。又南弗利加鐵道の各驛から、「マフェキング」(Mafeking)(國境の南方に在る相當重要な都市)の北方「ローデシア」鐵道沿線地域へ運ばれる貨物に關し南弗利加鐵道會社が收得する金額は輸出品の國境價額を算出する爲追加さるべき金額と見做した。右金額は「ベイト・ブリッヂ」(Beit Bridge)、衛領及南西阿弗利加領に至るまでの運賃收入と共に輸出品の價額に附加された。

尙「リヴィングストーン」及其南方地域より南阿弗利加鐵道の各驛に渡される貨物に關し「ローデシア」鐵道各線の受取る收入竝南西阿弗利加より南阿弗利加鐵道各驛に渡される貨物に關し南西阿弗利加に於る各線の收得する金額は、「ローレンソ・マーク」(Laurenco Marques)に於る陸揚費用及同所より國境に至る鐵道運送費用に附加して項目(7)の借方に包括せしめた。

利子及配當金　配當金對外支拂額(項目(4))の內譯は(一)鑛山會社の配當金——其金額は正確に判明してゐる——及(二)其他の南阿諸會社の配當金——一九三四年二百五十萬磅、一九三五年三百三十萬磅と推定されてゐる——である。

移民及勞働者持出及持歸金其他(項目(10))　貸方側に計上の金額は聯邦內に居住せる者——「ローデシア」鐵會社の爲働いてゐる(南阿鐵道會社の官吏及使用人)——に對する俸給及賃銀である。

借方側の數字は(一)聯邦外に於て費した諸費用及運送賃、諸手數料、稅金及鑛山會社の蒐集に應じた葡萄牙人及熱帶土人に關し葡萄牙當局に手渡された延滯支拂額、(二)土着民自身が聯邦より持出した現金、土民の送金及土民財產の減少額の推定額、(三)歸國する印度人に關して要した諸費用及(四)右印度人が攜帶して持出した現金推定額等々の合計額を示す。

年金受拂額(項目(11))　貸方側數字は非聯邦諸政府から受取つた年金にして、借方側數字は聯邦政府が海外在住民に對して支拂つた年金である。

其他政府の雜支出　項目(14)に計上せる一九三四及三五年度の數字內譯は、(一)英帝國航空施設に對する補助金(一九三四年七四、〇〇〇磅、一九三五年五四、〇〇〇磅)及公債の管理費(一九三四年四四、〇〇〇磅、一九三五年五四、〇〇〇磅)(二)右以前の年度に對するものは項目(13)に含まれてゐる)及(三)伊太利海運業に對する補助金(每年一五〇、〇〇〇磅)、南西阿弗利加に對する補助金(每年一五、〇〇〇磅)、廣告費及展覽會費及其他の小額諸出費等である。

資本項目(1)(b)の一九三四及一九三五年度のものは、聯邦政府が南西阿弗利加に與へた貸附金に關聯した受拂額を含む。

第三十三節　蘇　聯　邦

一九三六年度の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國際收支に關する壓縮された報告書が同國政府に依り提供された。今同報告書を本調書前年度版に掲載した一九三五年度の報告書と一括表示せば次の通りである。尙同報告書は本書に於て取扱つた他の國々の用ひた方針とは幾分異つた方針の下に作成されてゐるので、其形式を多少變形した。各項目を國際聯盟事務局の採用した案に一致せしめる樣に再分類することは容易ではなかつた。

(單位百萬留)　(1)

項目	受取又は貸方		支拂又は借方	
	1935年	1936年	1935年	1936年
(1) 貨物—輸出(f.o.b價額による)に基く現金收入及輸入(c.i.f價額)に基く現金支拂	1,800.4	1,497.6	860.0	1,328.2
(2) 政府の長短期債務及資產による利子支拂額の利子受取額に對する差引超過額	—	—	88.8	44.0
(3) 船舶運賃等收入	47.5	71.6	—	—
(4) 港灣使用料及外國船舶に與へた各種勞務の報酬(純)	11.5	1.8	—	—

項目	受取又は貸方		支拂又は借方	
	1935年	1936年	1935年	1936年
(5) 其他の運送賃(純)	11.6	(2) 15.9	—	—
(6) 保險關係純收入	5.7	1.7	—	—
(7) 商業以外の原因に因る國際的送金額(純)	61.6	7.1	—	—
(8) 觀光客及其他の外國居住者出費に基く純收入	29.3	35.1	—	—
(9) 外國技師招聘費及各種設備建設費	—	—	23.5	23.4
(10) 在外公館經費及其他の政府出費の政府海外收入に對する差引超過額	—	—	56.8	55.1
(11) 其他種々の現金收入及支出	85.5	32.4	—	61.2
(12) 外國に於る金賣却に因る收得(1935年度は賣却費を、1936年度は金買入額を除く)	52.2	—	—	0.5
(13) 東支鐵道讓渡に關する協定に關聯した受取(現金及現物による)	(3) 79.5	(4) 71.3	—	—
(14) 政府債年賦償還金(蘇聯邦内に於る外國の諸權利の買戻に基く支拂額を含む)	—	—	—	46.0
(15) 政府債對外賣却(純)	7.7	—	—	—
(16) 政府の外國にて獲得した信用に基く受取	—	241.6	—	—
(17) 輸入貨物信用の償還額	—	—	693.7	354.1
(18) 輸出に基き生じた對外短期信用及銀行信用の減少	—	—	318.9	31.6
(19) 蘇聯邦政府及蘇聯邦外國商業銀行の在外當座勘定に於ける資產の純增加	—	—	150.8	(5) 32.0
計	2,192.5	1,976.1	2,192.5	1,976.1

(1) 留貨は1935年及1936年10月27日までの期間に於て3佛「フラン」に等しく、夫れ以後は4.25佛(紙幣)法に等しい。

(2)「勞務に基く差引受取額」を含む。

(3) 現物に依るもの42.1百萬留、現金37.4百萬留。

(4) 若干の在外「ソヴイエト」企業の清算に基く受取額を含む。

(5) 外國銀行當座勘定に於ける「ソヴイエト」諸銀行の資產の增加。

右表に示された對外受拂總額は正確に均衡してゐる。政府公刊の「蘇聯邦の經濟と外國貿易」(Sowjetwirtschaft und Aussenhandel)(一九三六年第十一號は一九三五年度報告を概括したものを掲載してゐる)に據ると、誤算及省略に由來する殘高が全くないのは夫等の數字が種々樣々な資料を基礎とした不完全な推算を示すことなく、蘇聯邦經濟機關簿記部に於て入手し得る對外取引に關する正確な報告を土臺として編纂されてゐる爲であると云つてゐる。

一九三六年度に對する原報告書に於ては上掲項目(1)—(12)(一五〇・八百萬留の超過となつてゐる)は「經常項目」として示され、又一一八・八百萬留の支拂殘高を示した項目(13)—(18)は「在外「クレディット」及政府資金の移動」として示されてゐる(註)。本調書の目的上、他の大多數の國々を取扱ふ場合に用ひた「貨物、勞務及金」及「資本の移動」と云ふ區別の仕方と一致しない斯る區別を其儘採用しない方が良いと思はれた。蓋し貨物貿易に基く受拂額は、主として若干の貨物賣買信用の移動(本書の他の國々の場合に於ては資本項目の一と看做されてゐる)の存在の爲貿易報告に記錄された輸出入額(詳細は後述參照)とは相異してゐるからである。

註　一九三五年度の原報告に於ても類似の方法が採られた。尤も同年に於ける東支鐵道賣却に因る受入高は經常項目として算入されてゐる。

貨物　項目(1)の貸方側に計上の金額は、輸出貨物の賣却による現金受取額から運賃、保險料、其他商品を外國にて賣却する爲費した附加的費用を控除したものを示し、借方側の金額は運賃、保險料其他の諸費用を含めた現金支拂額を示す。一九三五年及三六年度に蘇聯邦の設定した財政信用に基いて支拂はれた貨物も同樣に含まれてゐる。

以上に示した金額を記錄された貨物貿易額と比較して示すと次の如くである（單位百萬留）。

	輸出額 一九三五年	輸出額 一九三六年	輸入額 一九三五年	輸入額 一九三六年
輸出入額に基く現金受拂額（項目（1））	一、八〇〇・四	一、四九七・五	八六〇・〇	一、三八八・二
貿易報告による貨物貿易額	一、六〇九・三	一、三五九・一	一、〇五七・二	一、三五二・五
差額	＋ 一九一・一	＋ 一三八・四	－ 一九七・二	－ 二四・三

項目（1）に計上の金額に基く受取超過額は右の如く一九三五年度に三八八・六百萬留、一九三六年に一六二・七百萬留だけ貿易報告に記錄せられた金額を超過してゐる。一九三五年度に對する斯る喰違は次の樣に說明されてゐる。

「右の喰違は、財政信用に基く支拂額、例へば「チェッコスロヴァキア」との協定及獨逸との條約を實行する爲に要した支拂額が既に項目（1）の借方に記入された現金支拂額の中に包含されてゐるから、貨物輸入信用額に基因するものである。又理由の第二としては輸出の際に受取つた金額は記錄上の輸出價額と一致しないと云ふ事實を擧げる事が出來る（海外に於ける貨物在荷の減少、購買者の債務の減少）。」

船舶運賃收入、其他　項目（3）は蘇聯邦商船の純收入より國內諸港（沿岸貿易）間の貨物運送竝に旅客輸送に對して外國船舶に支拂つた運賃を控除したものを示す。

蘇聯邦商船の收入內譯は（一）輸出貨物の運送による收得にして外國の購買者が支拂つた金額、（二）輸入貨物の運送による收入にして項目（1）の借方側に示した金額（輸入貨物――「シフ」値段――に基く現金支拂額）に含まれてゐる金額及（三）外國貨物輸送に對する運賃收入である。

項目（5）は其他運輸部門（例へば鐵道に依る通過貨物輸送）の收入の外國鐵道に對する支拂額に對する差引超過額を示す。

保險　項目（6）に記入した一九三五年度の金額の內譯は

（一）外國の顧客の冒す危險を「カヴァー」する保險料、（二）輸出品の保險料にして外國の購買者が拂戾したもの及輸入品の保險料にして同樣に項目（1）の借方側に計上した金額に含まれてゐるもの、（三）外國再保險會社が支拂つた損害塡補金、（四）外國再保險會社に支拂つた保險料及（五）外國人に支拂つた損害塡補金である。一九三六年度の數字は右（二）の取引額を示すに過ぎない。

第三十四節　英　本　國

英本國の國際收支に於ける貨物、勞務及金關係の取引額の推算は每年初定期的に同國貿易局月報に掲載發表されてゐる。

一九二九―三六年度の數字を含む次の表は、貿易局月報に掲載の數字とは、主として金の移動を每年の勘定に含ましめてゐる點に於て相異してゐる。

英本國と其他の總ての國との間に於ける取引（資本の貸付及拂戾以外の）に基く收支殘高（單位百萬磅）

內譯	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
（1）貨物（銀貨及銀地金を含む）輸入超過額	381	386	408	287	263	294	261	347
（2）外國よりの政府收入推定超過額（a）	24	19	14	（b）－ 24	（b）－ 2	7	（b）－ 2	（b）－ 2
（3）英國船舶運賃純收入推定額（c）	130	105	80	70	65	70	75	95
（4）海外敷資よりの純受取推定額	250	220	170	150	160	170	180	195
（5）短期資本利子及手數料純受取推定額	65	55	30	25	30	30	30	30
（6）其他の原因に基く純受取推定額	15	15	10	15	10	10	10	10

項　目　(2)—(6)　計	484	414	304	236	236	287	293	328
貨物、勞務及政府の資本取引に依る受(+)拂(−)超過推定額	+ 103	+ 28	− 104	− 51	+− 0	− 7	+ 33	− 19
金輸出入超過額(d)	+ 15	− 5	+ 35	(− 15)	(− 196)	(− 133)	(− 70)	(− 228)
上掲各項目に依る受(+)拂(−)超過推定額	+ 118	+ 23	− 69	(− 66)	(− 196)	(− 140	(− 37)	(− 247)
倫敦市場に於ける外國新規資本發行高(e)	94	109	46	29	38	43	21	26

(a) 本項目は若干の貨付勘定項目を含む。

(b) 政府の海外支拂差引超過推定額。

(c) 英國諸港に於ける外國船舶の支拂金額を含む。

(d) 最近數箇年本項目は貿易局月報中に示されてゐる勘定には含まれてゐない。

(e) 本項目は勘定の何れにも屬するものでないから貿易局月報に於ては表の中に掲げられてゐない。

報告書に示された政府の取引額は、例へば聯合國間の債權債務關係に基く年賦償還受拂額の如き通常資本勘定に屬せしむべき若干の金額を含むであるが、之以外は大體に於て貨物、勞務及金に關するもののみである。倫敦市場に於て行はれた外國資本新規發行總額——「ミッドランド」銀行發行の統計に據る——は參考として之を表の最下欄に附加した。

貨物　貨物、銀貨及地銀貿易額は次の如くである。

(單位百萬磅)

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
輸入額								
貨物	1,200.8	1,044.0	861.3	701.7	675.0	731.4	756.0	848.9
地金及正貨	8.3	8.5	8.4	7.8	10.4	22.2	40.5	17.1
計	1,229.1	1,052.5	869.7	709.5	685.4	753.6	796.5	866.0
輸出及再輸出								
貨物	839.0	657.6	454.5	416.0	417.0	447.2	481.1	501.1
地金及正貨	9.1	8.4	6.8	6.0	5.3	12.5	54.9	18.1
計	848.1	666.0	461.3	422.0	422.3	459.7	536.0	519.2
輸入超過	381.0	386.5	408.4	287.5	263.1	293.9	260.5	346.8

南阿弗利加よりの「ダイアモンド」粗石の輸入額（數年前の評價では約七一〇百萬磅）は貿易統計中に含まれてゐないが、之は其大部分が輸入後加工の爲に大陸へ輸出されるからである。加工され輸出された寶石の再輸入も同樣に貿易統計から除外されてゐる。然し外國に對する加工料純支拂額は左して多くはないと云ふことである。

外國船舶にて輸出される船舶需品及石炭燃料も亦除外されてゐるが、船舶運賃收入を計算する際には之を考慮に入れた。老舊船の賣買は「其他の原因による收入」の項目の下に含まれてゐる。

政府の取引　政府間の貸借に基く受拂金、賠償金受取額及印度の對本國債務に基く收入等が本欄目の主要構成要素である。然し對印度貸付金より生ずる收得額及印度鐵道の資本に對する利子は本項目に含まれず、對外投資に基く收入に一括包含されてゐる。海軍省、陸軍省、空軍省、自治領省、植民省、在外公館及其他の官廳の外國に於ける諸活動に基く受拂金額は比較的重要なものではないが而も相當巨額のものである。海外よりの受取額及海外に於ける支拂額のみを考慮に入れたので例へば國外へ輸送の各種需品の價額及英本國內で支拂はれた海上運送費は除外されてゐる。

一九三二年十二月には北米合衆國に對し、同國に對する債務に基き約二九百萬磅が支拂はれたが、一九三三年には總額三・三百萬磅に達する僅か二回の名目的支拂があつたに過ぎず、一九三四——三六年には何等の支拂も行はれなかつた。一九三

四年には南阿政府より戰債に關して約七・五百萬磅が拂戻され又總額一・七五百萬磅に達する海峽殖民地債が同國政府に對して拂戻された。一九三五及三六年度に對しては之に相當する項目に付て考慮されなかつた。

英國船舶の海運純收入　本題目の下に計上した數字は次の如き貸方及借方項目の殘高を示すものである。

貸　方

(イ)一般貨物の輸送及英國內に常住してゐない旅客の輸送(註一)に基く英國船舶の海運業純收入
(ロ)船舶所有者が積荷人の爲に外國諸港に於ける自己の代理店を通じて行はしめた勞務に對する報償金
(ハ)英國諸港に於ける外國船舶の諸支拂(賃銀、燃料代、船舶需品購入代、港灣使用料、諸手數料、其他諸掛)

借　方

(イ)英國船舶の外國諸港に於ける諸支拂
(ロ)英本國に常住する旅客が外國船會社に支拂つた料金(註二)

註一、英本國に居住する旅客の支拂つた料金は、海運收入からは勿論、「其他の原因に基く純收得額」を計算する際考慮された觀光客出費に關する借方數字からも除外されてゐる。

二、此の金額は、從つて「其他の原因に基く純收得額」を計算する際考慮された觀光客出費に關する借方數字の中には含まれてゐない。

一九三六年下半期に於ける運賃率の上昇は英國海運收入を一五%增加せしめたものと推定される。然し船腹が以前より一杯に利用され又英國船舶運輸噸數が一九三五年に於けるより大きかつたから右以上の增加があつたと思はれる（船舶の登錄噸數は一一四、〇〇〇噸の純增加で、解裝船舶の平均噸數は二一〇、〇〇〇噸を減少した）。

英本國と歐洲以外の諸國との間を英國船舶に依つて旅行する（巡遊を除く）非英國居住者の數は一九三六年度に於ては一九三五年度より約一七%增大し、之より收得した金額も實質的に增加したものと信ぜられる。英國と歐洲大陸との間を旅行する非英國居住者數も同樣增加したが、之は外國船舶に依りて旅行する英本國人旅客數の增加以上であつた。從つて此の運輸に就いては外國から收得した純受取金額は幾分減少した。外國船舶に依つて歐洲以外の諸國へ旅行する英本國居住者の數は一九三六年に於ても前年と大した變りがなく、從つて支拂はれた料金の合計額に於ても變化がなかつた。

外國船舶に對する石炭及油の賣却に因る受取額は一九三六年度に於ても前年と變りがなかつた樣であるが、外國船舶の英國諸港に於ける右以外の出費額は增加した。英國船舶の外國に於ける出費も同樣增加したものと信ぜられる。

船舶收入總額は一九三五年度に於て七五百萬磅であつたに對し一九三六年度に於ては九五百萬磅と推定されてゐる。

海外投資に基く純收入　「海外投資に基く純收入」は、其等の海外長期投資より得た總ての收入を、株式投資たると私的投資たるとを問はず一切含むものであつて、英本國に投資してゐる海外居住者に對し支拂つた收入を控除したものである。

戰債取極に關する政府間の受拂額は之を計算に入れてゐない。

海外に於ける農場其他の維持の爲の英本國內の準備金よりの支拂額は受取額より控除した。又英本國內に於ける本店費に充てる爲の海外よりの送金は之を貸方項目として含めた。

商務省の推定額は「サー・ロバート・キンダースレイ」のもの（本節の終りに發表されてゐる）と相異してゐるが、之は後者が利子及配當金として分配された受取額のみを含み、例へば英本國に於ける事務所費、配當金として分配されずに積立金へ繰入れられた金額又は蓄積された利益の如きものを除外して居るが爲であり、又英本國への投資に基き英國以外に居住してゐる者に對し支拂はれた金額を控除してゐる點に於て純額を示すものでないからである。

一九三四年及三五年度に對する以前の推定額が各々五百萬磅減少してゐるのは、一九三三年及三四年間に於ける積立金への繰入額の增加が初めに推定した場合より少なかつた樣に思へる點がある爲である。

「海外投資よりの受取額は昨年（一九三六年度）に於て更に增加した。之は主として通常の配當金及積立金繰入金に關するものであるが、然し此の增加は入手し得ただけの報告に依つて現在推定し得る限りに於ては實際上一般的なものであつた。多數に支拂を停止した或外國の國債又は市債に付再び支拂が始められ又は增加した。他方、英國の海外諸領の債務償還額は新規發行額を超過した樣である。合計して外國及英國諸領の政府及都市債よりの受取總額は一九三五年度の六〇・五百萬磅に對し六一百萬磅と推定することが出來る。其他の貸付資本に關し受取つた金額も增加したものと思はれる。殊し南亞米利加鐵道諸會社債（デベンチュアーストック）に關する支拂が巨額であつたからである。右鐵道會社の優先株及普通株の配當は稍々減少したが、鐵道全體の配當總額は一九三五年度に於けると略々同額であつた模樣である。外國に於ける各種產業投資の利潤は變化がなく又は增加した。油、茶及護謨會社及鑛山は就中さうであつて、鑛山の利潤增加は金鑛以外の鑛山に關するものであつた。積立金への繰入（國內保持のものと海外保持のものとの別なく）及本店事務所費は外國で營業しつゝある英國會社の場合には之を考慮に入れねばならない。而して其金額は一九三六年に於て更に增加を見た樣である。」

「勘定の借方側に關し、前年度の英本國に於ける國內商業の一般的增進は、英國に居住してゐない者の同國內の商業への投資に關する支拂額を幾分增加せしめた樣である。之等の商社とは主として外國商社の支店であるらしく、又產業活動に關する諸統計は、英國內に外國資本に依つて設立された工場數が每年少しづゝ增加してゐることを示してゐる。英國政府證券に關しては、外國保有總額は多分實質的には變化はないものと思はれる。以上合計して海外居住者に對し、其の英國への總ての投資に關聯して支拂はれた額は一三百萬磅を超過しなかつたと云つてよからう。」

「昨年度の海外投資よりの受取超過總額の增加は一九三五年度に於けるより大きかつたものと考へられる。而して一九三六年度に對する暫定的の總額は一九五百萬磅と看做されやう。」

短期利子及手數料　「短期利子及手數料收入」は手形引受信用、外國手形割引、銀行利子（即ち短期利子）、海外債務者支拂の新規資本發行手數料其他、外國物產委託販賣手數料、仲介料、海外よりの保險料送金等に基く收得及爲替取引に基く收得を含むものである。反對に之と同樣の勞務に對し、外國人に對し右に對應する支拂が行はれた。

右に揭げた諸項目からの純受取總額は一九三六年度に於て主として商品委託販賣手數料に基き增加してゐるが、一九三五年度に對し示された推定額（三〇百萬磅）と大差ない模樣である。

其他の原因による純受取　本項目は諸外國との間に於ける中古船の賣買に基く受拂金額、移民の本國送金、移民の拂歸金、觀光客出費、英國內に於ける外國公館經費、「フィルム」上映料其他を包含するものである。

本項目に含まれてゐる觀光客出費の推定殘高に關する報告に據れば、歐洲大陸との間の觀光客及其他の旅客運轉數（地中海沿岸諸國との間を往來する者を含む）は次の如くである。但し外交使節、水夫、勞働者の許可證所持者、一時通過として歐洲大陸へ行く者及週末旅行切符を持つて又は日歸り旅行で英國と大陸との間を往來する英國民及歐洲大陸諸國民（其出費額は比較的には少額である）等を除いて考へたものである。

（單位千人）

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歐洲大陸を訪ずる英國人	960	910	660	780	771	805	896
英國を訪ずる歐洲大陸諸國民	265	235	195	190	230	237	276

之等來遊者の平均出費額は之を每年三〇磅とした。

歐洲以外の國との間に於ける觀光客及旅行者數は次の如くである。

（單位千人）

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歐洲以外の場所より英國を訪問した外國人	125	90	75	62	66	78	96

歐洲以外の諸國へ旅行した英國民							
漫遊者	10	35	50	44	36	32
其他						
(1) 英國に居住する者	104	103	31	37	39	51
(2) 英領諸國に居住する者			54	58	60	67
(3) 外國に居住する者			16	18	16	16
英國民總計	114	138	151	157	151	166

英本國居住民の海外に於ける出費は借方として計算し、英領諸國及諸外國在住者の英本國に於ける出費は之を貸方として計算してゐる。海外より英本國を訪問した者の一人當支出額は比較的多額であるが、其人數は毎年餘り變化がない。賜暇歸國中の植民地官吏に對し發した質問に對する回答に依れば、英本國に於て約五箇月の平均滯在期間中に消費した一人當平均額は一九三四年より三六年に至るまでの各年度に一七〇乃至二〇〇磅で、減少の傾向にある。此の試案的質問を受けた人數は約三千人即ち海外からの英國訪問者總數の三・五%であつた。海外諸國に於ける漫遊者の消費額は歐洲以外の諸國に旅行する其他の英國在住民の平均消費金額に比べれば少なかつたものと信ぜられる。

報告が不完全であつた爲前年度の推定額を定める爲に用ひられた出費の數字以外の數字を採用することを得なかつた。歐洲以外の國を訪れた英國人の出費に關しては一九三六年の平均出費額は其前年に於けるよりも幾分少なかつた樣である。

觀光客出費に基く對外支拂超過額は、一九三三年度に三百萬磅、一九三四年に一百萬磅であつたが、一九三五年には更に減少した樣に昨年推定されたが、今手許にあるもつと確定的な報告は、借方殘高が一九三五年に於て一乃至二百萬磅增加したことを示してゐる。一九三六年間に於ける勘定の兩側に於る出費額の增加は多分四百萬磅を超過してゐるが、他方借方殘高は同年中幾分更に增加したものと信ぜられる。

「フイルム」上映料に關する純支拂額は、毎年米國の發聲映畫設備の所有者に對する支拂額及び英國製「フイルム」に基く受取額を見込めば、一九三三年に於て五百萬磅、其後の三年間に於て毎年五乃至六百萬磅と推計される。

一九三六年中に外國人に對して賣却された中古船舶の噸數は一九三五年に於けるよりも著しく減少したに反し、英本國民の購入した外國中古船舶の噸數は一九三五年度より大きかつた。而して右二の場合に於ける其金額は實質的に一九三五年度より增加した。收支勘定の上ではかゝる事由に依つて得た純受取額は明瞭に減少を見た。

多くの布教協會に對して行つた最近の研究に依れば、海外送金總額は一九三四年より一九三六年に至る各年度に於て二百萬磅に達したと云ふことである。

一九三六年に於ける移民の數は一九三五年に於けると略々同數であつたが、英本國への移入民數は增加した。而して同國へ持込まれた資金も稍々增加したものと見てよいとのことである。

金　貿易統計に依れば、一九二九――三六年間に於ける金の輸出入高は次の如くである。

（單位百萬磅）

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
輸入額	62.4	86.7	98.3	152.2	251.6	262.5	244.1	314.3
輸出額	77.6	81.8	132.9	134.3	60.3	128.7	174.0	86.6
輸出(+)入(−)超過	+ 15.2	− 4.9	+ 34.6	− 17.9	− 191.3	− 133.8	− 70.1	− 227.7

一九三一年以來の記錄された金輸入超過額は金價格をも又英貨磅の價格をも表示するものではない。蓋し地金は其當日の價格にて評價されてゐるに反し「ソヴェリン」金貨は額面又は流通價格で受取られてゐるからである。金の差引純輸入額は之を平價にて換算すれば一九三二年約一二・五百萬磅、一九三三年一三三百萬、一九三四年八二・五百萬、一九三五年に於ては

四二百萬磅、一九三六年一三八百萬磅にして、之を英貨磅にて評價すれば右各年度に於て夫々一五百萬、一九六百萬、一三二・五百萬、七〇・五百萬及二二八百萬磅であつた。

商務省月報に掲載された報告書に於ては、金の移動は一九三二年以降之を其の中に包含せしめてゐない。蓋し其大部分は英本國へ送られ外國勘定として英國に保持せられた金だからである。

一九三六年度に於ては「記錄された」年々の純移動額の大部分は英蘭銀行の金準備の增加——舊平價にて一、一三〇・五百萬磅又は銀行が其金を獲得した時に於ける市場相場で評價すれば約一八八百萬磅——となつて現はれてゐる。現在では屢々金を購入し之を直ちに自國に取寄せないで當該國內に「イーヤマーク」して置くことが行はれてゐる。從つて金の物理的移動は其移動を起させる操作と必ずしも時間の點で一致するものではない。故に記錄上の輸出入額と云ふものは甚だ意義の少ないものである。然し英國へ送られた金の中外國勘定として保持さるべき若干の部分は、九月末に於ける金一ブロックし諸國の通貨價値切下後各自國へ引上げられたことを記錄された輸出額より覗ひ知ることが出來る。」

新規外債起債高　本調書の前各年度版に於て述べた樣に、新規外債起債總額——之は單に資本項目の一であるに過ぎないい——と其殘高との密接な一致を明待する何等の理由もない。「サー・ロバート・キンダースレイ」の研究によつて明らかな如く、倫敦市場に於て行はれる外國の新規資本發行額の大部分は、外國人及商貸付金債還受取金に依つて引受られてゐる。最近數年間に於て償還金額は左と次に示す樣な額に達した（單位百萬磅）。

一九二七年	三四	一九三二年	四八
一九二八年	三〇	一九三三年	四六七
一九二九年	四九九	一九三四年	四一二
一九三〇年	三九九	一九三五年	八一
一九三一年	二七八	一九三六年	一〇七

最近數年間に於ては此受取額は一般に倫敦市場に於ける外國の新規資本發行高を超過してゐる(註)。

註　給し償還金額は、消却の爲の發行額——本節の表に示された新規外債起債統計には含まれてゐない——と相殺されるものだと考へてよかろう。「サー・ロバート・キンダースレイ」は償還金額と、消却の目的で發行した金額を合む次の如き新規發行額と比較してゐる。即ち一九二九年九六百萬、三〇年九八百萬、三一年四一百萬、三二年三七百萬、三三年八三百萬、三四年六三百萬、三五年五一百萬、三六年六一百萬磅。

他面英國投資家も外國資本市場に於ける寡佔に參加してゐない譯ではない。新規發行資本引受は既發の有價證券の買入額を超過する賣却殘高に依つて行ふことが出來る。倫敦市場に於ける外國資本の短期投資も亦諸外國に對するネ遂公債の資金供給に間接に貢獻してゐる。外國の私營事業に直接投資された金額も同樣に考慮されねばならぬ。

最近數年間に倫敦に於て起債された外債の地理的分布を見れば次の如くである。比較の目的で國內勘定の資本發行額を表の最下段に示して置いた。

（單位百萬磅）

國別	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
英領印度及緬甸	2.1	1.4	7.7	10.1	28.7	22.5	6.4	5.0	1.1	0.8	1.1
其他英領諸國	49.9	86.4	78.4	44.3	41.4	14.4	22.5	24.8	39.2	17.2	22.2
歐洲	31.6	41.1	34.8	17.1	10.6	(3) 5.0	(3) 5.0	0.4	4.7	3.1	0.9
亞米利加（主として合衆國）	6.1	7.4	20.4	15.2	3.5	1.2	3.2	17.1	9 9	1.9	(9) 2.8
日本	6.4	27.8	16.6	10.4	26.5	7.9	(6)13.0	6.3	22.7	10.1	(6) 16.1
亞細亞	5 0	5.0	4.25	1.4	0.8	•	•	•	•	•	(10) 2.4
諸外國	60.4	50.9	57.3	39.9	38.7	9.2	0.3	8.0	3.1	2.9	(11) 3.1

國別	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
獨逸	6.0	7.0	8.25			3.0	•	•	•	•	•
白耳義	7.0	(1) 14.5	(2)25.5	21.5	11.0	•	•	•	•	•	•
其他歐洲諸國	11.8					•	•	(7) 5.5	•	•	•
蘭領印度	2.8										
日本	5.0	1.5	1.0	•	•						
其他亞細亞諸國	0.2					•	•	•	•	•	•
「アルゼンチン」	9.0	6.0	4.5	8.5		3.5	•				
伯剌西爾	12.0	13.0	9.25		17.75						
智利	3.0	7.0	6.0	7.5	3.0	(4)2.3	•	(8) 1.8	•	•	•
其他亞米利加洲諸國	2.2										
外國勘定の發行總額	112.4	138.7	143.4	94.3	108.8	(5) 46.1	29.2	37.8	43.4	20.9	26.4
內國勘定の發行額	140.9	176.0	219.1	159.4	127.4	42.6	83.8	95.1	106.7	161.9	190.8

(1) 伊太利、希臘及波蘭は各々約2百萬磅。
(2) 希臘 7.5 百萬磅、洪牙利 4.75 百萬磅。
(3) 新西蘭のみ。
(4) 南亞米利加諸國（除「アルゼンチン」）。
(5) 本勘定中僅 3 百萬磅が同年下半期間に公募されたに過ぎない。
(6) 此の中南阿弗利加 1932年 7.75 百萬磅、1936年12.5 百萬磅。
(7) 墺地利 4.5 百萬磅（1931年夏英蘭銀行に依つて擴張された短期「クレデイツト」の整理の目的を有つ）及丁抹百萬磅（一丁抹會社が丁抹內にて企てた資本擴張の財源獲得の爲丁抹政府の起債に關するもの）。
(8) 南米に於て營業してゐる諸會社による所謂「個人勘定」である。
(9) 此の中西印度諸島の分百萬磅。
(10) 海峽植民地及馬來聯邦州1.5百萬磅、「パレスタイン」百萬磅。
(11) 主として丁抹。

新規資本發行額に關する右の統計は發行價格を基礎としてゐる。而して現物出資株及「ボーナス」株、英國內に夫れ以前に保持されてゐた證券類の借換又は消却の爲の發行、長期借入を豫想して賣却された短期手形、都市及地方官廳債等は、總引受額に一定の限度のある場合を別とし、すべて之を除外したものである。又細目が公表されてゐる場合を除き私營會社の資本發行額は之を含んでゐない。

主要「グループ」別各國の資本發行の目的別による分散狀態を最近九年間に付て觀れば次表の通りである。　（單位百磅）

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
英領印度及錫蘭									
政府	6.9	9.1	27.8	21.7	3.5	4.7	—	—	—
都市及公共團體	—	—	—	—	1.0	—	—	—	—
鐵道	—	—	—	—	1.3	—	—	—	—
產業會社	0.8	1.0	0.9	0.8	0.6	0.3	1.1	0.8	1.1
其他の英領諸國									
政府	37.9	17.7	25.5	8.9	21.1	20.2	10.7	(1) 2.9	0.9
都市及公共團體	7.3	3.8	2.7	—	—	—	0.3	—	—
鐵道	9.5	4.5	5.5	0.8	—	—	—	—	—
產業企業	23.7	18.3	7.6	4.7	1.3	4.6	28.2	(2)14.3	21.3
諸外國									
政府	12.9	3.6	12.6	0.2	—	5.3	—	0.5	—
都市及公共團體	6.8	0.5	—	—	—	—	—	—	—
鐵道	4.2	7.8	9.8	3.1	—	1.4	0.4	0.4	0.2

商業會社	33.4	28.0	16.4	5.9	0.4	1.3	2.7	2.0	2.9
計									
政府	57.7	30.4	65.9	30.8	24.6	30.2	10.7	3.4	0.9
都市及公共團體	14.1	4.3	2.7	—	1.0	—	0.3	—	—
鐵道	13.7	12.3	15.3	3.9	1.3	1.4	0.4	0.4	0.2
商業會社	57.9	47.3	24.9	11.4	2.3	6.2	32.0	17.1	25.3
總計	143.4	94.3	108.8	46.1	29.2	37.8	43.4	20.9	26.4

(1)「アルゼンチン」及「ロシヤ」。　(2) 出ところ會社、內譯百3百萬磅、同佛百8.75百萬磅。

英國の海外投資に關する私的推算額　本調書の舊版、例へば一九三四年版は一九二七年より三三年に至る年度間に於ける英國の海外長期投資の名目價格並に其投資より收得する金額に關する「サー・ロベート・キンダースレイ」の研究の要領を掲載してある。

一九三四年及一部分一九三五年度に關する推算も今回發表された（「エコノミック・ジヤーナル」一九三六年十二月號）。同推算は銀行、發行業者及多數の會社に依り供給された報告に基いたもので、外國及植民地政府（中央及地方）の公社債で、倫敦に於て利子が支拂はれるものに對する英國投資額、倫敦株式取引所に上場せられ、外國で營業してゐる英國及外國の諸會社の證券への英國投資額及倫敦に於て上場せられない若干の種類の證券への英國投資額の全體に亘るものである。從つて英國の對外投資の全分野は、個々の個人投資を除外すれば、其證券が倫敦に於て公然とは賣買されない所の在外諸會社の殆ど大部分は勿論、倫敦に於て上場せられない外國政府の各種公債をも含むものである。保險會社及共收入の大部分を外國より收得してゐる多くの信託會社の證券は之を省略した。蓋し之等の諸會社の活動は、通常英國の登錄會社の證券への投資又は既に其投資に含まれてゐる政府債への投資の形式を取つてゐるからである。二重勘定も亦他の會社に依りて管理されてゐる會社の株式資本を除けば大部分之を除外する樣努めた。

調査檢討した證券は大體之を次の三種に分類することが出來る。

一、外國の中央及地方政府に對する貸付金

二、英國の諸會社（即ち英本國にて登記された會社）にして外國にて活動してゐるものへの投資

三、外國會社及植民地會社（即ち外國に於て登記され外國に於て活動してゐるもの）への投資

數字は名目價額を以て表し、標準相場のない株式は貸借對照表に於ける相場で之を含めた。

一、外國の中央及地方政府に對する貸付金

此の「グループ」に屬する投資額は本調書の一九二七―二九年版に記述した樣な方法で調査した。一九三三及三四年度に對する數字の要約表を示せば次の如くである。

（單位百萬磅）

證券の種類	倫敦に於て支拂はれた利子總額の中課稅された部分（%）		英本國內居住者所有の資本（2）		英本國內居住者に對する拂戻額（3）		英本國に於て受取つた利子	
	1933年	1934年	1933年	1934年	1933年	1934年	1933年	1934年
自治領及植民地證券								
中央政府	90.4	1,061.3	1,061.3	1,078.9	37.1	13.2	45.1	45.1
地方政府	88.6	87.2	85.8	84.2	1.5	1.8	4.0	4.0
外國證券								
中央政府（1）	56.3	58.0	298.8	303.6	10.2	7.5	10.8	11.0
地方政府	74.6	71.1	33.7	32.5	0.6	0.7	1.2	1.0
計			1,479.6	1,499.2	49.4	23.2	61.1	61.1

(1) 本「グループ」に於て外國の割合が大きいのは大部分多數國間發行證券の外國引受分に基き倫敦に於て行はれた支拂額に因る。
(2) 資本に對する數字は考察年度間内に起債された額に對する英國の應募額を含むものであるが全年度の利子は次の年まで支拂はれてはゐないものと思はれる。
(3) 償還に對する數字は考察期間に於て借替證券を除外したものである。

公債への投資額の名目價額は一九三四年に於て增加したけれども、夫より得た收入は實際上は增加を見なかつた。夫は主として自治領諸國債(就中濠洲債)の低利借替に基くものである。

上述中に於て考察した諸債の元利拂の不履行額は一九三一——三三各年度間に於て次の如くである(單位百萬英貨磅)。

	利子	減債基金	計
一九三一年	一・四	一・一	二・五
一九三二年	九・一	五・四	一四・五
一九三三年	九・五	七・八	一七・三
自一九三〇年末 至一九三三年末間の合計	二〇・〇	一四・三	三四・三

右期間に於ける三四・三百萬磅の支拂不履行額の中英國投資家が蒙つた損失は一九・三百萬磅(尙此の中八・二百萬磅は減債基金支拂に關するので、殘り一一・一百萬磅は利子に關するものである)に達した。一九三四年末頃までには利子に關する損失額は一六百萬磅に上つた。

英國の自治領及植民地政府(中央及地方)の證券に對する投資額及斯る投資に基く收入は、最近年に於て增加の傾向を辿つてゐるに反し、同樣に英國の「外國」政府證券に對する投資額及夫れより得る收入は減少しつゝある。即ち左の如くである。

(單位百萬磅)

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
不記名ヲ含ム投資							
自治領及植民地政府證券	1,036	1,061	1,080	1,104	1,109	1,147	1,163
外國政府證券	364	351	357	337	323	333	336
上記投資ニ基ク收入							
自治領及植民地政府ヨリ	43.8	46.4	46.9	48.4	48.9	49.1	49.1
外國政府ヨリ	18.1	18.2	17.8	17.5	13.5	12.0	12.0

外國資本の名目價額の全價額に對する比率は一九二八年の二六%より一九三四年には二二・四に減少したが、外國債より得る收入は更に低減を見、即ち一九二八年に於ける總額の二九・二%より一九三三年に於て一九・六%へ、又一九三四年に於ては一九・七%へ減少した。

二、外國に於て業を營んでゐる英國會社

多數の大會社は其營業を英本國及外國に擴張してゐる。之等の會社の資本の中から外國に投下したと考へらるる部分を抽出分離することは不可能であるから、投資の中には其等會社の全部を含める譯には行かなかつた。大英帝國間の航海に從事してゐる主要な船舶會社の若干のものに就ても同樣の性質の困難が生じた。從つて斯樣な場合に於ても其船舶を專ら外國の領海内で活動せしめてある會社の場合のみを考慮に入れたのである。

一九二九——三五各年間に於て、英本國民の所有する株式及貸付資本額並びに同國民に對して爲された利子、配當及償還支拂額は次表の通りである。

（單位百萬英貨磅）

	貸付資本 (Loan capital)			株式資本	
	名目勘定	拂戻	利子	名目勘定	配當
一九二九年	385.2	8.5	18.3	801.6	67.7
一九三〇年	389.6	9.5	17.5	815.1	59.0
一九三一年	397.5	4.9	15.5	812.8	33.3
一九三二年	388.6	4.8	13.5	816.2	29.0
一九三三年	387.3	7.8	12.5	823.5	29.5
一九三四年	387.8	13.3	13.1	840.3	32.4
一九三五年(1)	•	•	13.5	•	37.5

(1) 暫定的な推定額。

配當金の年平均受取額は一九二九年に於ける株式資本の名目金額の八・四%より一九三三年の三・六%へと減少したが、一九三四年に於ては三・九%へ又一九三五年に於ては四・五%へと上昇した。一九三四年に於ける償還額の增加は主として「アングロ・ペルシアン・アンド・ビルマ」石油會社の未濟「デベンチュアーストック」の償還に基因するものである。

三、外國及植民地の會社（即ち英本國以外の國に於て登記された會社）への投資額

本「グループ」に於て考察された會社には英國にとつて其所有と管理とが致命的な重要性を有つ樣な會社もあれば又英國に利害關係のない樣な會社も含まれてある。斯る理由又は其他の理由に依り、本「グループ」に對する英國の投資額を分析することは前述の二「グループ」の夫れに較べても遙に困難を感じた。

英本國民の所有する資本及同國民に對する利子、配當及償還支拂額は次の通りである（以上の如き二樣の會社を分離して考察したものも有るが此の論述に於ては之に觸れてゐない）。

（單位百萬英貨磅）

	貸付資本 (Loan capital)			株式資本	
	名目勘定	拂戻	利子	名目勘定	配當金
一九二九年	402.8	9.6	19.7	436.0	42.0
一九三〇年	391.5	9.7	19.3	391.1	31.7
一九三一年	383.7	5.6	18.2	375.5	22.7
一九三二年	375.2	3.6	17.1	344.0	22.1
一九三三年	349.8	9.6	14.7	345.0	20.5
一九三四年	335.1	5.5	13.8	351.6	26.0
一九三五年(a)	•	•	13.8	•	28.0

(1) 暫定的な推定額。

北米合衆國の鐵道會社株式資本の英國所有額は一九三四年間に於て六・四百萬磅增加した。英國の北米合衆國に對する投資額の增加傾向は一九三五年に於ても同樣に顯著であつたと云はれる。即ち同年間に於て英國投資家の同國に對する投資額は同國への外國長期投資に於ける記錄上の總增加額七六五百萬弗の約二〇%を占めてゐるものと信ぜられる。

一九三四年に於ける利子收得額の僅少の低減は、一部分は名目資本金額の低下に基因し、一部分は北米合衆國及加奈陀弗の價値低減に基くものである。配當金受取額の增加は專ら採金會社の收益增進に歸因するものであつた。

配當金は一九二九年に於ては株式資本現在額の九・六%を、一九三三年に於て五・九%を、一九三四年に於て七・四%を又一九三五年に於ては七・九%を夫々示した。

要旨　研究の範圍に含まれなかつた投資額（英本國に於て取引せられない外國證券の保有額及其他の形式の英國投資に

して詳細に檢討し得なかつたもの）をこゝで考慮に置けば、英國の對外投資額及其投資より得る受取額は次表に之を要約することが出來やう（註）。

註　一九三〇年に於ける英國の海外投資額の地理的分散狀態を示す數字は本調書の一九三一―三二年版（一七四―一七五頁）に掲載されてゐる。

（單位百萬磅）

		1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年(1)
1. 中央及地方政府に對する貸付	資本	1,412.4	1,437.3	1,440.9	1,431.9	1,479.6	1,499.2	•
	拂戻	30.4	19.7	16.3	39.7	49.4	23.2	•
	收入	64.7	64.7	65.9	62.4	61.1	61.1	60.5
2. 在外英國會社への投資	資本	1,186.8	1,204.7	1,210.3	1,204.8	1,210.8	1,228.1	•
	拂戻	8.5	9.5	4.9	4.8	7.8	13.3	•
	收入	86.0	76.5	48.8	42.5	42.0	45.5	51.0
3. 外國會社に對する投資	資本	838.8	782.6	759.2	719.2	694.8	686.7	•
	拂戻	9.6	9.7	5.6	3.6	9.6	5.5	•
	收入	61.7	51.0	40.9	39.2	35.2	39.8	41.8
4. 此研究より漏れた投資	資本	300	300	290	285	280	30.0	•
	拂戻	•	•	•	•	•	•	•
	收入	18.5	16.8	13.2	12.3	11.4	12.8	14.6
計	資本	3,738.0	3,724.6	3,700.4	3,640.9	3,665.2	3,714.0	•
	拂戻	48.5	38.9	26.8	48.1	66.8	42.0	•
	收入	230.9	209.0	168.8	156.4	149.7	159.2	167.9
資本に對する收得率（%）		6.18	5.61	4.56	4.30	4.08	4.29	•

（1）暫定的の推定額。1936年に於る對外投資よりの總收入に對する暫定的數字は184百萬磅である。

第三十五節　北米合衆國

北米合衆國の國際收支に關する推算は商務省に依り毎年發表されてゐる。入手し得た一九三六年度の數字（「アモス・イー・テイラー」指導の下に財務局の作成した一九三六年度に於ける北米合衆國國際收支）と本調書前年版に掲載した一九三三―三五各年間の數字とを次に示した。詳細な數字の次に掲げた總括表は一九一九年より一九三六年に至る全期間に亘るものである。一九三四年度及一九三五年度の諸數字は若干の項目に對する金額が修正されてゐる爲昨年度版に掲載されたものと幾分異つてゐる。

考察地域は「アラスカ」、布哇、「ポルト・リコ」及一九三五年以降「ヴアージニア」諸島を包含してゐるが、「フイリツピン」及「パナマ」運河地帶を含まない。

原報告書の各項目の順序及分類の仕方は、本調書に於ては他の多數の報告書に關して用ひられた取扱ひ方と一致せしめる樣變改修正した。然し米國に關する報告書と其の他諸國の報告書とを完全に一致せしめる事は遂に不可能であつた。蓋し貨物輸入價額は合衆國諸港又は國境着c・i・f・價額を以て示されてゐないからである。但し一九二九―三一各年及一九三三―三六各年度間に於けるものは、合衆國船舶收得の輸入品運賃に關する報告を手に入れることが出來たので（貨物、勞務及金關係の表の項目（2）の(g)）、之等の年度に於けるものだけは例外である。然し右諸年度以外の年度の之等運賃收入額は――事實此の中には對外支拂金額を少しも含んでゐない――勘定の貸借兩側より省略されて居り（項目（7）の(a)參照）、從つて全

體の差引殘高には何等影響を與へてゐない。

本書中には戰債の年賦賠償金を資本勘定中の一項目として含ましめてあるが、商務省のものでは除外されて居る。更に引受手數料による收得額は、商務省發表のものでは外國勘定の新規資本發行額より控除されてゐるが、本書では「其他の勞務」中に合算した。

貨物、勞務及金

（單位百萬弗）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ貨物								
(1)(a)普通貨物	1,675	2,133	2,283	2,456	1,450	1,655	2,047	2,422
(b)銀貨及地銀	19	17	19	3	60	103	355	183
(2)項目(1)に對する修正								
(a)燃料炭及油	18	19	20	25	5	6	6	5
(b)船舶備品及修繕費	30	30	30	30	15	15	12	12
(c)船舶賣買	1	2	1	1	2	2	1	—
(d)記錄されざりし小包郵便	14	18	19	(1) 5	—	—	—	—
(e)鐵路輸出品の過小評價	16	18	20	23	—	—	—	—
(f)外國船舶及運送人に支拂ひたる輸入貨物の運賃	—	—	—	—	55	84	91	120
(g)同じく合衆國船舶の受取りたるもの (1)	—	—	—	—	26	40	47	45
(h)移入民及來國を離れる外國人の家財道具の控除	4	7	•	•	8	4	•	•
(i)其他事項による修正（密輸出入を含む）	3	12	35	5	76	57	67	24
Ⅱ利子及配當								
(3)政府間債務の利子	20	1	—	1	—	—	—	—
(4)其他公債に基く利子	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)其他の長期投資の收益								
(a)有價證券によるもの		215	188	176			(4) 105	(4) 152
(b)直接の投資に基く收得	(2) 444	240	320	380	100	125	40	55
(c)其他の利子		(3) 17	—	—			25	30
(6)短期資本利子	43	21	13	12	3	1	1	1
Ⅲ其他の勞務								
(7)船舶關係收入								
(a)合衆國輸入品の運賃收入	26	40	47	45	—	—	—	—
(b)其他關係の運賃	30	40	40	40	—	—	—	—
(8)港灣使用料	•	•	8	10	—	—	—	—
(9)其他運送料	3	3	3	5	10	12	16	19
(10)保險料	•	16	16	15	•	35	31	42
(11)引受手數料	1	—	1	3	—	—	—	—
(12)仲介料受取額	10	9	11	20	—	—	—	—
(13)電信及電話料	13	13	17	19	9	9	14	14
(14)移出入民送金	3	5	5	5	110	105	92	115
(15)移出入民送金	—	—	—	—				

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
(16)布教及慈善事業の爲の寄附	—	—	—	—	25	31	28	32
(17)觀光客出費(5)								
(a)加奈陀	35	39	75	81	101	120	192	228
(b)墨西哥	4	4	5	5	28	45	34	40
(c)其他海外諸國	32	43	37	39	163	166	183	229
(18)在外公館經費其他	7	8	9	9	8	9	10	12
(19)特掲なき政府收入及支出(6)	25	23	19	21	77	59	74	84
(20)其他の諸項目								
(a)活動寫眞上映料	75	75	85	110	—	5	5	6
(b)新聞雜誌豫約購讀代	4	4	•	•	2	2	•	•
(c)加奈陀電力消費代	—	—	—	—	2	2	2	4
(d)特許、著作料金及其他使用料金	—	—	•	•	—	—	•	•
(e)廣告費	3	2	•	•	7	7	•	•
Ⅲ金								
(21)金貨及金地金	367	53	2	28	193	1,187	1,741	1,144
(22)「イーヤマーク」金高の變化(純高)	58	—	—	86	—	83	—	—
(23)項目(21)—(22)の修正	—	—	—	—	59	—	—	—
計	2,983	3,127	3,328	3,658	2,594	3,969	5,219	5,018
差引受(+)拂(—)超過								
(a)貨物及勞務	+ 216	+ 375	— 152	— 330				
(b)金	+ 173	— 1,217	— 1,739	— 1,030				
(c)貨物、勞務及金	+ 389	— 842	— 1,891	— 1,360				

(1) 16.6百萬弗の小包郵便は旣に記錄された貨物輸出の中に含まれてゐる(項目(1)(a))。

(2) 修正推算、修正前の數字は證券の收益267百萬弗、直接投資よりの利得額105百萬弗及「利子及所得積立金」27百萬弗であつた。

(3)「利子及所得積立金」。

(4) 此の內利子は每年22百萬弗、配當は1935年83百萬弗、1936年130百萬弗。

(5) 米國觀光客勘定で米國船の得た船客運賃は觀光客出費から控除された(項目(16)借方)。

(6) 戰債勘定受取は項目(3)及資本項目(1)(a)に計上されてゐる。

資本勘定項目

(單位百萬弗)

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ長期資本								
(1)年賦償還金								
(a)政府間債務	—	—	—	—	—	—	—	—
(b)其他の債務								
(イ)公債償還支拂	41	51	131	120	50	25	15	15
(ロ)減債基金支拂高	82	63	54	61				
(2)下記に關する賣買								
(a)內國證券	760	480	1,305	2,685	580	480	970	2,070

項目	受取又は貸方 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
(b) 外國證券	565	510	425	580	685	405	475	540
(3) 新規資本發行高	—	—	—	—	11	—	45	23
(4) 直接長期投資	7	12	24	8	91	43	25	60
(5) 直接長期投下資本の賣戻及買戻	50	14	52	21	—	—	—	12
(6) 裁定取引に依る資金の移動	—	30	—	—	40	—	—	—
II 短期資本								
(7) 國際銀行勘定純變化	—	192	970	404	412	—	—	—
(8) 商業資金及其他の資金の移動	—	—	105	—	—	—	—	12
(9) 復興金融會社「クレヂット」	—	—	—	—	7	8	—	—
(10) 整理協定及場外僞替等より生ずる資金の純流入	34	—	—	—	—	—	—	—
(11) 流通紙幣の純移動	—	30	30	57	(1) 90	56	31	35
計	1,539	1,382	3,096	3,926	1 966	1,022	1,561	2,767
資本の純受取(+)又は支拂(−)	− 427	+ 360	+ 1,536	+ 1,169				

(1) 純額。

總括表 (單位百萬弗)

		貨物、勞務及金 貨物	利子及配當	其他勞務	金	計	資本項目 長期	短期	計	各項目總計(1)
1919年	殘高	+ 3,749	+ 224	− 939	+ 160	+ 3,194	− 2,126	+ 90	− 2,036	+ 1,158
1920年	同	+ 2,866	+ 56	− 736	− 50	+ 2,136	− 1,051	+ 100	− 951	+ 1,185
1921年	同	+ 1,908	+ 119	− 628	− 686	+ 713	− 742	− 100	− 842	− 129
1922年	同	+ 663	+ 351	− 546	− 235	+ 233	− 735	+ 375	− 360	− 127
1923年	同	+ 313	+ 417	− 628	− 295	− 193	+ 66	+ 53	+ 119	− 74
1924年	同	+ 939	+ 464	− 662	− 216	+ 525	− 631	+ 166	− 465	+ 60
1925年	同	+ 619	+ 515	− 719	+ 102	+ 517	− 516	− 121	− 637	− 120
1926年	同	+ 139	+ 627	− 564	− 72	+ 130	− 648	+ 310	− 338	− 208
1927年	同	+ 417	+ 679	− 572	+ 154	+ 678	− 740	+ 845	+ 105	+ 783
1928年	同	+ 738	+ 680	− 684	+ 272	+ 1,006	− 671	− 228	− 899	+ 107
1929年	同	+ 382	+ 699	− 681	− 120	+ 230	− 90	− 95	− 185	+ 95
1930年	同	+ 386	+ 769	− 580	− 278	+ 297	− 213	− 465	− 678	− 381
1931年	同	+ 17	+ 621	− 493	+ 176	+ 321	+ 234	− 719	− 485	− 164
1932年	同	+ 150	+ 455	− 504	− 11	+ 90	+ 247	− 489	− 242	− 152
1933年	同	+ 83	+ 404	− 271	+ 173	+ 389	+ 48	− 475	− 427	− 38
1934年	貸方	2,256	494	324	53	3,127	1,160	222	1,382	4,509
	借方	1,966	126	607	1,270	3,969	958	64	1,022	4,991
	殘高	+ 290	+ 368	− 283	− 1,217	− 842	+ 202	+ 158	+ 360	− 482
1935年	貸方	2,427	521	378	2	3,328	1,991	1,106	3,097	6,425
	借方	2,626	171	681	1,741	5,219	1,530	31	1,561	6,780
	殘高	− 199	+ 350	− 303	− 1,739	− 1,891	+ 461	+ 1,074	+ 1,536	− 355

1936年									
貸方	2,548	569	427	114	3,658	3,475	461	3,936	7,594
借方	2,811	238	825	1,144	5,018	2,720	47	2,767	7,785
殘高	− 263	+ 331	− 398	− 1,030	− 1,360	+ 755	+ 414	+ 1,169	− 191

（1）本欄に示された殘高は誤算及脫落に基因するもの。

調書作成に當り用ひられた方法に關しては、「各種の政府公文書に於て報告された總ての統計數字は（例へば貨物貿易額、戰債受取金額、特定の政府收入及支出額竝金の移動額等の如き）現實の狀態に一致せしめる樣夫々適宜修正して用ふる樣にした」と說明されてゐる。質問せる各項目に對する見積額に對しては「金額は實際に報告された數字を使用したが、國際間の證券移動に關しては均等な省略率を見込んだ。」

總括表の最後の欄に示した樣に、各年共完全な均衡狀態を示してゐない。右は或種取引に關する資料に於ける誤謬又は不完全に基くものである。

然し又或年度に於ける殘差項目（residual item）の金額が甚だ少ないからと云つて、右年度に於ては誤謬又は脫略が極めて少なかつた爲であると云ふ風に考へることは間違ひである。

一九三四—三六年間に於て記錄された總ての對外支拂に基く勘定が巨額の借方超過となつてゐるのは（總計十億弗以上）、右期間に於て惹起された巨額の金流入並に全然通常の貿易と關係のない單に資本流入——就中以前海外に於て保持されてゐた北米合衆國の短期資金の還流——の結果たる——と云はれてゐる——巨額の金流入に基くものである。

斯る諸取引は「極めて把捉し難いもの」——と云つてゐる——であつて又其總額を測定する事は極めて困難である。と同時に爲替市場に於て作用してゐる爲替管理制度及其他の人工的諸要因は勘定に於ける若干の他の重要なる諸項目を推定するに際して遭遇する諸困難を更に增加した。

一九三四年に於ける對外支拂額の巨額の超過は其大部分は次の四つの要因に歸屬せしめることが出來る。

一、米國諸法人の殘高金額の本國引取、記錄されない通貨輸出及一九三三年末政府の代理事務所が海外に於て金「イーヤマーク」として保持してゐた（從つて一九三三年の殘高に於て「見えざる」金輸入として取扱はれてゐた）所の金の可能的なる輸入の事實を示す短期資本諸項目の如き諸要因の全體。

二、外國弗貨債の本國引上及質問回答に於て其價格の記錄を不可能ならしめた（原因とも云ふべき）諸方法に依りて行はれた米國證券の外國市場に於ける買上。

三、大體一九三三年四月より一九三四年一月の間に於て移動された個人資金（外國銀行預金又は海外に退藏されてゐた資金）の流入。

四、海外に於ける政治的不安定及經濟的動搖の結果としての平價切下後北米合衆國に送達された記錄されない外國所有の資金。

一九三四年以降に於ける殘高の低落傾向は、「其一部分は偶然的のものと云ふ事が出來る——と云つてゐる——が、更に一部分は若干の一層重要なる項目に關する漸次完全されてゆく資料が利用出來る樣になつて來たと云ふ事並びに若干の推定の準備をなすに當つて用ひられる所の諸方法の改善を可能ならしめた若干の基礎的研究の結果に由るものであらう。」

勘定に於ける若干の重要なる項目に關して以下少しく詳述して見やう。尙、更に詳細を調べやうとするなら公式の北米合衆國報告書に付て參照されたい。

一、貨物、勞務及金

貨物　最近年に於ける合衆國の銀輸入の特殊な性質に鑑み、上揭表に於ける項目（1）は、（a）普通貨物及（b）銀貨及地銀の二に分けた。

一九三一―三六年間に於ける合衆國政府の戰債の利子及元金受取額（項目(3)）及資本

（單位百萬弗）

債務國	1933年		1934年		1935年		1936年	
	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子
英國	0.3	—	—	—	—	—	—	—
芬蘭	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3
英帝國	—	17.5	—	—	—	—	—	—
希臘	—	0.1	—	0.3	—	—	—	0.3
合衆國	—	2.0	—	—	—	—	—	—
計	0.4	19.9	0.1	0.6	0.1	0.3	0.1	0.6

項目(1)の(a)は次の通りである。

利子及配當金（項目(3)―(5)）

合衆國内に保持されてゐる外國證券（主として公債）關係の受取額（項目(5)(a)）は一九三六年に於ても前二箇年間に續いて減少を示してゐる。右は主として斯かる證券の金額が減債基金及消却操作の結果減少した爲である。伯剌西爾より受取る金額は一九三四年に於ける外債支拂調整計畫の條件に對應して幾分增加を示した。

外國證券に基く利子、配當及年賦償還金受取額の國別内譯は次表の如くである。

借換債及「スクリップ」に關して受取つた利子額は一九三五年に於て七百萬弗、一九三六年に於て五百萬弗に達した。現金支拂は含めてゐないから右金額は勘定から脫落されてゐる。

對外直接投資よりの收入並びに其地理的分散額は最近數年間に於て次の如くである。

	1932年		1933年(1)		1934年(1)	1935年	1936年
	收益	「トランスファー」	收益	「トランスファー」	「トランスファー」	「トランスファー」	「トランスファー」
加奈陀	20―30	15―25	35―55	20―30	(2) 80―90	(2) 110―120	(2) 140―150
歐洲	25―35	20―30	30―40	20―30	55―65	70―80	75―85
「ラテン・アメリカ」	35―45	25―35	45―65	30―50	70―80	90―100	110―120
阿弗利加、亞細亞及太洋洲	10―20	7―13	15―25	10―20	15―25	30―40	35―45
計	90―130	67―103	125―185	80―130	220―260	300―340	360―400

(1) 發表されない數字。

(2)「ヨーロッパ」を含む。

一九三一年以降は單に推定的な「トランスファー」額しか收支勘定に計上してゐない。一九三四及三六年の總收益額は示されてゐないが、米國の對外直接投資額（帳簿價格で記錄されてゐる）は一九三四年に於て五〇乃至五五百萬弗、一九三五年には四〇乃至四五百萬弗、一九三六年度に於ては四五乃至五五百萬弗が收益の再投資の結果として（即ち、資金の「トランスファー」を少しも含まないものとして）增加してゐると云ふ事である。

一九三六年に於ける短期資本の利子收入は投資現在總額（平均八〇〇百萬弗）の二「パーセント」二分の一の利廻として算定された。尙一九三一年は五「パーセント」四分の三、一九三二年は五「パーセント」四分の一、一九三三年は四「パーセント」八分の三、一九三四年は三「パーセント」乃至三「パーセント」二分の一、一九三五年は二「パーセント」四分の一乃至二「パーセント」二分の一として計算した。

一九三六年の短期資本利子支拂額は約一百萬弗と推定されてゐる。外國保有の短期銀行資産は一九三六年中に一、一一〇百萬弗から一、五三〇百萬弗に增加した。一九三三年の銀行法の規定に依り、聯邦準備制度加盟銀行は當座預金に對する利拂を禁止されて居る。而して外國預金の中定期預金の比率は殆んど考慮する餘地のない程小さいと云へやう。

運賃　一九三五年及三六年度に於ける合衆國の輸出入品に關する（海洋及大湖の）船舶運賃は次の如く推算されてゐる。

（單位百萬弗）

	1935年				1936年			
	合衆國輸入品		合衆國輸出品		合衆國輸入品		合衆國輸出品	
	合衆國船舶の收得	外國船舶の收得	合衆國船舶の收得	外國船舶の收得	合衆國船舶の收得	外國船舶の收得	合衆國船舶の收得	外國船舶の收得
海洋運賃								
普通貨物	33.9	70.1	34.2	67.1	30.7	94.4	34.6	82.0
雜貨	12.0	5.9	4.4	21.1	13.1	6.4	3.2	23.8
計	45.9	76.0	38.6	88.2	43.8	100.8	37.8	105.8
湖上運賃	1.4	2.2	1.9	6.5	1.7	2.4	2.0	6.1
總計	47.3	78.2	40.5	94.7	45.5	103.2	39.8	119.9

本書に於ては、合衆國船舶が收得した輸入貨物運賃（項目(7)(a)）は一九二九—三一年度及一九三三—三六年度に於てのみ收支勘定中に含まれてゐる。其他の年度に於ける金額に付ては利用し得る資料がなかつたのである。而して以上の金額は亦、右年度間に於ては、輸入貨物の價額（項目(2)(c)を參照）からも控除されてゐるから、勘定の「バランス」には影響してゐない。

合衆國輸入品に關聯して外國船舶に對し支拂つた金額は、本調書に於ては、輸入價額に對する一調整項目として考慮されてゐるに過ぎない。即ち其金額は、國內船積地點から外國又は湖邊船積地點までに至る輸入品の運送の爲加奈陀の諸鐵道會社に支拂つた運賃と共に、項目(2)(f)に計上されてゐる（一九三五年一三百萬弗、三六年一七百萬弗）。

外國船舶の米國港灣に於ける港稅、水先案內料及び其他の諸費用として支出した金額（總ての米國輸入品に關する其運賃收益の一割として推定）は、一九三五年度以降考慮されてゐる（項目(8)）。合衆國船舶の同樣の出費額は、外國諸港間の貨物運送に依る收益と相殺されるものとの假定の下に省略されてゐる。

一九三一年より三六年に至る各年度に於て收得した旅客運賃に關しては利用し得る數字がない。右各年度に於ける觀光客收入（項目(17)の貸方）は、來遊外國人の合衆國船舶に支拂つた金額を含み、海外往訪の米國人の出費（項目(17)の借方）は右觀光者が米國の船舶に對し支拂つた金額を含まない。

保險關係收支（項目(10)）　次に掲げた表は一九三五年（修正數字）及三六年度に於ける種々なる保險取引稅を概括したものである。

（單位百萬弗）

項目	合衆國内に於ける外國保險會社の活動に基く資金の純移動		外國に於ける合衆國保險會社の活動に基く資金の純移動		殘高	
	1935年	1936年	1935年	1936年	1935年	1936年
支店及代理店勘定						
火災及海上保險會社	− 13.3	− 13.7	＋ 2.4	＋ 2.5	− 10.9	− 11.2
災害保險會社	− 3.4	− 3.8	＋ 0.9	＋ 1.0	− 2.5	− 2.8
生命保險會社	− 3.1	− 11.6	＋ 13.0	＋ 11.6	＋ 9.9	
互惠會社(註)	−	−	− 0.2	−	− 0.2	−

項目	合衆國内に於ける外國保險會社の活動に基く資金の純移動		外國に於ける合衆國保險會社の活動に基く資金の純移動		殘高	
	1935年	1936年	1935年	1936年	1935年	1936年
計	− 19.8	− 29.1	+ 16.1	+ 15.1	− 3.7	− 14.0
無許可外國會社勘定	− 6.2	− 7.4	—	—	− 6.2	− 7.4
子會社						
火災及海上保險會社	− 2.6	− 3.5	+ 0.2	+ 0.2	− 4.6	− 5.4
災害保險會社	− 2.2	− 2.1				
計	− 4.8	− 5.6	+ 0.2	+ 0.2	− 4.6	− 5.4
總計	− 30.8	− 42.1	+ 16.3	+ 15.3	− 14.5	− 26.8
加奈陀	− 2.9	− 11.8	+ 14.1	+ 13.1	+ 11.2	+ 1.3
英本國	− 24.0	− 28.4	—	—	− 24.0	− 28.4
其他諸國	− 3.9	− 1.9	+ 2.2	+ 2.2	− 1.7	+ 0.3
計	− 30.8	− 42.1	+ 16.3	+ 15.3	− 14.5	− 26.8

註　Fraternal benefit societies.

保險取引に關しては一九一九—三六年全期間に對する情報があるから、次に一表に要約して掲げた。然しながら國際收支勘定に於ては右金額は一九三四年度以降のものしか示されてゐない。

北米合衆國國際收支における保險關係の取引額（1919—36年）　　（單位百萬弗）

年次	北米における合衆國外國保險會社の活動の結果としての資金移動純額	外國における合衆國保險會社の活動の結果としての資金移動純額	差引受（＋）拂（－）超過額	年次	北米における合衆國外國保險會社の活動の結果としての資金移動純額	外國における合衆國保險會社の活動の結果としての資金移動純額	差引受（＋）拂（－）超過額
1919年	− 10.4	+ 6.6	− 3.8	1928年	− 35.6	+ 4.6	− 31.0
1920年	+ 0.5	+ 7.6	+ 8.1	1929年	+ 1.8	+ 0.8	+ 2.6
1921年	− 4.6	+ 7.9	+ 3.3	1930年	+ 12.3	− 1.0	+ 11.3
1922年	− 19.7	+ 11.2	− 8.5	1931年	+ 17.0	− 3.6	+ 13.4
1923年	− 22.2	+ 7.1	− 15.1	1932年	+ 0.6	+ 7.5	+ 8.1
1924年	− 18.9	+ 10.7	− 8.2	1933年	− 35.4	+ 17.8	− 17.6
1925年	− 18.0	+ 15.5	− 2.5	1934年	− 34.5	+ 15.7	− 18.8
1926年	− 9.1	+ 8.7	− 0.4	1935年	− 30.8	+ 16.3	− 14.5
1927年	− 26.4	+ 7.5	− 18.9	1936年	− 42.1	+ 15.3	− 26.8

移民基金並に本國送金　移民の本國への送金額及歸國出稼人が合衆國より持出す基金（項目(14)及(15)の借方）の國別内譯は本調書の「最近に於ける諸傾向の分析」なる章の「移民の本國送金」なる節に於いて示されてゐる。

觀光客出費　項目(17)の下に分類されてゐる種々の項目に就いて概示せば以下の如くである。但し合衆國人觀光客が自國の船舶に支拂つた料金は觀光客出費の借方側にも又船舶運賃收入の貸方側にも含まれてゐない。

最近數年間に於て合衆國人觀光客が比較的重要な所謂「觀光」國に於て消費した金額の國別推算は、同國商務省外國部の助力を得て作成されたものがあるが、右は第二章「最近に於ける諸傾向の分析」中に於ける觀光客に就て考慮せる部分に再錄してある。

（單位百萬弗）

	1933年	1934年	1935年	1936年
合衆國人觀光客に對する外國の勞務				

	1933年	1934年	1935年	1936年
加奈陀				
自動車によるもの	72	86	132	154
其他の觀光客（鐵道、汽船、馬車、渡船によるもの）	29	34	60	74
墨西哥				
合衆國訪問者（觀光客として類別されたもの）	4	8	10	15
合衆國邊境地域訪問者	24	37	24	25
西印度諸島及中米	15	17	21	30
歐洲	95	98	112	117
南米及極東				17
外國に永住せる合衆國市民	10	10	10	10
外國系米人訪問者（母國訪問の移民）	32	20	22	25
巡遊旅行の合衆國市民	11	18	15	25
航空機利用の合衆國人旅行者	—	3	3	5
總計	292	331	409	497
來遊外國人に對する米國の勞務				
加奈陀				
自動車利用者	23	25	40	44
其他の觀光客（鐵道、汽船、馬車、渡船其他利用者）	12	14	35	37
墨西哥	4	4	5	5
諸外國より合衆國を訪問する外國人	32	43	37	39
計	71	86	117	125

北米合衆國及加奈陀諸港より所謂「海外諸領域」（主として歐洲、南米及極東）へ向け出發する合衆國人觀光客の數は、一九三二—三六各年度に於て次の如くであつた。

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
汽船其他を利用する者					
西歐羅巴	119,853	79,256	75,585	86,542	103,766
北歐	53,004	30,834	30,346	34,771	44,513
地中海沿岸地方	38,560	34,181	29,733	24,248	21,861
東洋、太洋州及阿弗利加(1)	15,885	16,427	18,291	18,820	19,988
南米	4,389	4,417	5,833	6,425	7,648
西印度諸島	82,719	61,580	68,610	72,028	105,247
中米	10,800	12,210	15,167	15,180	16,709
計	325,210	238,905	243,565	258,014	319,732
空路によるもの					
歐洲	—	—	—	—	373
南米	26	24	34	28	36
西印度諸島	5,794	7,893	9,574	9,284	14,337
中米	90	13	—	3	6
極東	—	—	—	—	28
計	5,910	7,930	9,608	9,315	14,780
總計	331,120	246,835	253,173	267,329	334,512

(1) 阿弗利加洲の地中海沿岸地方(地中海沿岸地方の中に含まれてゐる)を除く。

加奈陀に於ける合衆國人觀光客及合衆國に於ける加奈陀人觀光客の計算に關する資料は、加奈陀統計局との協同の下に合衆國商務省が蒐集作成したものである。一九三五年度に於ける推定數が著しい增加を示してゐるのは、夫れ以前の各年度に於ける推定額が幾分低くすぎた事を暗示するものであるとのことである。

政府の對外收入及支出　在外公館經費、其他政府の諸取引額、郵便關係の收支を含み、戰債に基く受取額を含まず)は項目(18)と(19)に記入されてゐる。過去二箇年間に於ける金額の內譯は左の通りである(單位百萬弗)。

	一九三五年	一九三六年
受取額		
合衆國內に於ける外國大使館及領事館費(推定額)	八・五	九・〇
大藏省關係		
造幣及刻印及印刷局	〇・八	〇・三
其他諸事務局	〇・一	〇・一
巴奈馬運河(1)	一四・五	一五・〇
國務省關係		
領事諸手數料收入(2)	二・二	二・五
遞信省	一・三	二・〇(3)
墨西哥政府	〇・五	〇・五
巴奈馬政府	—	〇・一
計	二七・九	二九・六
支拂額		
大藏省關係		
諸事務局	〇・六	〇・六
外國人財產監理費	〇・一	〇・二
海軍省關係	二〇・三	一七・四
陸軍省關係	二〇・七	二一・三
巴奈馬運河(米國船舶支拂通航料金其他)	九・五	八・六
國務省關係(2)		
在外公館經費	九・八	一一・六
建築費	—	〇・一
國際機關及維持費	〇・八	一・一
老功者保護施設費(2)	一〇・一	二三・七(4)
遞信省關係	一・五	一・九
商務省關係	〇・八	〇・九
農務省關係	九・三(5)	七・五(5)
比律賓諸島(6)	〇・五	〇・七
計	八四・〇	九五・六

註 (1) 運河地帶より華府へ移された運河地帶純收入。
(2) 財政年度に關する資料。
(3) 部分的推定額。
(4) 調整勞務證券の設定により海外在住老功者に對する支拂 曆年度間一三百萬弗と推定)を含む。
(5) 農業調整法に依つて地代及救助支拂金として比島內の生產者に支拂つた額一九三五年八・六五百萬弗、一九三六年六・七〇百萬弗を含む。
(6) 米國國內收入の中比島國庫に歸した部分。

金(項目(21)—(23))　前二箇年度に於けると同樣一九三六年に於ける金輸入は大部分は外國資金の流入に、一部分は外國からの米國資金の還流に基く大量の資本流入となつて現はれてゐる。一九三六年中の外國爲替市場に於ける發展、資本竝に金の月々の移動は右二要素間の密接な聯關を明瞭ならしめた。一九三五年九月に初まつた歐洲よりの金輸入の增大は、「スターリング」及金「ブロツク」諸國の通貨が合衆國よりの短期銀行資金の流出と一致して騰貴した爲、一九三六年一月中旬に於て阻止された。金「ブロツク」諸國の通貨に對する弗の弱氣は、二月に於ける相對的に小量の金輸出(一九三四年十月以來初めてのことであるが)となつて現はれた。三月に於ては輸入傾向が再び始まり次の三箇月に於ても繼續的に增加を見た。

本期間に於て佛蘭西よりの資金流出は大きな割合を占めた。……七月に於ける爲替相場の沈靜は、小額の金輸入(其の殆ど大部分は歐洲以外の國より流入してゐる)に反映された。八月に於ける歐洲よりの資本の加速度的移動竝に金「ブロツク」諸國通貨の一層の弱化は同年度の第二次大量の金輸入を開始した。……爲替部面に於ける危機は金「ブロツク」諸國通貨の價値引下又は減價と共に九月に於て其頂點に達した。然し同年第四四半期間に於て、歐洲より米國への金流入は尙ほ繼續した。十月初め佛蘭西及和蘭より受取つた額は、金輸出に關する制限が右諸國に依りて提案せられたる前行はれた取極額と同じである。十月下半及十一、十二月に於ける米國への積出額は、歐洲以外の諸國からの委託送達額が續いてあつたに拘らず、

主として倫敦市場からのものであつた。英國及其他の歐洲諸國の投資家に依る內國證券の購入は、其大部分が本期間の大部分を通じて見られた弗の爲替市場への執拗なる壓力並に金の繼續的流入を說明するものであることは明瞭である。

二、資本項目

年賦償還支拂額　次表に於ける「公債消却支拂額」及「減債基金支拂額」と云ふ題目を持つ諸欄は、項目(1)(b)に計上せる年賦償還受取額の國別分散狀態を示したものである。

1936年度北米合衆國公開市場に於ける現存外國證券の收益　（單位百萬弗）

國別	收益（利子及配當）	公債消却支拂額	減債基金支拂額
歐洲諸國			
墺地利	2.8	1.2	0.6
白耳義	3.3	13.4	0.9
勃牙利	0.3	—	—
致須國	2.0	—	0.8
「ダンチツヒ」	0.2	—	0.1
丁抹	6.8	—	1.4
「エストニア」	0.2	—	0.1
芬蘭	1.8	7.1	1.7
佛蘭西	13.8	1.2	3.9
獨逸	8.0	—	—
希臘	1.8	—	—
洪牙利	0.3	—	—
愛蘭自由國	0.1	—	—
伊太利	16.6	—	7.3
「ラトヴイア」	0.1	—	—
「リスアニア」	0.1	—	0.9
「ルクセンブルグ」	0.2	0.3	—
和蘭	2.9	16.4	0.2
諾威	7.7	—	3.3
波蘭	6.3	—	1.1
瑞典	0.1	—	—
蘇聯邦	0.8	—	0.3
英本國	2.6	—	—
「ユーゴースラヴイア」	0.7	—	0.1
歐洲諸國計	79.5	39.6	22.7
北亞米利加洲			
加奈陀	70.9	68.6	12.8
「ニユーフアウンドランド」	0.7	—	—
北亞米利加洲計	70.9	68.6	12.8
「ラテン」米洲			
亞爾然丁	18.2	11.3	5.4
伯剌西爾	8.5	—	7.6
智利	1.3	—	0.5
「コロンビア」	0.6	—	0.7
「コスタ・リカ」	0.2	—	0.1
玖馬	0.2	—	3.3
「ドミニカ」共和國	0.9	—	—
「エクアドール」	0.1	0.2	—

國別	收益（利子及配當）	公債消却支拂額	減債基金支拂額
「グワテマラ」	0.1	—	0.4
「ハイチ」	0.6	—	0.8
巴奈馬	0.6	—	0.1
「サルヴアドール」	0.3	—	0.1
「ウルグワイ」	1.7	—	1.9
「ラテン」米洲計	35.3	11.5	20.9
阿弗利加、亞細亞及太洋洲			
濠洲	12.8	—	1.7
支那	0.2	—	—
日本	19.7	—	9.4
比島	2.5	—	3.4
亞弗利加、亞細亞及太洋洲計	35.2	—	14.5
以上總計	220.9	119.7	70.9
回收せられた債券に關し支拂額よりの控除分	45.0	—	10.0
差引計	175.9	119.7	60.9

「封鎖「ミルレース」の解除に關聯し一九三六年中に受取つた伯剌西爾銀行券は約二二百萬弗であつた。現金の代りに借換公債(refunding bond)に依つて支拂つた利子は五百萬弗にも達した。之等の整理諸項目は國際收支には少しも含まれてゐない。右諸項目は對外短期投資より長期投資への轉換をも含めたものであつて、從つて長期投資額の現在額を增加せしめてゐる。」

北米合衆國への外國直接投資よりの收益及配當に關し利用し得る資料に據れば、收益總額の中殆ど一五百萬弗が同年中に再投下されたとの事である。此金額は國際收支勘定中には計上されなかつた。夫は上記收益額が外國直接投資より收得する記錄された收入中より除外されたからである。

現存證券の賣買　項目(2)に計上された數字で一九三五年度以降のものは、北米合衆國內に於ける銀行、「ブローカー」及商人から財務省公布の規則に從つて聯邦準備銀行に對し每週行はれる報告に基く資本移動に關する諸統計に基いたものである(註)。

註　Statistics of Capital Movement between the United States and Foreign Countries and of Purchases and Sales of Foreign Exchange in the United States. (United States Treasury Department, Division of Reserch and Statistics) 參照。本調書執筆時には、一九三五年一月より一九三六年九月に至る期間の報告及び一九三六年第四四半期の報告が利用出來た。同期間內に於ける右報告を要約したものが一九三七年五月の Federal Reserve Bulletin. に掲載されてゐる。

次表は、上記諸統計に於て記錄された一九三五及三六年度に於ける總ての證券取引(年賦償還及新規資本の發行を含む)の地域的分散狀態を示したものである。同表に於ける內國證券に對する數字は、資本項目(1)(b)借方及(2)(a)の貸方及借方に示された取引額に基く純受取額と密接に照應してゐる。然るに外國證券に關する數字は、項目(1)(b)貸方、(2)(b)の貸方及借方及(3)の借方に於て考察された取引額に基く純受取額とは幾分相異してゐる。之は、國際收支勘定に數字を計上する以前に若干の修正を施さねばならなかつた爲である。財務省の統計に於ては、每週別の數字は內國、外國兩種類の證券の賣買總額を記錄したものである。

地域的に見たる有價證券の純賣買額

（單位百萬弗）

項目	年度	英本國	佛蘭西	蘭逸	伊太利	和蘭	瑞西	其他の歐洲諸國	歐洲計	加奈陀	ラテン・アメリカ	極東	其他	總計
內國證券	1935	+ 150	+ 23	− 5	−	+ 50	+ 55	+ 13	+ 286	+ 3	+ 4	+ 21	+ 3	+ 317
	1936	+ 218	+ 41	− 2	− 3	+ 107	+ 145	+ 26	+ 532	+ 30	+ 12	+ 23	+ 4	+ 601
外國證券	1935	+ 68	+ 7	+ 13	+ 3	+ 7	− 1	+ 46	+ 143	− 40	+ 13	+ 8	+ 1	+ 125
	1936	+ 48	+ 12	+ 9	+ 6	+ 3	+ 15	+ 42	+ 135	+ 41	+ 3	+ 9	+ 3	+ 191
計	1935	+ 218	+ 30	+ 8	+ 3	+ 57	+ 54	+ 59	+ 429	− 37	+ 17	+ 29	+ 4	+ 442
	1936	+ 266	+ 53	+ 7	+ 3	+ 110	+ 160	+ 68	+ 667	+ 71	+ 15	+ 32	+ 7	+ 792

北米合衆國內における新規資本發行額（項目(3)）　公的機關による外國證券の發行に歸因する資本の輸出額を推計するに際しては、其名目價額より借債券の整理（refunding）の爲の發行額、米國關稅統計に含まれてゐる米國領有諸地域（即ち「アラスカ」、布哇、「ポルト・リコ」、而して一九三五年以來「ヴァーヂン」諸島をも含む。此島は夫れ自身獨立の統計制度を有してゐる爲外國と見做されてゐる。）の發行額及び公債（stocks and bonds）割引額を控除した。引受業者の引受手數料は控除されないで、貨物、勞務及金勘定における一貸方項目（即ち(11)）として計入された。

一九二二―三六各年度における詳細は次表の通りである。

（單位百萬弗）

年度	名目資本額（米國領の發行額を除く）	整理發行額	差引純名目金額	割引額	差引純資本輸出高（資本項目(3)）	引受手數料（貨物、勞務及金項目11）
1922	827	99	728	52	676	49
1923	487	74	413	22	391	26
1924	1,215	214	1,001	73	928	52
1925	1,303	231	1,072	63	1,009	56
1926	1,306	176	1,130	40	1,090	81
1927	5,537	235	1,302	56	1,246	63
1928	1,483	237	1,246	63	1,183	59
1929	696	35	661	11	650	15
1930	1,081	182	899	43	856	23
1931	280	56	224	5	219	6
1932	88	59	29	−	29	2
1933	71	60	11	−	11	1
1934	9	9	−	−	−	−
1935	62	16	46	1	45	1
1936	138	111	27	4	23	3

合衆國關稅地域內にある米國領有諸地域の發行額は右の表には含まれてゐないが、其額は一九二八年に五百萬弗、一九二九年一〇百萬弗、一九三〇年六百萬弗、一九三一年五百萬弗、一九三三年一百萬弗、一九三五年度は一二百萬弗にして、一九三六年度は四百萬弗であつた（以上名目資本額）。一九三四―三六年度における外國資本發行額（米國領有諸地域の分を含む）の地理的分布狀態は次表の如くである。

（單位百萬弗）

	1934年			1935年			1936年		
	發行度數	名目資本額	整理	發行度數	名目資本額	整理	發行度數	名目資本額	整理
歐洲諸國									
芬蘭	1	5.00	5.00	−	−	−	−	−	−
諸威	−	−	−	−	−	−	3	35.24	(1) 52.33

	1934年			1935年			1936年		
	發行度數	名目資本額	整理	發行度數	名目資本額	整理	發行度數	名目資本額	整理
計	1	5.00	5.00	—	—	—	3	35.24	52.33
新規發行資本名目額		—			—			− 17.09	
北米									
「アラスカ」	—	—	—	1	0.96	—	—	—	—
加奈陀	—	—	—	2	62.00	16.45	5	87.89	70.00
計	—	—	—	3	62.96	16.45	5	87.89	70.00
新規發行資本名目額		—			46.51			17.89	
「ラテン」米洲									
亞爾然丁	1	4.00	4.00	—	—	—	1	15.00	(1) 23.50
「ポルト・リコ」	—	—	—	4	4.03	3.78	4	1.89	0.08
計	1	4.00	4.00	4	4.03	3.78	5	16.89	23.58
新規發行資本名目額		—			0.25			− 6.69	
亞細亞及極東諸國									
布哇	—	—	—	4	7.00	6.18	2	2.25	1.75
計	—	—	—	4	7.00	6.18	2	2.25	1.75
新規發行資本名目額		—			0.82			0.50	
總計	2	9.00	9.00	11	73.99	26.41	15	142.27	147.66

新規發行資本名目額總計		—			47.58			− 5.39	

(1) 新規資本起債超過額及同年度に於ける米國人の現實の受取超過額（債券の一部は1936年以前の年度に於て外國人に依り買戻された。後述參照）。

右表に據れば、米國人に對する整理發行額は、一九三六年に於ては、北米各國內の浮動名目資本を超過した事になつてゐる。然し此處に指摘し得ることは、整理發行額として計上された數字は米國人保有の整理公債に含まれた實際の金額を表示してはゐないと云ふ事である。換言せば整理公債の一部分は既に一九三六年以前に於て外國人に依りて買戻されてゐるものと信ぜられる。一九三六年度に於ける米國人に對する實際の整理發行額（布哇及「ポルト・リコ」よりの分——一・八三百萬弗——を除く）一一一百萬弗と推計される。此數字は——其地域的分散狀態は示されてゐないが——項目(3)に對する新規資本發行額を記入計算する際用ひられた。

短期資本の活動　項目(7)に計上された數字は商務省に依つて年々蒐錄される所の銀行短期負債及資產現在額に關する報告（後述の「對外資產及負債」の部分を參照）を基礎としたものである。

次表は證券移動に關し、前述に於て關說した諸統計を材料として右短期資本取引額の地域的分散狀態を示したものである。

地域別に考察した短期資金の純移動狀態　（單位百萬弗）

項目	年度	英本國	佛蘭西	獨逸	伊太利	和蘭	瑞西	其他歐洲	歐洲計	加奈陀	ラテン・アメリカ	極東	其他	計
短期資金純受（＋）純貸（−）														
狹義の銀行資金														
米國資產	1935	＋ 209	＋ 43	＋ 30	＋ 14	− 1	＋ 1	＋ 9	＋ 311	− 5	＋ 19	＋ 37	− 2	＋ 360
	1936	− 26	＋ 16	＋ 37	＋ 3	− 3	＋ 1	＋ 13	＋ 41	＋ 41	＋ 13	＋ 13	− 3	＋ 105

項目	年度	英本國	佛蘭西	白 逸	伊太利	和 蘭	瑞 西	其他主要	歐洲計	加奈陀	ラテン・アメリカ	極 東	其 他	計
戰後の銀行資金														
米國の負債	1935	+ 128	+ 130	− 1	+ 7	+ 56	+ 73	+ 61	+ 454	+ 46	+ 33	+ 59	+ 12	+ 604
	1936	+ 30	+ 13	+ 3	+ 16	+ 10	+ 37	+ 19	+ 128	+ 41	+ 107	+ 12	+ 4	+ 292
仲介勘定殘高	1935	− 1	+ 2		+ −	+ 1	+ 3	+ 1	+ 7	− 4	+ 1	+ −	− 1	+ 6
	1936	+ 4	+ 8	− 1	− 1	+ 2	+ 7	− 1	+ 15	− 3	− 5	− 3	+ 1	+ 7
短期資金	1935	+ 337	+ 180	+ 29	+ 21	+ 57	+ 77	+ 71	+ + 772	+ 37	+ 35	+ 99	+ 9	+ 970
總計	1936	+ 8	+ 37	+ 39	+ 19	+ 5	+ 45	+ 31	+ 184	+ 79	+ 115	+ 24	+ 2	+ 404

項目(8)(「商業用及其他の資金」)に對して計上された一九三五年度に於ける一〇五百萬弗の流入及一九三六年度に於ける一一二百萬弗の流出は、銀行以外の諸機關に依る「最初は短期條件であつた資本の「トランスファー」額」を示すものである。該項目は輸出入業者勘定に於ける變動以外に、受拂未了勘定を含み、其他諸項目は政府の諸貸附機關の國際的信用取引額を含む。

三、對外資產竝負債

北米合衆國への外國資本投下額及び北米合衆國の對外投資額に關する以下の報告は、一部分は國際收支に關する公式の諸報告書より、又一部分は一九三七年米國商務省より發行された特別印刷物 (Foreign Investments in the United States) より材料を採錄したものである。

次に示す表は、充分比較可能な部分は一九三四―三六年度の數字だけではあるが、一九三一年頃までの報告を纏めたものである。同表は殆ど全く債權及び外國政府より米國政府へ支拂はるべき其他の諸債務を含まない。斯る債權の總額(延滯、積立又は未拂の利子を含む)は、一九三七年一月十五日現在に於て二、六六五百萬弗に達してゐる。而して此内二、二七六百萬弗は歐洲の十五箇國の借換債(本勘定に於ける英本國、佛蘭西及伊太利の割合は夫々四一・六、三三・二及一六・四%である。

(單位百萬弗)

米國に於ける外國投資

	1931年末	1932年末	1933年末	1934年末	1935年末	1936年末
長期投資						
直接投資(帳簿價格による)	•	•	•	1,518	1,580	1,640
普通株(市價による)	•	•	•	1,202	1,840	2,700
優先株(平價)	•	•	•	351	390	455
社債(平價)	•	•	•	536	549	563
其他の投資	•	•	•	750	750	750
計	2,250	•	•	4,357	5,109	6,108
短期投資(銀行殘高及其他外國人勘定の短期資金―銀行及「ブローカー」の報告)	1,465	870	487	(1) 614	1,220	1,530
外國投資額總計	3,715	•	•	4,971	6,329	7,638

米國の對外投資

長期投資						
外國證券保有額(主として社債、名目價額)	6,539	5,830	6,032	5,296	4,795	4,741
直接投資(帳簿價格)	8,096	8,122	7,767	7,818	7,835	7,745
計	14,635	13,952	13,799	13,114	12,630	12,486

あつた。)三八九百萬弗は、主として樣勝邦に依り支拂はるべき不確定公債 (unfunded debt)、三、〇六九百萬、ライヒス二馬克は「陸重發」及「混合債權」に基き獨逸より支拂はるべき金額である。

	1931年末	1932年末	1933年末	1934年末	1935年末	1936年末
短期投資（米國所有の銀行殘高及其他の短期對外信用－銀行及「ブローカー」の報告）	1,239	1,053	1,082	(2) 1,217	853	759
米國對外投資總計	15,874	15,005	14,881	14,331	13,483	13,245
差引純資產	12,159	•	•	9,360	7,154	5,607

（1）新數字（1933年度に對する數字と比較され得る數字は573である）。
（2）新數字（1933年度に對する數字と比較され得る數字は976である）。

米國の製造業者及輸出業者に依り與へられた短期信用額並に外國が米國の顧客に對し附與した短期信用額は右表には含まれてゐない。斯かる取引に基く米國の對外資產純額は一九三五及三六年末に於て數億弗に達したと云はれてゐる。

北米合衆國に於ける外國の長期投資

斯かる投資の性質に關し、Foreign Investments in the United States より、詳細な記述を拔萃して見やう。

直接投資　『北米合衆國への所謂外國長期投資とは、外國に居住してゐる個人又は其の團體（法人又は自然人）に依りて支配されてゐる如き米國法人又は企業に於ける外國の正味財產利益（equity interest）を總て包含するものである。直接投資額の評價は、米國の子會社の資產に於ける外國人の純正味財產を可能な限り正確に算定する目的の下に、貸借對照表の數字を基礎とした。純「エクイテイー」は、（一）普通株の額面價格又は平價「プラス」（又は「マイナス」）剩餘（缺損）勘定の比例的分前、（二）米人會社に對する貸出純額及會社間勘定差額、（三）優先株、社債（bond and debenture）及短期債券の額面價格又は平價に依る金額を含む。貸借對照表が利用し得なかつた場合には（即ち直接投資推定總額の約八％）、使用資本金額又は外國會社の帳簿上に示されてゐる帳簿價格の金額を以て之に代用した』。

『北米合衆國に於ける支店及子會社に對する外國保險會社の純「エクイテイー」投資は直接投資の分類中に含まれてゐる』。

普通株　『直接投資の中から此の部類を限定する場合、其範圍は、通常普通株と云はれてゐる米國株式の若干の各種外國保有を其中に含めれば充分である。夫故此の部類に關する各種の報告は、外國の法人又は其他の米國に在らざる外國會社によつて何等支配されてゐない會社の普通株の外國保有にのみ關係を有つてゐるに過ぎない』。

優先株　『「優先株」と云ふ範疇の中には、既に指摘して置いた理由の爲に、直接投資の範疇に含まれてゐる極少數を除く其他總ての、外國保有の米國會社優先株を含むものである』。

社債（bond）　『本項目は、（一）其米國への投資に付免稅されてゐる所の慈善團體、教育機關及其他の外國諸機關の「ボルトフォリオ」投資額に含まれてゐる發行額及（二）「エクイテイー」利益、債權者利益の何れであるにせよ、夫への外國資本參加が總て「直接投資」の範疇に含まれてゐる樣な米國法人の債務を除外した其他の總ての米國會社債券を含む』。

『北米合衆國政府の證券並に其收入に付何れの聯邦に依つても課稅されない如き同國內の其他の公共及准公共團體の債券は勿論此の範疇より除外されてゐる。個々の推定は免稅債券の外國保有額を「カヴァー」する樣に考慮されてはゐるが、右保有額に對しては「其他の投資」項目の中で考慮が加へられてゐる。夫れは債券の分類をなすに際し、可能な限り其發行額に對する年々の利子支拂額の正確な計算を行ひ得る樣なものに限定せんが爲である。契約不履行の發行額は本分類に含まれてゐる……』。

其他の投資　『其他各種の合衆國への外國投資は、（一）實際的目的から株式、社債及其他の證券として分離し得ない混合「ボルトフォリオ」又は（二）基礎資料が不完全である爲其價額を充分に推定出來ない樣な投資の何れかより構成されてゐる投資及財產保有額を含む。上記の樣に、合衆國政府及其他の免稅債券の外國保有は此の範疇に含まれてゐる。尙此の外米國の不動產、市街地及農業抵當債券の外國所有及其他の財產の若干の個人所有がある。……最も重要な項目は外國の利益享受者 ―其多くは永久又は半永久的に外國に居住してゐる米國市民―のため米國の信託會社に依りて管理されてゐる投資の果實として外國の居住者に歸する所の收入の資本化價値之である。其他の項目とは不動產、市街地及農地抵當債券、政府債（聯邦、州を含む）及び都市債を含んだものである』。

次頁に示す表は一九三四年末に於ける外國長期投資の各種の範疇に付き其地域的分散狀態を示すものである。

（單位百萬弗）

投資の型	加奈陀	英本國	佛國	和蘭	瑞西	其他歐洲諸國	「ラテン」亞米利加	其他の諸國	計
直接投資	367	678	24	224	91	68	6	60	1,518
普通株	333	233	81	133	101	47	13	261	1,202
優先株	89	135	18	20	25	36	4	24	351
社債	49	87	50	207	63	40	8	32	536
其他の諸投資	169	164	53	129	63	44	9	114	750
計	1,007	1,297	226	713	348	235	40	491	4,357

又產業別分散狀態は一九三四年末に於て左の如くである。

（單位百萬弗）

投資の種別	製造工業	小賣及卸賣業	鐵道及其他運輸業	公共事業	石油業	鑛山業	金融業	其他諸事業	計
直接投資	565	86	245	8	207	35	360	12	1,518
普通株	601	45	110	198	113	69	58	8	1,202
優先株	114	11	80	95	12	8	25	6	351
社債	28	1	254	215	4	9	5	20	536
其他の諸投資	—	—	—	—	—	—	—	750	750
計	1,308	143	689	516	336	121	448	796	4,357

米國の長期對外投資　合衆國の私的對外長期投資は「直接投資」（產業及商業に從事する會社の外國證券保有を含む）と「ポルトフォリオ投資」とに分けられる。前者の場合に於ける金額は外國財產の帳簿價格又は部分的所有の場合に於ては所有株券の市場價格に低る金額に借貸所金額（advances and loans）を加算したものである。後の「グループ」の金額は各個の外國債券發行額中の未濟額及外國株式の保有額を示すものである。

直接投資額と考へられるものは、（一）合衆國人の支配に係る製造及販賣機關、（二）外國人の支配せる製造及販賣事業の株式及社債、（三）仕入機關、（四）油田及精油所並に石油販賣機關、（五）鑛山及鑛所、（六）公共事業、（七）植林事業及（八）其他種々なる財團等への法人投資を包括したものである。布教及其他の慈善機關（非商業的性質の教育機關を含む）により所有されて居る財產は除外されてゐる。

「ポルトフォリオ投資」とは、（一）一九〇四年合衆國に於て公募された外國債、（二）合衆國內にて私有されてゐる外國債（判明せる分のみ）、（三）合衆國內にて所有され、「米國の株式」として米國株式取引所に於て取引され又は其最初の形式に於て保持されてゐる外國會社の株券及（四）外國會社の合衆國に於ける子會社債及直接外國に貸與してゐる合衆國會社の社債等である。「ポルトフォリオ投資」は先づ第一には合衆國內居住の個人投資家に依て保持されてゐる。次に保險會社、投資信託會社及其他の金融機關に依つて保持されてゐる。產業及商事會社の外國證券保有額は「直接投資」として考慮されてゐる。

次の表は今考察した所の投資金額及其國別分散狀態（一九三四、三五及三六年末現在）を示したものである。

1933, 35及36年末に於ける合衆國の對外長期投資

（單位百萬弗）

區域	1934年 直接(1)	1934年 「ポルトフォリオ」(2)	1934年 計	1935年 直接(1)	1935年 「ポルトフォリオ」(2)	1935年 計	1936年 直接(1)	1936年 「ポルトフォリオ」(2)	1936年 計
加奈陀及「ニューファウンドランド」	2,120	1,780	3,900	2,130	1,634	3,764	2,085	1,647	3,732
英本國	1,479	2,391	3,870	1,460	2,083	3,543	1,400	1,949	3,349
中米及西印諸島	855	42	897	855	42	897	855	38	893
南米	1,546	1,394	2,940	1,570	1,367	2,937	1,580	1,354	2,934
西印度諸島	975	135	1,110	975	132	1,107	975	128	1,103
其他非ヨーロッパ	129	2	131	130	2	132	130	2	132

項目	1934年 直接(1)	1934年 「ポルトフォリオ」(2)	1934年 計	1935年 直接(1)	1935年 「ポルトフォリオ」(2)	1935年 計	1936年 直接(1)	1936年 「ポルトフォリオ」(2)	1936年 計
証券	433	400	833	435	385	820	435	374	809
「オプション」	156	252	408	155	250	405	160	249	409
計	7,693	6,396	14,089	7,710	5,895	13,605	7,620	3,741	13,361
(追加)銀行資本	125	—	125	125	—	125	125	—	125
(控除)外國人に依る推定買越額	—	1,100	1,100	—	1,100	1,100	—	1,000	1,000
差引計	7,818	5,296	13,114	7,835	4,795	12,630	7,745	4,741	12,486

(1) 帳簿價格。
(2) 平價。

一九三三年度に對する數字は證券の地域的及種別の詳細なる分散狀態と共に一九三三年版に記述されてゐる。

外國に對する米國の「ポルトフォリオ投資」の市場價格に依る數字は一九三四、三五及三六年間のものが計算されてゐる。

右金額及其平價に依る金額間の比較は次の如し。

(單位百萬弗)

年次	平價にて(a)	市價にて(b)	(b)の(a)に對する比率
一九三四年	六、三九六	四、七七四	七四・六
一九三五年	五、八九五	四、三〇二	七三・〇
一九三六年	五、七四一	四、二八八	七四・七

契約不履行の外國米貨債　一九三六年末に於ける未濟外國米貨債の利拂不履行の狀態は次表の通りである。

1936年末現在の外國米貨債の利拂不履行狀況

地域別	契約不履行債券の平價に依る金額(百萬弗) 完全不履行のもの	一部不履行のもの	計	不履行總額中に占める各地域の割合(%)	投資總額に對する不履行額の地域別割合(%)	不履行債券の市場價格(平價に對する%)
加奈陀	71	35	106	5.3	6.5	77.6
西印度諸島	64	—	64	3.1	49.8	58.4
中米	19	9	28	1.4	73.5	49.7
南米	539	339	878	43.3	64.9	28.3
歐洲	743	200	943	46.5	48.4	27.3
亞細亞及阿弗利加	9	—	9	0.4	2.3	43.6
計	1,445	583	2,028	100.0	35.3	31.7

脚註　此の分類は、5,741百萬弗の外國米貨債券未濟總額を基礎としてゐるが、其後回收に基く修正額は1,000百萬弗と推定された。

此の研究は當該外國の米貨債券發行額に於ける米國の持分にのみ適用し得るものである。一層正確な報告が利用し得られた場は別として其他の場合に於ては、米國の分擔部分(share)は、最初發行された時國内に於て保持されてゐた各發行額の現在未濟合額の部分を米國のものとして計算された。元金及利子に關し長い間不履行の狀態に在つた墨西哥、蘇聯邦及支那等の若干の發行額は、外國に對する米國の「ポルトフオリオ」投資額より除外されてゐる。

商議の結果は大抵契約利率の引下、延滯利札の取消、元證券との交換に依る收益證券の發行又は若干の其他の永久的解消となつた。かゝる改訂が債券所持者に依り承認され債務者に依つて固執された場合、契約は改訂されたものと見做され、既發行額は最早不履行額として取扱はれてゐない。

斯かる不履行額の分類は、一九三六年に支拂はるべき最後の利札の狀態に基いてゐる。支拂濟となつてゐる利札に關する利子の支拂は、發行額を不履行表から取除く爲の適當の根據と考察されなかつた。發行額は其が一部分現金、「スクリップ」又は乘換證券で支拂はれてゐた場合には一部分不履行のものとして考察された。發行額の利子支拂額が債務國に於ける

制限された外國通貨でもつて預託された場合、其の發行額は完全不履行額の中に含ましめた。

外國米貨債の利拂不履行額は一九三六年に於ても實質的には變化なかつた。一九三六年末に於ける米國「ボルトフオリオ」投資額の中支拂不履行となつたもの〻割合は、一九三五及三三年末に於て夫々三六%及三二%であつたに比し三五・三%であつた。一九三五年末は七〇・三%であつたに比し、不履行となつた發行總額の七一・三%であつた。一九三三年に於ては、現在完全不履行の狀態に在る歐洲諸國の發行額の重要な「グループ」のものに關し部分的支拂が行はれつゝあつた爲、比率は同年末に於て僅か四七・四%に過ぎなかつた。

一九三六年末に於て歐羅巴は總不履行額の大部分即ち四六・五%を占めた。歐洲諸國の發行額は外國弗貨債現在額の三四%を占め、不履行となつた發行額表の中に含まれてゐる金額の四八%であつた。歐洲諸國の中で最も重要な國たる獨逸の發行額の中九六%は、弗に依る利拂を完全には履行する事が出來なかつた。歐洲の發行總額の中三八%を占めた對獨逸投資額は歐洲の不履行總額の七六%であつた。一九三七年三月獨逸外債整理局は一九三四年七月一日より一九三六年十二月三十一日の間に支拂はるべき利札と交換に弗對弗の基礎に於て三分利弗貨債を發行した。一九三六年七月一日附の右債券は一九四六年一月一日に滿期となるものであるが、有價證券及取引所委員會決定に依り六五百萬弗と登錄された。此の利子決濟は「ドウズ」及「ヤング」公債——部分的現金支拂が一九三六年間に行はれたのは此の爲であつた——を包含しなかつた。

「ブルガリア」、希臘及羅馬尼の發行額の全部及洪牙利、波蘭及「ユーゴースラヴィア」の發行額の大部分は一九三六年末不履行となつたが、之等の國々の不履行額は不履行總額の五%以下であつた。波蘭が最初は一九三六年下半期間延滯した（勿論一部分的現金支拂は一九三七年初期の頃まで行つてゐた）。

南米は不履行債券の四三・三%で、全歐洲の發行額中の不履行額の割合たる四六・五に略近い。然しながら此不履行額は歐洲諸國の債券の場合に於けるより全南米の米貨債の方がより大なる比率を占めてゐる。即ち夫々六四・九及四八・四%である。

亞爾然丁の發行額を除けば南米の未濟弗貨債發行額の殆ど八六%は一九三六年末に不履行狀態に在つた。伯剌西爾、智利及「コロンビア」の發行額は南米諸國の不履行額の大部分を占めてゐる、伯剌西爾は、一九三四年に採用された計畫に從ひ、一九三六年支拂滿期となつた金額の約三四%に相當する部分的現金支拂を爲した。一九三六年智利は、總ての智利公債發行額の二つの舊未拂利札に對し五厘以下の利率に等しい四・七五弗の公債を乘換發行した。債券保有者の約一二%が此の利率で支拂を受けた。非公式に發行された債券及び以前に發行された「スクリップ」證券に關する利拂を除けば、「コロンビア」國は一九三六年に於ては、「ボリヴイア」及秘露と同樣完全な不履行狀態に在つた。「ボリヴイア」國及秘露國の弗貨債發行額は、「ウルグアイ」國のものと同樣、不履行狀態に在る弗貨債の八・六%を占めてゐる。

以前には會社債發行額に限定せられてゐた加奈陀の不履行額は「アルベルタ」州債の若干の發行額（債券の利率を半分に切下げた）が追加された爲、一九三六年間に增加を示した。會社債の發行額の不履行額は再組織及清算の理由に依り續いて減少した。一九三六年末に於ける加奈陀への「ボルトフオリオ」投資額は總額の僅か六・六%に過ぎなかつた。

同年末に於ける不履行額の其他の重要なる「グループ」は玖瑪共和國の公共事業債券であつた。一九三六年六月二日玖瑪國上院は債券が合法的に發行された事及び決濟に關する商議が開始された事を述べて債券保持者を滿足させた。

短期債務及資產　北米合衆國の銀行取引勘定に於ける負債及資產狀態は次表の通りである。（單位百萬弗）

	銀行數				他の銀行			
	1930年末	1931年末	1932年末	1933年末	1934年末	1934年末	1935年末	1936年末
外國人に支拂ふべきもの								
預金	1,640	1,251	715	389	480	496	1,056	1,325

	銀行數約165に付					總ての銀行		
	1930年末	1931年末	1932年末	1933年末	1934年末	1934年末	1935年末	1936年末
貸出及「オーヴアードラフト」	36	26	30	20	39	104	123	158
短期貸付金、長期投資其他	1,046	394	115	63	41			
引受信用額	15	20	10	15	13	14	41	47
計	2,737	1,465	870	487	573	614	1,220	1,530
外國人より受取るべきもの								
預金	294	113	144	250	288	302	91	103
貸出及「オーヴアードラフト」	629	677	377	332	451	674	587	498
短期貸付金、投資其他			190	129				
手形引受信用額	879	449	342	371	237	241	175	158
計	1,802	1,239	1,053	1,082	976	1,217	853	759
差引純短期負債(−)又は資産(+)	− 935	− 226	+ 183	+ 595	+ 403	+ 603	− 367	− 771
上掲各項目に掲ぐ短期資本移動純額（國際收支勘定に於ける資本項目(7)參照）	− 486	− 709	− 409	− 412	+ 192	•	+ 970	+ 404

次表は一九三五及一九三六年度末に於ける現在額を幾分詳細に示したものである（單位百萬弗）。

	一九三五年末	一九三六年末
外國人に支拂ふべき負債		
弗にて支拂はるべき負債		
外國勘定の預金	一、〇五六	一、三二五
外國勘定の有價證券「ブローカー」及取引商に對する貸付	—	—
外國勘定の保有手形	四一	五一
外國勘定として保有されてゐる短期の米國政府債	(一)	二
其の他	六	一四
弗にて支拂はるべき負債計	一、一〇三	一、三九二
外國通貨にて支拂はるべき負債		
外國銀行よりの借入金	四八	四六
外國銀行の手形引受額	四一	四七
其の他	九	七
外國通貨にて支拂はるべき負債計	九八	一〇〇
「ブローカー」勘定	一九	三八
短期負債總額	一、二二〇	一、五三〇
外國より支拂を受くべき資産		
外國通貨にて支拂はるべき資産		
銀行の外國預金	七三	七八
國内の顧客勘定の外國預金	一八	二五
其の他	三八	三七
外國通貨にて支拂はるべき資産計	一二九	一四〇
弗にて支拂はるべき資産		
外國銀行に對する貸付	一四五	九七
外國勘定の手形引受額	一七五	一五八
其の他	三一三	二六一
弗にて支拂はるべき資産計	六三三	五一六
「ブローカー」勘定	九一	一〇三
短期資産計	八五三	七五九

（一）略と無視し得る程小額。

一九二九年以降に於ける上記短期負債及資産の地域的分散狀態は、有價證券の移動額に關聯して上述した諸統計に記錄されてゐる。一九三四年十一月二十八日に至る期間に對する報告は――次表――紐育市の銀行に依りて報告された負債及資産にのみ關聯したものであるから、完全なものとは云へない。

紐育市內諸銀行の報告になる短期負債及資産の地域別分散狀態　（單位百萬弗）

項目	年月日	英本國	佛蘭西	獨逸	伊太利	和蘭	瑞西	其他の歐洲	歐洲計	加奈陀	「ラテン」亞米利加	極東	其他の地域	總計
外國人に對する短期負債	1929年 6月31日	338	772	163	150	87	94	319	1,923	303	204	55	41	2,526
	同 年12月31日	302	924	205	157	99	105	371	2,163	242	188	49	31	2,673
	1930年12月31日	215	799	161	111	122	222	281	1,911	217	131	38	38	2,335
	1931年12月30日	105	549	41	33	45	66	122	961	148	103	69	22	1,303
	1932年12月28日	170	71	33	40	12	78	66	470	98	122	43	13	746
	1933年12月27日	49	27	17	12	8	11	31	155	86	97	43	11	392
	1934年11月28日	59	33	26	14	13	10	41	196	92	107	60	12	(1) 467
對外短期資産	1931年 3月31日	222	47	542	26	50	7	198	1,092	33	194	39	4	1,362
	同 年12月30日	166	29	467	19	21	13	149	864	58	135	42	3	1,102
	1932年12月28日	92	63	435	12	13	6	97	718	42	130	24	4	918
	1933年12月27日	198	67	261	17	18	12	83	656	32	136	50	6	880
	1934年11月28日	207	94	179	11	16	8	60	575	84	102	45	3	(2) 810

（1）此の數字に關しては1934年12月5日北米合衆國內諸銀行に依り報告された數字は585であつた。

（2）此の數字に關しては1934年12月5日北米合衆國內諸銀行に依り報告された數字は1,120であつた。

次表は一九三五及三六年に於ける現在額に關し利用し得た比較的完全な報告を要約したものである。大藏省の諸統計は次表に包括されてゐる負債及資産の各種の範疇の各々に付毎週同樣な分類を行つてゐる。

北米合衆國內の銀行、「ブローカー」及證券業者に依り報告された短期對外資産の地域的分散狀態　（單位百萬弗）

項目	年月日	英本國	佛蘭西	獨逸	伊太利	和蘭	瑞西	其他歐洲	歐洲計	加奈陀	「ラテン」亞米利加	極東	其他の地域	總計
負債														
諸銀行に依り報告されたる外國短期債務														
弗にて支拂はるべきもの	1935年 1月 2日	50	30	29	17	12	13	44	195	99	123	108	12	537
	1935年12月31日	146	156	29	23	64	86	105	609	142	156	173	23	1,103
	1936年12月30日	182	171	32	40	65	123	125	738	184	264	179	26	1,391
其他の通貨にて支拂はるべきもの	1935年 1月 2日	27	4	1	2	1	—	2	37	1	—	22	—	60
	1935年12月31日	60	8	—	3	5	—	2	78	3	—	16	1	98
	1936年12月30日	54	5	—	2	14	—	1	76	2	—	21	1	100
銀行及證券業者に依り報告された外國の借方殘高	1935年 1月 2日	4	4	1	-	1	1	1	12	3	1	1	—	17
	1935年12月31日	4	4	—	—	2	2	2	14	3	2	—	—	19
	1936年12月30日	10	7	—	—	3	9	2	31	4	2	1	1	39
短期負債計	1935年 1月 2日	81	38	31	19	14	14	47	244	103	124	131	12	614
	1935年12月31日	210	168	29	26	71	88	109	701	143	158	189	24	1,220
	1936年12月30日	246	183	32	42	82	132	128	845	190	266	201	28	7,530
資産														
銀行に依り報告された對外短期資産														
弗にて支拂はるべきもの	1935年 1月 2日	74	43	231	14	12	5	73	452	79	149	78	7	765
	1935年12月31日	33	18	199	6	18	6	67	347	88	130	59	9	633
	1936年12月30日	40	14	164	6	19	4	51	298	46	109	51	12	516

項目	年月日	英本國	佛蘭西	獨逸	伊太利	和蘭	瑞西	其他歐洲	歐洲計	加奈陀	「ラテン」亞米利加	極東	其他の地方	總計
其他の通貨にて支拂はるべきもの	1935年 1月 2日	228	38	1	14	6	3	7	297	17	3	29	1	357
	1935年12月31日	61	14	3	8	1	—	4	91	13	3	21	1	129
	1936年12月30日	79	3	1	5	3	1	7	99	13	11	16	1	140
「ブローカー」及證券業者に依り報告された外國の借方殘高	1935年 1月 2日	20	18	—	—	8	6	8	60	22	3	8	1	94
	1935年12月31日	20	16	—	—	7	5	8	56	26	3	4	1	90
	1936年12月30日	22	10	1	—	11	5	9	58	31	8	5	1	103
短期資產計	1935年 1月 2日	322	99	232	28	26	14	88	809	118	155	125	9	1,216
	1935年12月31日	114	48	202	14	26	11	79	494	127	136	84	1	852
	1936年12月30日	141	27	166	11	33	10	67	455	90	128	72	14	759

第三十六節　「ヴエネズエラ」

以下叙述する所の一九三四及三五年度の「ヴエネズエラ」國國際收支勘定に關する推計は、本調書に於て叙述せる他の諸國のものと著しくその形式を異にしてゐる。其原形式のものに於ては、報告內容は、埋藏石油の開發が外國資本の掌中に在るとの理由の爲に總輸出額(貨物及金)の九一%も占めてゐる石油及同製品輸出額を除外してゐる。同樣の理由で、一九三五年度の報告は、外國金採掘會社に依る產金の輸出を除外してゐる。又同報告書に於ては石油契約に基いた石油會社及外國系金採掘會社の無稅輸入品も亦、其等が國內の資金に依つて支拂はれないとの理由で總輸入額から除外されてゐる。一九三五年度の報告も一九三六年度のものも、兩者とも外國石油會社及金採掘會社の主要なる相殺的な金融上の取引——即ち(一)「ヴエネズエラ」國への投資に基く利子及配當金の海外支拂、(二)右投下資本の年賦償還金及び(三)右諸會社に依る同國への新規投資——を含めてゐない。他方に於て「ヴエネズエラ」國內に於ける石油會社の稅金、賃銀、運輸費及其他の諸費用の形式に於ける出費は、勘定の貸方項目とし包含されてゐる。斯くの如く「ヴエネズエラ」國內に於ける外國企業は「外國」と見做されて居り、從つて執告書は領土としての「ヴエネズエラ」の國際貸借と云はんよりは寧ろ「ヴエネズエラ」貨幣に依る「外國」取引を要約する事を目的としてゐる。

本調書の目的の爲には、外國石油會社及外國系採金會社の取引額の大きさをも指摘して置く方が興味のある事と考へた。そこで「ヴエネズエラ」國貿易統計に記錄されてゐる輸出入總額を次に示すと共に、右諸會社の輸出入額を控除額として一緒に列べて記入して置いた。

一、一九三四年度に於ける國際收支　(非公式の推算)

「ヴアイセント・レキユナ」氏(M. Vicente Lecuna)の編纂になり、「カラカス」商業會議所に依りて公刊された(註)一九三四年度の國際收支(經常項目)の推計を、幾分形式を變更して次に示す。

註 Boletin de la Cámara de Comercio de Caracas, No. 268, Oct. 1935, page 6532 參照。

(單位百萬「ボリヴアール」)

	貸方項目關係	借方項目關係		貸方項目關係	借方項目關係
(1) 貨物貿易(銀を含む)(記錄されたもの)	(a) 659.4	130.9	(6) 利子、配當、其他	—	6.0
(2) 外國に支拂つた運賃及保險料に依る輸入額の修正(12.5%)	—	16.4	(7) 火災及生命保險關係收支	—	1.5
(3) 石油及同製品の輸出額の控除	— 608.4	—	(8) 觀光客出費	•	5.0
(4)「石油に關する純受取額」(石油爲替)	(b) 132.0	—	(9) 政府對外支拂	—	10.0
(5) 金貨及地金(記錄上の)	12.5	28.8	計	195.5	198.6
			差引借方殘高	(a) 3.1	

(a) 修正數字（原報告書に於ては、貨物輸出額は 656.7 百萬「ボリヴァール」となつて居り、上掲の項目の差引借方殘高は 5.8 百萬「ボリヴァール」となつてゐる）。
(b) 大雜把な推計に依れば、約70百萬「ボリヴァール」は稅金（關稅及印紙稅として支拂はれた繫船浮標使用料を含む）として國庫に支拂はれた。

原報告書に於ては、上掲の各項目の結果として生ずる缺損額に等しい「個々人の通貨」(Currency of Individuals)——即ち個人の外貨手持額の減少——なる項目を勘定の貸方側に含ましめる事に依つて均衡を保たされてゐる。

次に示すI九三五年度の一層詳細な報告に依つて判る樣に、上掲の表は通常勘定に屬してゐる多數の項目を含んでゐない。(2)より(4)に至る項目の詳細に就ては、I九三五年度の報告に於ける註釋に依つて知られたい。

II、I九三五年度に於ける國際收支

「エム・アール・セロ」(M. R. Cello) によつて作成され Revista de Hacienda (「ヴェネズエラ」國大藏省發行) に於て公表されたI九三五年度の「ヴェネズエラ」國國際收支に於ける經常項目の推計を形式に少し修正を加へて示せば次の如くである。

(單位百萬「ボリヴァール」)

	貸方項目關係	借方項目關係		貸方項目關係	借方項目關係
(1) 貨物貿易額（銀を含む）（記錄上のもの）	697.5	164.9	(4) 石油及同製品輸出額の控除	— 649.2	—
(2) 輸入額の修正			(5) 石油契約に依る無稅輸入品の控除	—	— 46.7
(a) 運賃	—	8.0	(6)「石油爲替」	120.0	—
(b) 保險料	—	0.9	(7) 金貨及地金（記錄された）	14.3	60.3
(3) 輸出額の修正			(8) 外國採金會社の金輸出額の控除	— 10.5	—
(a) 銀貨輸出額	— 1.4	—	(9) 上記會社の無稅輸入品の控除	—	— 1.5
(b)「コロンビア」國への記錄せられざりし家畜輸出額	1.8	—			
(10) 上記會社の「ヴェネズエラ」國內に於ける出費	4.2	—	(14) 觀光客出費	0.6	4.6
(11) 利子受拂額	1.0	6.0	(15) 政府對外支出	—	6.5
(12)「コロンビア」國品の通過貿易に對する收入	1.3	—	計	179.6	204.6
(13) 火災及生命保險料	—	1.6	上記項目に基く借方殘高	25.0	

借方殘高は、同年間に於て、「ヴェネズエラ」國の對外資產が減少した事を示すものである。I九三四年末に於ては五・七百萬「ボリヴァール」がI九三五年に於ける金輸入の費用を償ふ爲外國に預金された事が指摘される。又「ヴェネズエラ」國市民の保持せる外國證券は同年間に賣却されてしまつたらしい事が暗示されてゐる。

輸入額に附加された運賃及保險料支出額（項目(2)）は外國系石油及採金會社に依る輸入品（項目(5)及(9)參照）以外のものに關係したものである。運賃は「ヴェネズエラ」國の各港に於ける外國船の支出を見込んで一噸當り五〇「ボリヴァール」とされた。保險料は關係商品の價額の〇・五%として計算された。

「ヴェネズエラ」國の埋藏石油の開發は其殆ど全部が「アングロ・ダッチ・アンド・アメリカン」會社の手中に在る。石油及石油製品の輸出額は、同國へ無稅で輸入を許可されてゐる石油會社の輸入品の價額（項目(4)及(5)）と同樣勘定から控除されてゐる。「ヴェネズエラ」國內に於ける之等の會社の「コンセッション」料、稅金、修賃、運賃等々に基く出費は、外貨の賣却に依つて支拂れてゐる。而して「ヴェネズエラ」經濟に貢獻してゐる石油輸出額の部分を占めてゐる右金額は項目(6)の貸方側に記入されてゐる（石油爲替所謂 giros petróleo）。

項目(8)乃至(10)は外國採金會社の上述と對應せる取引額を示してゐる。一四・三百萬「ボリヴァール」の金輸出總額の中三・七百萬「ボリヴァール」は「ヴェネズエラ」鑛山業者に依りて產出されたものである（小さな「コンセッション」又は自

由地帶）事が判るであらう。而して殘りの一〇・五百萬「ボリヴアール」は外國會社に依つて生産され、其の僅か五分の二即ち四・二百萬「ボリヴアール」（項目(10)）が「ヴエネズエラ」に於ける出費となつてゐる。

記錄された金輸入總額は政府に依りて海外へ持出された金貨を示す。外國人觀光客の出費 項目(14)、貸方）は來訪せる一四、五〇〇人の觀光客の各々に付一人當り一弗として計算されたものである。

昭和十三年六月廿七日印刷
昭和十三年七月一日發行

定價參圓（外地定價三・三〇）

不許複製

最近各國の國際收支

日本國際協會叢書 第百九十八輯

編輯兼發行人　赤松祐之　東京市目黑區中目黑三ノ九九〇
印刷人　中川二郎　東京市芝區南佐久間町一ノ七
印刷所　研文社　東京市芝區南佐久間町一ノ七

發行所　東京市麹町區丸の內二ノ十二
社團法人　日本國際協會
振替東京五五一八三番
電話丸の內（四六六四番 四九三五番）

日本國際協會發行圖書

外務省東亞局監輯	支那各省經濟事情	菊判 一〇五〇頁	定價四〇・二二 送料〇・二二
方顯廷、何廉、丁佶、張純明、著 テイラー	支那經濟建設の全貌	菊判 三〇〇頁	二・〇〇 〇・一五
外務省調査部編纂	獨逸經濟政策の根本問題	菊判 一六二頁	一・〇〇 〇・一二
タウンセンド著 大江專一譯	米國極東政策の眞相	四六判 三一〇頁	一・五〇 〇・一五
外務省通商局編纂	最惠國條款の現狀及將來	菊判 八頁	〇・四〇 〇・〇六
外務省調査部編纂	石油の問題	菊判 一八頁	〇・八〇 〇・〇九
外務省通商局編纂	昭和十二年版 各國通商の動向と日本	菊判 四四〇頁	三・〇〇 〇・二一
外務省通商局編纂	最近原料品取得問題	菊判 一二六頁	〇・八〇 〇・〇六
外務省通商局編纂	最近世界生產と物價の動向	菊判 三三四頁	二・五〇 〇・二一

753
70
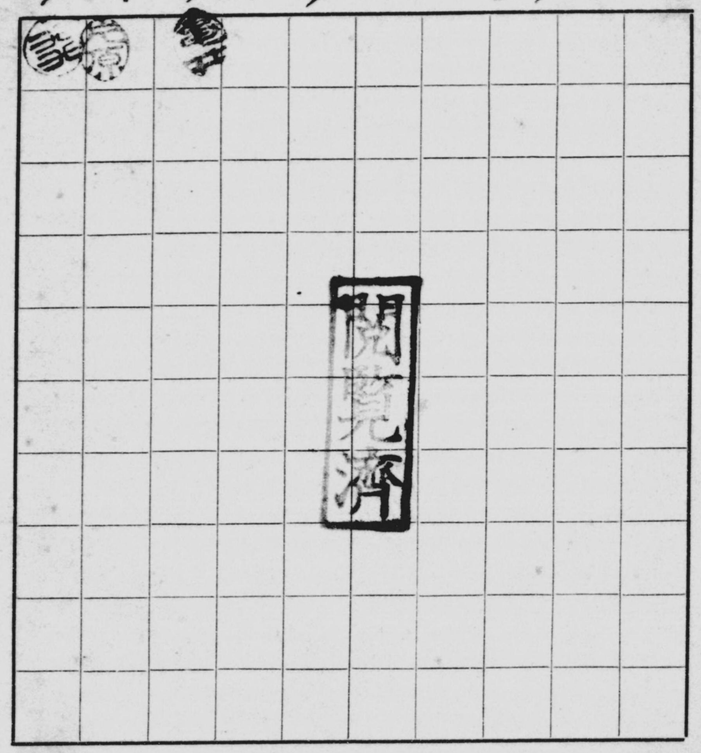
13年 7月 7日 240